

# — 目 次 —

## ◎第1回臨時会

### ○2月1日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名 .....	3
日程第2	会期決定の件について .....	4
日程第3	議案第1号から議案第9号までの9議案一括上程 .....	4

### ○2月2日（第2号）

日程第1	質疑 .....	14
日程第2	討論・採決 .....	24

### 付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成23年 第1回臨時会 (2月)	議案第1号	三股町住民生活に光をそそぐ基金条例	原案 可決	2月2日
〃	議案第2号	平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の町民税の臨時特例に関する条例	原案 可決	2月2日
〃	議案第3号	三股町木之川内ダム等管理条例	原案 可決	2月2日
〃	議案第4号	三股町課設置条例の一部を改正する条例	原案 可決	2月2日
〃	議案第5号	平成22年度三股町一般会計補正予算(第6号)	原案 可決	2月2日
〃	議案第6号	第5次三股町総合計画に係る基本構想の策定について	原案 可決	2月2日
〃	議案第7号	事務の委託に関する都城市との協議について(基幹水利施設管理事業の三股町が管理する部分に係る事務)	原案 可決	2月2日

平成23年 第1回臨時会 (2月)	議案第8号	事務の委託に関する都城市との協議について(国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の三股町が管理する部分に係る事務)	原案 可決	2月2日
〃	議案第9号	副町長の選任について	原案 同意	2月2日

## ◎第2回定例会

### ○3月3日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	33
日程第2	会期決定の件について	33
日程第3	平成23年度施政方針表明	34
日程第4	議案第10号から議案第38号までの29議案、発議1件及び意見書案4件 一括上程	40

### ○3月7日(第2号)

日程第1	総括質疑	56
日程第2	常任委員会付託	63
日程第3	議案第12号、議案第17号、議案第38号の3件及び発議第1号の1件並びに意見書案の第1号から第4号の4件の質疑・討論・採決	64

### ○3月16日(第3号)

日程第1	一般質問	70
	2番 指宿 秋廣君	70
	4番 上西 祐子君	93
	8番 原田 重治君	111
	1番 福永 廣文君	120
	7番 池田 克子君	124

### ○3月22日(第4号)

日程第1	常任委員長報告	137
	総務厚生常任委員長	137
	建設文教常任委員長	140

一般会計予算・決算常任委員長 .....	1 4 3
日程第2 質疑（議案第10号から議案第11号、議案第13号から議案第16号及び 議案第18号から議案第37号までの26議案並びに平成22年請願第2号） .....	1 4 5
日程第3 討論・採決 .....	1 4 5
日程第4 発議第2号上程 .....	1 5 5
日程第5 質疑・討論・採決（発議第2号） .....	1 5 7
追加日程第1 議案第39号上程 .....	1 5 7

付議事件及び審議結果一覧

平成23年 第2回定例会 (3月)	議案第10号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町一般会計補正予算（第7号））	原 案 承 認	3月22日
〃	議案第11号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））	原 案 承 認	3月22日
〃	議案第12号	三股町課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例	原 案 可 決	3月7日
〃	議案第13号	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第14号	三股町西部地区体育館整備基金条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第15号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第16号	三股町立公園条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第17号	町長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決	3月7日
〃	議案第18号	平成22年度三股町一般会計補正予算（第8号）	原 案 可 決	3月22日

平成23年 第2回定例会 (3月)	議案第19号	平成22年度三股町国民健康保険特別 会計補正予算(第4号)	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第20号	平成22年度三股町老人保健特別会計 補正予算(第2号)	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第21号	平成22年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第4号)	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第22号	平成22年度三股町介護保険特別会計 補正予算(第4号)	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第23号	平成22年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計補正予算(第3号)	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第24号	平成22年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計補正予算(第 3号)	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第25号	平成22年度三股町公共下水道事業特 別会計補正予算(第4号)	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第26号	平成23年度三股町一般会計予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第27号	平成23年度三股町国民健康保険特別 会計予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第28号	平成23年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第29号	平成23年度三股町介護保険特別会計 予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第30号	平成23年度三股町介護保険サービス 事業特別会計予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第31号	平成23年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計予算	原 案 可 決	3月22日
〃	議案第32号	平成23年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計予算	原 案 可 決	3月22日

平成23年 第2回定例会 (3月)	議案第33号	平成23年度三股町公共下水道事業特別会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第34号	平成23年度三股町水道事業会計予算	原案 可決	3月22日
〃	議案第35号	町道路線の廃止について	原案 可決	3月22日
〃	議案第36号	町道路線の認定について	原案 可決	3月22日
〃	議案第37号	第四次国土利用計画・三股町計画の策定について	原案 可決	3月22日
〃	議案第38号	教育委員会委員の任命について	原案 同意	3月7日
〃	発議第1号	三股町議会委員会条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月7日
〃	意見書案 第1号	高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書(案)	原案 可決	3月7日
〃	意見書案 第2号	新燃岳噴火による降灰被害への支援に関する意見書(案)	原案 可決	3月7日
〃	意見書案 第3号	ウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書(案)	原案 可決	3月7日
〃	意見書案 第4号	拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書(案)	原案 可決	3月7日
〃	継続審査となっていた平成22年請願第2号	米価の大暴落に歯止めをかける請願	不採択	3月22日
〃	発議第2号	三股町議会基本条例	原案 可決	3月22日
〃	議案第39号	平成22年度三股町一般会計補正予算(第9号)	原案 可決	3月22日

# 一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の 要 旨	質問の相手
1	指宿 秋廣	1 新燃岳の降灰対策について	① 降灰をどのように考えているか	町 長
			② 町民の要望・苦情の情報の共有化をするべきだと考えるがその体制はどのようになっているか	
			③ 対策本部はいつ設置されたか	対策本部長
			④ 鹿児島・宮崎両県の対策本部設置市町はどうなっているか ⑤ 対策本部間の連携はどうなっているか	
		⑥ 対策本部連携による国への要望状況は何かあったか ⑦ 災害の長期化に伴う対策及び体制はどう考えているか ⑧ 埋め立て処分場の確保状況について ⑨ 農集排及び公共下水道使用料の減免をする考えはないか ⑩ 現業職員の雇用の確保をして素早い対応をするべきだと思うか	町 長	
⑪ 降灰防除地域指定での学校の施設整備をするべきではないか	町 長 教育長			
		2 公共工事等の総合評価方式について	① 本年度における導入状況について ② 降灰の運搬は建設業者に依頼しているが、いざという時のためにも総合評価方式の入札で地場産業の育成をするべきだと考えるが今後充実強化する予定はあるか	町 長

1	指宿 秋廣	3 自治公民館への加入促進について	<p>① 行政や自治公民館と連携して一体となり加入促進をするべきではないか</p> <p>② ゴミ袋の販売実績は自治公民館全体と商店での販売実績ではどのようになっているか</p> <p>③ ゴミ袋の販売を予算額を変えることなく自治公民館での単価をもう少し安くして商店販売単価を高くすることを検討するべきではないか</p>	町 長
2	上西 祐子	1 町長の政治姿勢について	① 選挙公約と財政改革の整合性について伺う	町 長
		2 降灰対策について	<p>① 降灰の状況と農業被害状況を問う</p> <p>② 降灰除去体制はどうなっているのか</p> <p>③ 長期化の場合、降灰除去機材はどう確保するのか</p> <p>④ 住民(町内会)との協力体制はどう進んでいるのか</p>	
		3 老人福祉対策について	<p>① 介護予防の施策を伺う</p> <p>② 認知症予防の施策を伺う</p> <p>③ 一人暮らしの支援のあり方をどう考えているか(ささえ合いの社会を作るための施策)</p>	
3	原田 重治	1 自立を選んだ三股町の問題点について	① 福祉の専門的知識を持った人が不足しているのではないか	町 長
		2 畑かんの必要性について	<p>① 町は畑かんをどのように活かしていくつもりか</p> <p>ア 蓼地方面の畑かん面積は</p> <p>イ 蓼地方面の畑かん利用人口は</p> <p>ウ 蓼地方面の若い農業者人口は</p> <p>エ 蓼地方面の畑かん予算は</p> <p>オ 畑かんはいつから計画され今までの投入金はいくらになるのか</p> <p>カ 蓼地の畑かん予定地は戦後61年程になり農道は当時のままだが、何を基準に農道整備を行っているのか</p>	

4	福永 廣文	1 安全安心な町民の暮らしを守るまちづくりについて	<p>① 勝岡小の北側の土地の造成について伺う</p> <p>ア 近隣住民は崩土の不安にいられている。勝岡地区は急傾斜の災害危険地域が多数あり、今、新たにこの危険地と思われる土地を人工的に造成することに関し、町として何らかの規制はできないのか</p> <p>イ このような土地造成について、災害が発生した場合、その責任について町としてどう対処されるのか</p>	町 長
5	池田 克子	1 施政方針の具体的施策について	<p>① 重点施策として「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」をかかげているが、その中の歴史についてどのような形で尊ぶとするのか問う</p> <p>② 歴史的な資料の保管状況について問う</p> <p>③ 弓道場の建設を予定するとあるが、現在の弓道場を歴史資料館として転用できないか</p> <p>④ 「アスリートタウン三股」づくりを一步前進させて、「スポーツタウン三股」として発展させれば地域の振興にもつながるのではないかと問う</p>	町 長 教育長







三股町告示第3号

平成23年第1回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年1月27日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成23年2月1日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

福永 廣文君

指宿 秋廣君

財部 一男君

上西 祐子君

大久保義直君

東村 和往君

池田 克子君

原田 重治君

中石 高男君

山中 則夫君

黒木 孝光君

山領 征男君

---

○2月2日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成23年 第1回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

平成23年2月1日（火曜日）

---

議事日程（第1号）

平成23年2月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第1号から議案第9号までの9議案一括上程
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第1号から議案第9号までの9議案一括上程
- 

出席議員（12名）

1番 福永 廣文君	2番 指宿 秋廣君
3番 財部 一男君	4番 上西 祐子君
5番 大久保義直君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 上原さとみ君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	木佐貫辰生君			
教育長	.....	田中 久光君			
総務企画課長兼町民室長	.....			渡邊 知昌君	
税務財政課長	.....	原田 順一君	町民保健課長	.....	重信 和人君
福祉課長	.....	大脇 哲朗君	産業振興課長	.....	下沖 常美君
都市整備課長	.....	中原 昭一君	環境水道課長	.....	岩松 健一君
教育課長	.....	野元 祥一君	会計課長	.....	山元 宏一君

---

午前10時00分開会

○議長（東村 和往君） ただいまから、平成23年第1回三股町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、今回の新燃岳噴火に対する発言の申し出が町長からありましたので、ここでお願いします。町長。

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。今回の新燃岳の大噴火に係る降灰対策について所感を述べさせていただきます。

昨年の口蹄疫、年末年始の大雪、鳥インフルエンザに続き新燃岳の大噴火による降灰、災害や異常事態が続いているところでございますが、口蹄疫同様、降灰対策について町民一丸となった対応・対処が必要だろうと考えています。

すべての降灰処理対策が行政だけでできるものではありません。家庭の事、家庭でできることは家庭で、地域できることは地域で、互助精神を発揮していただくとともに、そして行政がすべきこと、行政と協働してやるべきことなどに仕分けしながら、降灰処理に対処したいと考えております。

このことから、本日の午後、全員の自治公民館長を交え、降灰対策会議を開催いたします。そして、本日から鹿児島県の道路降灰除去協会のロードスイーパー2台と町の建設業協会37社の協力を得て道路の降灰除去作業に取りかかっているところです。

また、活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域の指定や道路降灰除去事業の補助事業の導入、農業被害の補償等については国、県に要望していきたいというふうに考えています。

新燃岳の噴火はいつまで続くか見通しができないことから、降灰対策は息の長い対応になるかと考えていますが、今後とも町民の皆様をはじめ町議会議員各位のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。終わります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（東村 和往君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、福永君、10番、山中君の2人を指名します。

---

### 日程第2. 会期決定の件について

○議長（東村 和往君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告を願います。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保義直君） 議会運営委員会の協議の結果についてご報告をいたします。

去る1月27日10時から委員会を開催し、本日招集されました平成23年第1回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。

今期臨時会に提案されます議案は、基金条例ほか合わせて9件であります。この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期日程は本日から明日2日までの2日間とし、提案される議案第1号から第9号の9議案については委員会への付託を省略し、全体審議で処置することに決定しました。

また、詳しい補足説明を必要とする議案の審査のために、全員協議会開催を求めることといたしました。

なお、会期日程は、お手元に配付されております日程案のとおりであります。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 会期についてお諮りします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から明日2日までの2日間とし、提案される議案第1号から第9号までの9議案については委員会への付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日から明日2日までの2日間とし、提案される議案第1号から第9号までの9議案については、委員会への付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第1号から議案第9号までの9議案一括上程

○議長（東村 和往君） 日程第3、議案第1号から議案第9号までの9議案を一括して上程いたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 平成23年第1回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号「三股町住民生活に光をそそぐ基金条例」についてご説明申し上げます。国におきましては、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に係る平成22年度補正予算の中で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金と住民生活に光をそそぐ交付金が創設されたところであります。

このうち、住民生活に光をそそぐ交付金については、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する取り組みに対し交付されることであり、第2次交付については、基金に積み立て、平成23年度以降の事業に充当することから、新たに基金条例を制定するものであります。

次に、議案第2号「平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の町民税の臨時特例に関する条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、平成22年4月に宮崎県内で発生しました口蹄疫に係る手当金等について、免税措置の臨時特例に関する法律が制定されたことから、本町条例においてもこれを定めようとするものであります。

次に、議案第3号「三股町木之川内ダム等管理条例」についてご説明を申し上げます。

本案は平成22年度、国営都城盆地土地改良事業完成に伴うダム・頭首工・導水路の管理条例を定めるものです。

次に、議案第4号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、私の政策目標として掲げました「住民主役のまちづくり」及び「町民総参加・協働」実現のために組織機構の見直しを行うもので、私の政策課題の実施や町民からの政策提言等に対して迅速に対応するための機構改革であります。

内容としましては、総務企画課から企画政策部門を分離し、地域政策室として設置するものでございます。

次に、議案第5号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

国におきましては、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に係る平成22年度補正予算が、第176回通常国会において、去る平成22年11月26日に措置されたところであります。

このうち、本町に関連します地域活性化・きめ細かな臨時交付金と住民生活に光をそそぐ交付金の内示があったことから、本案はこれを受けて所要の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額

84億5,372万5,000円に歳入歳出それぞれ8,848万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,221万1,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

地方交付税については、交付決定のあった特別交付税を増額補正し、国庫支出金については、地域活性化・きめ細かな臨時交付金と住民生活に光をそそぐ交付金のほか、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業助成金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

各款において、きめ細かな交付金事業として総額6,829万5,000円を増額補正し、住民生活に光をそそぐ交付金事業として総額1,420万8,000円を増額補正するものであります。

衛生費においては、子宮頸がんワクチン接種委託料ほかを増額補正し、総務費においては昼窓用のパソコン等の購入費用を増額補正するものであります。

なお、今回提案しました地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業と住民生活に光をそそぐ交付金事業については、繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第6号「第5次三股町総合計画に係る基本構想の策定について」ご説明申し上げます。

総合計画の基本構想は、まちが目指す総合的・長期的展望に立ったまちづくりの基本理念を示すものであり、まちの将来像と、これを達成していくための施策の大綱を明らかにするものであります。

今回、三股町総合計画審議会の答申を踏まえ、「自立と協働で創る元気なまち三股」を将来像とする平成23年度から32年度までの10年間を計画とする第5次三股町総合計画に係る基本構想を策定しようとするもので、地方自治法第2条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第7号及び第8号「事務の委託に関する都城市との協議について」ご説明申し上げます。

本案は、平成22年度国営都城盆地土地改良事業で完成しました施設について、基幹水利施設管理事業・国営造成施設管理体制整備促進事業を導入するに当たり、都城市と事務の委託を定めるもので、地方自治法第252条の14の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

次に、議案第9号「副町長の選任について」ご説明申し上げます。

副町長の選任につきましては、昨年9月定例会、11月臨時会、12月定例会と提案の機会がありましたが、その都度この人選につきまして慎重な検討を重ねてまいりました。地域主権、地方分権が叫ばれ、今後の展開次第では地方自治体の環境が大きく変わるかもしれない中で、時代の変化に適切に対応できる役所づくり、人づくり、物づくりを柱にしたまちづくりを進めてい



きたいと考えております。

今回、知事に県職員の中から、本町の副町長としてお願いしたところ、その人格・識見・経歴等から推薦いただきました石崎敬三氏が適任者と判断いたしましたので、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上、9議案についてそれぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（東村 和往君） 補足説明があれば、許します。税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） それでは、私のほうで補足説明をいたしたいと思います。

まず、議案の第1号でございますが、「三股町住民生活に光をそそぐ基金条例」についてご説明いたします。

お手元に、議案番号としては1号というのはございませんけれども、議案の第5号というものがあろうと思います。「平成22年度一般会計補正予算（第6号）」の説明の中に、これと関連しておりますので、それを開いていただきまして、ここの1ページと2ページを見ていただきたいと思います。まず1ページに、地域活性化交付金・きめ細かな交付金の概要と、それから2枚目に、地域活性化交付金・住民生活に光をそそぐ交付金の概要というのがございます。これが今回、国の補正予算で新しく創設された地域活性化交付金でございます。この地域活性化交付金には、1枚目のきめ細かな交付金事業と2枚目の住民生活に光をそそぐ交付金というものがございまして、これ2つ合わせまして国ベースで3,500億円でございます。そして、この住民生活に光をそそぐ交付金のほうは1,000億円ということでございます。

これにつきましては、まず市町村に交付されるものが500億円、これが1次配分分でございます。2次配分として500億円が予定されております。今回は、2次配分においては額がまだ示されておられません。この500億円分の住民生活に光をそそぐ交付金については予算のほうがございますのでそちらのほうでまた説明いたしますが、この残りの500億円、まだ決定しておりませんが、この500億円については、市町村が来年、再来年の2カ年の中で住民生活に光をそそぐ交付金事業をやるとするならば交付されるということでございます。したがって、積極的に予算を計上したところに配分するというところでございまして、本町につきましても、基金を創設しまして、それにことしの3月までに受け入れをいたします。そして翌年度あるいはその翌年度の間に住民生活に光をそそぐ事業として、消費者行政あるいはDV対策、自殺予防対策等について利用していきたいということでございます。この2ページの一番下のほうに、米印で、一定の条件のもと、一部を基金に積み立て、平成23年度以降の地方単独事業の財源とすることも可ですよということがございます。これに基づく基金の条例でございます。

以上が1号でございます。

続きまして、議案番号の2号の補足説明をいたしたいと思えます。

議案番号2号につきましては、「平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の町民税の臨時特例に関する条例」でございます。

ちょっと長いわけでございますけれども、これは12月の通常議会のときに、予算委員会であったと思えますが、この口蹄疫の寄附金、義援金等についてはどうなるのかということでございました。そのときに、まだはっきりしないので、今後検討したいというふうにお答えしたと思えますけれども、それに基づくものでございまして、この議案の中身につきましては、ちょっと長たらくありますけれども、議案の第2号という資料を2枚つけてあると思えますが、それを見ていただきますと、長たらく条例としてはなっておりますけれども、中身としましては、口蹄疫が発生したことによっていろいろな義援金とか農家の支援というものをいたしました。それらが税においてどう所得として扱われるのかということでございまして、これにつきましては、口蹄疫対策特別措置法が時限立法でございますけれども、平成22年6月4日に公布されてから、24年3月31日までの間に、平成22年4月1日以降、ちょっとその手当金等のところに抜けておりますけれども、22年4月1日以降、発生が確認されたことによる手当金ですね。——の交付を受けた場合に、交付を受けた翌年度の町民税の所得割については手当金等により生じた町民税の所得割の額を免除しますよということでございます。

今まで、国の中で、法律は制定されましたけれども、なかなか中身がわからなかったのは、手当金等とは一体何を指すのかということでございます。国としましては、法律をつくった段階で、殺処分をいたしました手当金、牛の補償費と申しますか手当金については該当しますよということも明確にうたったところでございますが、手当金等となっております、義援金についてはじゃどうなんだと。それから、市町村がそれぞれ農家に助成した、したものはどうなのかというのが見解がなかなか分かれておって、ようやくそれが示されたということでございます。

で、私がつくりました議案の第2号の説明のほうを見ていただきますと、第1条において免除しますよと、それから第2項あるいは第2条では、条例の規定を適用する場合の読みかえ規定ということでございまして、附則第8条第1項には、免税牛が実はございます。2,000頭以内ですか、牛を販売したときのものについては、所得割の額からその牛が入って含めない場合の所得割を比較して、その差額分のところは控除しますよというのが現在免税牛の規定が附則第8条第1項にあるわけでございますが、これと同じように、この義援金等についても同じような計算方法で扱いますよという読み替え規定でございます。

その次のページ、一覧が別表という形であろうと思えますが、これが国が示した義援金等の例

でございます。これがすべてではございませんけれども、これから、1番からずっと12番まででございますけれども、まず1番目が、へい殺畜等手当金、これがいわゆる殺処分した牛の手当金です。これらについては免税ですよということが書かれております。

7番から下のほうに、出荷遅延等のものがございます。これらについても免税ですよということでございます。

それからですね、じゃあこの中に手当金がないわけでございます——義援金ですね。失礼しました。義援金はどうなるのかということでございますが、三股に3回にわたりまして日赤とか共同募金この関係のは国から3,500万ほどだったですか、農家に配当されたところでございます。これについては非課税という見解でございます。したがって、もともとの非課税でございますので、非課税という条例はないわけでございますので、もともと所得には入れないという見解でございます。それ以外については、基本的には課税ということでございまして、ここにありますへい殺の手当金とか出荷遅延については、所得としてとらえるけれども、それが無いという、免税になるということでございます。今回、そのための条例を上げたところでございます。

一応、1号と2号でございます。

続きまして、議案の第5号の予算関係でございます。これについても、委員会が開かれない関係でご説明を若干しておきたいと思っております。

これにつきましては、先ほどの資料の議案第5号というような資料をあけていただきまして、まずこの中にあります1ページと2ページは、先ほど説明いたしました。きめ細かな交付金事業と、それから住民生活に光をそそぐ交付金事業ということでございます。これが基本的に予算に入っております。

3ページをちょっとごらんいただきたいと思っております。下のほうに大きく3ページとございますが、これが今回の補正予算のすべてでございます。

まず1つは、きめ細かな交付金事業としまして、事業費で6,829万5,000円が入っております。

それから、2番目に住民生活に光をそそぐ交付金事業としまして1,420万8,000円が入っております。

それから、子宮頸がん等ワクチン助成事業として528万2,000円が入っております。それから、そのほかに、昼窓による証明発行を来年度から予定しているわけでございますが、それに伴います準備としましてパソコン等の準備をしまして、するわけでございますが、その備品として60万円が入っております。

それから、その下のほうにつきましては、光熱水費の不足分ということで、多世代交流センターのところ、ガス代が不足しておりまして、その分の45万円でございます。予備費は、調整

でマイナスの34万9,000円、トータル8,848万6,000円の補正額ということになります。

財源的なものは右のほうを見ていただければおわかりになると思います。事業費内訳でもこういう形で今回の補正の中に入っているということでございます。

それから、その3ページの次に3の1という形でございますが、これがきめ細かな交付金を国に計画書として挙げた分でございます。今回の予算の中にも入っているところでございます。それから、その次の3の2というのがございますが、これが住民生活に光をそそぐ交付金の実施計画ということで、国に申請した分でございます。

そして、その次のページは、今回の補正予算に特別交付税を見ましたけれども、今回12月の内示がありましたので、そこに、真ん中辺に交付額は8,606万4,000円ですよということで、口蹄疫分が7,780万円入っておりますということでございます。参考に見ていただければと思います。

以上で、議案の第5号「一般会計の補正予算」の概略を説明を終わります。

以上です。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。（発言する者あり）町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） お手元にA4とその大きいのが2枚つづりが配ってあると思いますが、子宮頸がん・ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンがあると思います。それについて若干説明をしたいと思います。

接種回数についてという紙があると思います。まず1番に、子宮頸がんワクチン、これってだいたい全部同じことなんですけれども、接種回数は子宮頸がんワクチンについては10歳以上の方が初回がゼロ回、1カ月後、6カ月後で3回筋肉注射ということです。これは補正の分ですので、今回の議会終了後ですから、2月、3月の2カ月では1回か2回しか接種できないということです。ヒブワクチンも同じようなことで、このヒブワクチンというのは小さい字で書いてあると思いますけれども、ヒブはインフルエンザ菌B型という細菌で、ヒブによる重症感染症には髄膜炎などもあり、ほとんどが5歳未満で、半数はゼロ歳から1歳がヒブに感染して、30人が死亡し、後遺症を残す子供が100人以上いるということです。はしかに次いで多いのがこのヒブということで、これもやっぱり同じような標準的な接種回数は4回、あと書いてあるとおりで、下のほうが小児肺炎球菌ワクチンです。これが大人だと肺炎になることが多いんですけれども、子供には特に2歳以下では脳を包む膜にこの菌がつく細菌性髄膜炎ということも多く見られるそうです。この菌による髄膜炎は200人ぐらい発生しているということで、欧米では2000年ごろからこのワクチンで激減しているということで、日本でもワクチン接種が始まった模様でございます。これについても接種が4回必要ということです。

これあけてもらえますか。この大きい紙。これにつきましては、これも補正の分ですけれども、2月、3月で大体このくらいいけるのではないかというのを書いてあります。まず、子宮頸がんワクチンが、対象者が小学校1年から高校1年までです。このうち人数を見ますと、大体4学年で610人が対象者です。3分の2と書いてあるのが、3回のうちの2回を2月、3月で受ける人は受けられるんです。接種率を15%と見た場合、100人ぐらいじゃなかろうかということです。接種料金が1回が1万5,939円、個人負担はありません。100人と見た場合が318万7,800円、接種合計が318万7,800円で、国庫補助が半分です。町の持ち出しが半分ということ。以下のような説明になっております。

一応この真ん中のヒブワクチンについては、下のほうに書いてあります。ヒブワクチンは平成22年度は現在3,000円の個人負担があったんですけれども、対象者の3,000円の個人負担があるため、対象者の知らせを送ることで、2月以降は無料で接種できることの周知を図ることと接種者の混乱を図ることとなっております。

今の子宮頸がんワクチンにつきましては、中学生は学校を通じて交付いたします。高1につきましては個人通知をする予定でございます。それとヒブと小児につきましては、この議会終了後、個人通知をいたします。現在についても、きょうから都城市がこのワクチンの接種を行っているんですけれども、病院のほうから、三股はいつからなんですかという問い合わせが来ているみたいです。一応議会終了後ということですので3日以降は接種できるんじゃないかということ、患者の方も、予約を入れて帰っていらっしゃるみたいでした。

以上です。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。——なお、総合計画に係る基本構想ほかの議案で、資料に沿っての詳しい説明、十分な補足説明は全員協議会の場で行いますので、この後、議員控室にご参集願います。

次の本会議は、明日2日、午前10時開会であります。

---

○議長（東村 和往君） 以上で、本日の本会議の前日程を終了しましたので、これをもって散会します。

午前10時33分散会

---









---

平成23年 第1回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成23年2月2日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

平成23年2月2日 午前10時00分開議

日程第1 質疑

日程第2 討論・採決

---

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 討論・採決

---

出席議員(12名)

1番 福永 廣文君	2番 指宿 秋廣君
3番 財部 一男君	4番 上西 祐子君
5番 大久保義直君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 上原さとみ君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 木佐貫辰生君  
教育長 ..... 田中 久光君

総務企画課長兼町民室長	.....	渡邊 知昌君	
税務財政課長	..... 原田 順一君	町民保健課長	..... 重信 和人君
福祉課長	..... 大脇 哲朗君	産業振興課長	..... 下沖 常美君
都市整備課長	..... 中原 昭一君	環境水道課長	..... 岩松 健一君
教育課長	..... 野元 祥一君	会計課長	..... 山元 宏一君

---

午前10時00分開議

○議長（東村 和往君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

**日程第1. 質疑**

○議長（東村 和往君） 日程第1、質疑を行います。

今会期に提案されたすべての議案に対する質疑であります。

なお、質疑は、会議規則により、同一の議題について臨時会及び全体審議では5回を超えることができないとなっております。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

質疑はありませんか。指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 議案第4号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」についてお聞きをいたします。

今回の課設置条例については総務課だけというふうになっているわけですが、これについて、ほかの課、要するに全体についての見直しを論議されたのかどうか、それともこれはこのままということになっているのかどうか。

もう一点、課設置条例というふうになっていますけれども、この室というのも課としての考え方であれば、課設置条例という名前も変えるべきではないのかなと思うし、このネーミングについても、なぜ地域政策課——政策室ですか——というふうにしたのかということも答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この課設置条例のことにつきましては、まず、全体の審議はどうなのかということですが、今回、町長が9月からの任期ということで、新たな始まりでございました。その関係で、やはり機構改革というのは、行政改革に伴って機構改革の見直しということも念頭に置きながら進めてきているわけですが、何せ短期間のことではございましたの

で、とりあえず、町長が今、政策目標に挙げている部分について進めるところを重要視しながら、今回の機構改革ということで行ったところでございます。

全体につきましては、今後、来年度にまたさらに見直しも含めて検討していきたいということで考えております。特に企画政策系の部分を重点化して、今後町長が政策目標として挙げておられます住民基本条例あるいは郷土のまちづくり、こういったところを推進していくための地域政策室という形での設置ということを行っていただくところでございます。

それと、条例は課設置条例ということになっているということでございますが、これも以前も課設置条例の中でいろいろ推進室とかそういったものも条例改正をして設置したところでございます。地方自治法の158条によれば、直近下位の内部の組織の設置及びその分掌事務については、条例で定めるということになっております。直近下位でない、ある課をこれまでの課と同様に設置する場合は、その職責の重要性から、置くことができるということになっておりまして、その町の直近下位の内部組織ということは、うちで言えば課ということになりますが、これは町長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を意味するということになっております。それが、名称が課であれ室であれ、それはいかなる名称にもかかわらないものであるというようなことが解説の中でございますので、そういった解釈からすれば、課設置条例でもいいんではないかというふうに考えているところですが、今ご指摘がありましたように、課及び室というような設置条例の仕方というのも今後検討しなければならないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 私が言いたいのは、課設置条例であれば、課となぜつけなかったんですかということが聞きたかったわけで、要するに、室長ということと課長というのは、例えば住民の方が聞かれたときに、どこに位置されているのかというのがわかりませんよね。室長、課長、通称課長のほうが通れば、三股町民の方はわかっていると思うんですが、要するに、置けるんですよというのと、置くことに対する室という名前は何であったんですかということをお聞きしたかったんです。お願いします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 先ほど申し上げましたが、全体的な課の見直しというところまでいっておりませんので、とりあえず今企画政策系のところを重点的に強化するという意味では、今後、地域政策室が課になってくるというような状況も生まれてきます。そういった場合に、ただその係だけが課に昇格するのではなくて、全体的にほかの係との統合とかそういったものも念頭に置いて、今後見直ししていかなければなりませんので、とりあえず今回は室というような

形で設置をしたところでございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） これについてはそういう観点で次に考えるときに全体的なところもしてほしいと思います。

続いて、もう一点よろしいですか。議案第5号についてお伺いいたします。

議案第5号のページでいうとこれは11ページ、教育費、小学校費のきめ細かな交付金事業各小学校というふうに書いてありますが、前に私も1回、夏休み等の休みの日数を見直すということで、一番暑いときにまあ今年は特に暑かったわけですけれども、試行でやるのであれば中学校の子供さんたちも入試、例えば課外授業で夏休みにやっていたりしますよね。各小学校というふうになっているわけですけれども、中学校についてはこれは論議されなかったのか。もうつける気がないのか、もしくは来年度の当初予算にこれが反映されていくのか、というところを小学校の論理のところをちょっとお聞きしたいと思うんです。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 22年度に教育課程を試行的に実施しまして、それで夏休みが短くなって、結果として子供たちが暑い時期に学校で過ごす期間が長くなるということから、この扇風機設置事業というのが考えてはいたんですが、23年度からは、今度は試行ということではなくて本格的に実施していくという中で、小学校を今回扇風機を各教室に4台設置するという事です。

中学校については18年度、19年度、20年度で大規模改造整備事業で取り組みました。この中で、教室については数は2台ということですが、中学校については既に扇風機は設置してあるというところでございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 同じく11ページのその上ですけれども、土木費の都市計画費の同じ補助事業の中で、稗田公園のプール改修というものができておりましたが、これについて、今まではいろんなことで出来てなかったんじゃないかなというふうに思っているんですが、それを改修していくと必ず今度はこれの管理が出てきます。管理についてどういうふうに、要するに地域の親子会とかそういうのが出来てこれが発車しているのか、今からこれをしたから考えていくのか、そのところの説明が少なかったので、説明をお願いします。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 稗田の子供会と教育委員会を通じてでありましたが、子供会PTAからの要望等もあって、管理していくと、夏場の管理をしますといったことでお願いされているところで、そういう確認のもとでここに予算化をしたところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今回の答弁にちょっと補足をさせていただきたいと思います。

三股西小は、従来は小学校のプールの監視、これについては全地区が監視体制に入っているところですが、この稗田プールを今回整備するということで、稗田の親子会、ここがこの稗田のプールの監視をすれば、小学校のプールの監視と稗田プールの監視と両方に組み込むということはやっぱり負担が大きいだろうということから、この稗田のプールが再開されれば稗田の親子会については西小学校のプールの監視、これからは外して、稗田のほうに専念させるという格好になっているところです。そして、この稗田プールの監視については、近くにあります稗田保育園、ここの保護者も同じく監視に回るということで、稗田の親子会の会員の方、そして稗田保育園の保護者の署名、今後監視していきますという署名をいただいた結果として、都市整備のほうでこの事業に取り組んでいただくということになっておるところです。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。山領君。

○議員（12番 山領 征男君） 補正予算（第6号）なんですけれども、11ページです。——10ページの真ん中ほど、頸がんの予防接種、委託はどことされて、町内の医療機関だけに制約されているんですか、あるいは町外も契約されているのかお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） その契約につきましては、医師会と契約していますので、都城・三股町医師会のある病院の中だったらすべてOKでございます。

○議長（東村 和往君） 山領君。

○議員（12番 山領 征男君） 市でありますね。それで、建管でやるということはもう全然なかわけですね。（「建管ではやりません」と呼ぶ者あり）わかりました。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 同じく補正（6号）でお聞きいたします。

全般にどこの項目というんじゃなくて、今回、国のきめ細かなそういう補助事業、それが約国庫支出金を含めて8,800万円ばかり組んでありますが、この予算編成に当たって、各いろいろな予算をつけるときに、重点的にどういうところに配分したとか、その根拠を少し示してもらいたいと思います。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） これにつきましては、きめ細かな交付金とそれから光をそそぐ交付金の2つがあるわけでございますけれども、両方につきましては、きめ細かなほうは地域の経済活性化交付金というものがまず国の前提の中にあるところでございます。それらを受けまし

て、本町の中では、それでは、何からしていこうかということで、計画書を県のほうに、国ですけれども出しなさいということでございましたので、急遽でございまして、一応実施計画等に上がってきているものを中心に検討したところでございます。

光をそそぐ交付金につきましては、従来、国が目指したのは、自殺対策とかDV対策とか、国は盛んにその対策を講じてくださいというふうに言っているわけですがけれども、市町村は財政上の問題もありまして、なかなか全国的には取り組んでないと、低いというふうに国はとらえているようでございまして、今回、限定して、そういったものに使ってくださいよということで来たところでございまして、したがって、それについては本町でもごく最近取り組み始めました消費者行政、あるいは自殺対策も相談室をつくりましたので、そういったところに充てようということで、そちらのほうは選んだところでございます。

以上でございまして。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 限定的にその事業に対しての指定とかそういうのがあると思いますが、この中で、地区要望に関してのいろんなところから出ています。特にこのきめ細かな交付金について、そういう今までの従来の地区要望なんかを配慮はされなかったですか。優先順位として。そこら辺は全然入ってないんですか。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 実施計画の中には要望的なものも入っていますし、そうでないものもありますが、例えばこの中で見ましたときに、稗田のプールにつきましても、やはり何とか開いてくれないかという要望があったのを受けてやったところでございます。

それから、土木の区画線の設置、これも最近は区画線が非常に消えて、道路が交通安全上も好ましくないんじゃないかという意見も寄せられておった関係で、これらについてもある意味地区の要望を受けて取り組んだところでございます。

それから、小学校の扇風機についても、教育委員会のあたりもいろいろそこら辺は検討しておったところでございましょうけれども、議会の中からも、そういったものはどうなんだろうかというものも出ましたし、その辺を受けて取り組んだ経緯もあるところでございます。

そのほか殿岡生活改善センターにつきましても、以前から予算要求としては随分上がってきておったところでございますけれども、財政もなかなかこういう状況でございまして我慢をさせていただくということで、利用者のほうから、もう改善してもらいたいというものもございまして、それも今回、そしたらもう思い切って一緒に入れようじゃないかということでも入れたところでございます。

そういうことで、ここに挙げてありますのは、すべてじゃありませんけれども、そういった要

望のものもいっぱい入っているというふうに思っております。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 今回はそういう指定的なものがあつたりいろいろ制約の中で予算配分をされたというのはわかりますが、今度、また3月は当初予算等もありますので、その辺を、せっかくですので、きょうちょっと私としても言いたいのは、この前は実際植木で、ある事業をやってもらいました。確かにそれはいいことなんです、その中で住民の方々から、優先順位が違うんじゃないかと。我々はこっちのほうをち言ったら、こっちのほうが先にやっているんだよ、どういうことになっているんかということで、ちょっと私も、私もそこはお願いしたことがないところだったもんですから、おかしいなと思って調べてみますと、事実かどうかというのはわかりませんが、私の範囲の中での調査ですので。要するに、結局その住民の方々がかちょうど役場のある人を知っていて、同級生だったと。そしてその事業が先に進んだような感じですね、非常に私も池田議員と地元で、9地区には2人もいて、どちらも知らないような状況で、その事業が行われた。その事業を行うのはいいんですけど、何かそういう行政マンの方々はどういう動きでどういう活動をされたのかわかりませんが、ちょっとそれは、その住民の方々のことを、同級生とかそういうので行政マンが政治的な判断をするというのはちょっとあれじゃないかなということで、私もその課にちょっと苦情を言おうと思ったんですが、またそれを言うと、今度は「山中議員は地元がした事業に対して、するなというようなことを言った」とかち必ずなるんです。必ず尾ひれがついて、必ずやっぱり名前が、だれが苦情を言ったとかそういうのが漏れるんですよ、守秘義務というのは非常にそこ辺をどういうふうにとられるかわかりませんが。そういう意味で、やっぱり優先順位というのを、かなり慎重にやっていってもらわないと、せっかくした事業も住民感情からすると、どう考えても我々はずっと長年ここを要望していたのに、そしてその方が言うのには、だからそういう個人的なつながりでこっちを先にしたと。長年、前の町長のことを言うわけじゃありませんが、どうしても行政マンのほうに、自分たちは町長としてタッチしないで行政マンのほうに投げかけて、どうしてもそういう、課長さんたちはそうじゃない、下から上がってくるときに、自分たちのこのですね、そういう中での話で、どっちが優先なのかということ度を外視して、自分たちの知り合いとかそういうことで優先的にやられているという事情は私も二、三聞いております。だから、そういうことで、慎重にぜひ、やっぱり税金を預かっている皆様方ですので、どこに予算をつけてどういう事業をやれば、町民の全体の利益になるんだというような意識を持ってもらいたいと思っております。

これ以上は、この前の事業に対して私はもうそれ以上は言いませんが、かなりちょっとおかしな面がありましたので、そういうことで、そういうことを含めて、今後、実際のこの議案に対してのあれは、財政課長のほうで説明されましたのでわかりましたので、今後ひとつそういう配慮

でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今のご発言ですが、この事実関係があるとなれば、これは大変重要な問題だろうと思うんです。一部のところで利益誘導型でやっているというような形で今の発言ですから、そこ辺の事実関係というのをしっかりたさないといけないんじゃないかなという気がします、その辺はどうでしょうか。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 確かにたさないといけないんですが、それは今までもあったので、これからそういうことはないようにということで私は言っているだけのことであって、ほんとにそういうことになる、だからそれは私が知り得ただけの中の調査ということで今限定して言ったんですから、それに対しては、いいですよ、それは。だからそういうふうに、そういうふうになってしまうといろいろまた、いいですよ、私も、私は配慮して言ったつもりですよ。皆さん方、そういう面で優先順位でこうやってくださいよということですがね。そういうことを含めて、それだったらそれで気をつけてやれば、私がきょう言ったことに対してまた課長さん達が下のほうにもちゃんと部下の職員にも多分伝わってくると思いますが、その中で判断すればいいことじゃないですか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいまのご指摘、総務課長も言いましたけれども、要するに、行政としては公平・公正を旨とすべき。そしてまた、そういうふうな同級生とかいろんなこういうつながり、そういうしがらみの中で仕事をしてほしくないし、またしてはいけないというような姿勢で取り組みますけれども、一応そういうことがあるのであれば、やはり行政の中でもそういうお話はさせていただいて、今後そういうことがないように、またそういうことがあればそれなりにきちっと処置したいというふうに考えます。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 今、この議案第5号の11ページ、このきめ細かな交付金事業というのは、変更とかはできるんですか。例えば、今、工事請負費の中で、町道区画整理と、この状態でどこの区画整理を、中央線を引くとか。とてもじゃないけど、まず降灰対策をしないとどうもならないですね。であれば、これについては変更ということが可能なのか。もしくはこれをやるちゅうんやったら、それどころじゃねえじゃないかちゅう話にこれなりかねないんですが、もちろんこれを出されたときには新燃岳の関係がなかったわけですから、これを出されたときのがどうだと言っているのではないんですが、その2点です。変更がきくのか、それともきかないのか。どうするつもりなのか。よろしくお願ひします。



○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 大筋では、この事業については計画を挙げた段階で変更ができないものというふうに考えておりますが、今言われました降灰の関係とかいろんな諸事情がございますので、そういったところは、話はしていきたいというふうに思っております。

ただ、全体の事業費を見ていただければわかるんですが、全体の事業費の中で、この交付金事業で来る額というのは決まっておりますので、それ以上の予算を組んでおりますから、この区画線事業については、ほかの事業等をやって、その執行状況を見ながら、どこまでやれるか、そういったところも含めてやっていきたいというふうに考えているところであります。（発言する者あり）

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） お答えいたします。

区画線はですね……。今指摘されておりますところは、町道区画線維持補修整備事業といったことで、今まで町長がお答えしましたように、まず交通安全に資するための町内の地区要望から、そういった区画線をするんだというのは、実質メインでございますけど、これと同時に、この老朽化が著しい路面、これについても絡めて区画線を引くといったことでも、この事業に対応できるんじゃないかなといったことを担当課では考えております。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。原田君。

○議員（8番 原田 重治君） それじゃ1点だけ質問したいと思います。

6番の第5次三股町総合計画に係る基本構想の考え方なんですが、ややもすると、このこういう審議会があって、それに声を大にしたほうが勝つような決め方をしてきた傾向があると思うんです。それで、もうこれの中にも「自然を大切に」とか、「環境を大切に」ということが一番のメインになっているような気がいたします。

そこで、町長にお尋ねするんですが、きのうの私の質問に対しても、合理的な考え方を持っている人もいるとか、あるいはそういう声を大にする人がいるということで、どちらを優先するかということに困っているような話があったわけなんですけど、やはりこの基本構想に乗ったものでやらなければだめだと思うんです。要するに、三股はどういう町をつくるかということがこの基本構想だと思うんですが、その中に一番優先的に考えなければいけないというのが「自然を大切に」、そして「花と緑と水のまち」ということをうたってあるわけですから、そういうことを最優先に考えて、仮に合理的な考え方を持っている人がおったとしても、それと自然を大切にすることが、どちらを優先するかということになったときに、その自然を大切にするほうを優先的に考えるというようなことを基本に持って行っていただきたいというふうに思うわけです。

私はそこのイチョウの木のことを言いましたけれど、これも自然を大切にするか、あるいは合

理的に物を考えるかということを決めたと思うんです。そっちは合理的に考えた考えのほうが優先的になって木を切ることになったと思うんです。そうじゃなくて、やはり自然を大切にすることとをうたってあるわけですから、物事を考えるときにそういうふうと考えてしていただきたいというのが私の考えなんです。町長、この辺をどのようにこれから指導していくか、町長の考え方をちょっと聞きたいんですが。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この基本構想の中に、25ページですけど、ここの中に施策の大綱というのが書いてあります。まず、基本的な将来像としまして、「自立と協働、そして元気なまちをつくる」ということですが、その中に基本理念ということで自主自立のまちづくり、快適環境のまちづくり、それから安全・安心、そして参画・協働のまちづくり、その中の1つの大きな柱が、快適環境のまちづくりという中に、豊かな自然と調和した快適に暮らせる定住のまちづくりをつくろうということになるわけなんですけれども、自然を大事にすると、非常に大きなテーマといえますか、そういう姿勢でこれからもやりたいというふうには思いますけれども、ただいろんなものがあるんですね。例えば、ここにもございましたけど、役場もございましたけれども、あるいは公園とか、いろんなところで樹木が大きく繁れば、近隣の町民の方々から、やはり台風時とかいろんなときに、伐採してくれないか、ある程度枝落としてくれないとか、いろんなこうありますので、ですから、個別的にはいろいろと諸事情を勘案しながら対応せざるを得ないと。ただ、基本的スタンスは、やはり本町の72.5%は山林。そこから湧き出る水、そして本町では公園という中では花を大事にしている。そういう組み立て方がございます。そういう中でこの自然、大きくとらえた自然については、広葉樹を植栽したり自然を守っていくスタンスはもう変わりません。そういうスタンスを持ちながら、そしてまたこういう地域での自然と住民との共生といえますか、そのあたりをどうするかとなりますと、やはり自然というのを中心には考えますけれども、やはり利害関係が絡んで、やはり住民の声も聞かなければなりませんので、その辺は調整させていただきながら自然を守っていくというふう考えてます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） 2点だけお尋ねしたいと思います。

6号の11ページなんです。都市整備課長にちょっと聞きたいんですが、備品購入で400万円、きめ細かな交付事業維持車両購入、これ今まであったんですか、なかったんですか。新規購入ですか。

それからもう一点、よろしいですか、もうついでに。（発言する者あり）あ、5号です。すみません。

それから、学校教育課長にちょっと聞きますが、先ほど質問がありましたけれども、きめ細かな交付金事業の各小学校です。これは全校で何校ぐらいあるんですか。設置箇所。ちょっとそれ2点だけ教えてください。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） まず、私のところの備品関係でございますが、これにつきましては、2トンドンプが、今あるのが平成4年、平成5年というふうな時期に購入したダンプでございます。こういうところからもう老朽化が激しく、ちょうど買い替えの時期でもあるといったことであります。その中で、この事業に入れましたのは、きめ細かは、今、町長が言われていきます協働のまちづくりです。そういった町のそういう施策とも絡めてこのダンプを新しく購入しようじゃないかということで予算化をしたものでございます。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 扇風機の関係ですが、6小学校、教室数としては98、1教室当たり4台、392台を予定しております。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 町長、基本構想のことでちょっとお尋ねしますが、この基本構想を、住みやすいまちづくりというふうなことで、大綱はもう基本理念とかそういうふうなことはすばらしいんですが、今、町民が町の政策そのものものですけど、やはり国の政策によって、私なんかこう回ると、今年年金が減らされると。それから税金は上がったと、とにかくやっていけないというふうなことで、住みにくい世の中になったというのだからもうほとんどなんです。超高齢化社会を迎えるわけです。だから、国のそういう政策によってこの基本理念とかいうふうな形も考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思うわけで、介護のことなんかはすごく今から重要視してくるし、高齢社会を迎えるに当たってのそういう基本理念とかそういうふうなのは、この大綱をもとに、また別にそういう福祉理念、そういうものはつくって行って、きめ細かにされていくのかどうか、そのあたりをちょっとお尋ねしたいなと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これは、やはり町の一番上位の計画ですから、これを中心にしながら、その計画のもとに福祉関係の障害者福祉計画とかあるいは子育て関係の計画とか、それぞれが枝葉のように、きめ細かにつくっていくという流れになっていきますが、ここに書いてあるのはある程度の基本的なスタンスを書いてあると。ですから、国がどういう動きになるかちょっとわかりませんが、今の税と社会保障の一体改革というようなことでですね、いろいろと議論があるところなんですけど、社会保障がこれからどう動くか、ちょっと今の財政の中で厳しいんですけども、一応やはり、それを受けたところの中でしか動かせないので、そういう中で精いつ

ばいの書き方をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これで質疑を終結します。

---

## 日程第2. 討論・採決

○議長（東村 和往君） 日程第2、討論・採決を行います。

議案第1号「三股町住民生活に光をそそぐ基金条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり決しました。

議案第2号「平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の町民税の臨時特例に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり決しました。

議案第3号「三股町木之川内ダム等管理条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり決しました。

議案第4号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり決しました。

議案第5号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり決しました。

議案第6号「第5次三股町総合計画に係る基本構想の策定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり決しました。

議案第7号「事務の委託に関する都城市との協議について（基幹水利施設管理事業の三股町が管理する部分に係る事務）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり決しました。

議案第8号「事務の委託に関する都城市との協議について（国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の三股町が管理する部分に係る事務）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり決しました。

議案第9号「副町長の選任について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、会議規則第81条第1項の規定により、単記無記名による投票で行います。

投票の方法については、会議規則第84条の規定により、第27条から第34条までの選挙規定を準用します。

ここで、記入について申し上げます。これから投票用紙を配布いたしますが、本案に同意の方は賛成、同意されない方は反対と記載し投票をお願いします。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（東村 和往君） ただいまの出席議員は11名であります。

投票用紙を配布します。

〔投票用紙配付〕

○議長（東村 和往君） （発言する者あり）訂正させていただきます。ただいまの出席議員は12名であります。12名に訂正します。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 配布漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（東村 和往君） 異常なしと認めます。

投票に当たっては、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願います。

それでは、1番、福永君より順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

---

1番	福永 廣文議員	2番	指宿 秋廣議員
3番	財部 一男議員	4番	上西 祐子議員
5番	大久保義直議員	7番	池田 克子議員
8番	原田 重治議員	9番	中石 高男議員
10番	山中 則夫議員	11番	黒木 孝光議員
12番	山領 征男議員		

---

○議長（東村 和往君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、2番、指宿君、9番、中石君を指名します。

なお、開票事務は事務局職員が行います。

〔開票〕

○議長（東村 和往君） 投票の結果を発表します。

投票総数11票、このうち有効投票11票であります。有効投票のうち賛成11票であります。よって、賛成が多数でありますので、議案第9号は原案に同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（東村 和往君） 石崎氏の入場を許可します。

ここで本会議を休憩します。

午前10時54分休憩

---

午前10時56分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時57分休憩

---

〔全員協議会〕

---

午前11時55分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

---

○議長（東村 和往君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成23年第1回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時56分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 福永 廣文

署名議員 山中 則夫







三股町告示第6号

平成23年第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年2月28日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成23年3月3日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

福永 廣文君	指宿 秋廣君
財部 一男君	上西 祐子君
大久保義直君	東村 和往君
池田 克子君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
黒木 孝光君	山領 征男君

---

○3月7日に応招した議員

---

○3月16日に応招した議員

---

○3月22日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成23年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成23年3月3日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

平成23年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 平成23年度施政方針表明  
日程第4 議案第10号から議案第38号までの29議案、発議1件及び意見書案4件一括  
上程
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 平成23年度施政方針表明  
日程第4 議案第10号から議案第38号までの29議案、発議1件及び意見書案4件一括  
上程
- 

出席議員(12名)

1番 福永 廣文君	2番 指宿 秋廣君
3番 財部 一男君	4番 上西 祐子君
5番 大久保義直君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 川野 浩君

書記 上原さとみ君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	木佐貫辰生君	副町長	.....	石崎 敬三君
教育長	.....	田中 久光君			
総務企画課長兼町民室長	.....				渡邊 知昌君
税務財政課長	.....	原田 順一君	町民保健課長	.....	重信 和人君
福祉課長	.....	大脇 哲朗君	産業振興課長	.....	下沖 常美君
都市整備課長	.....	中原 昭一君	環境水道課長	.....	岩松 健一君
教育課長	.....	野元 祥一君	会計課長	.....	山元 宏一君

---

午前10時00分開会

○議長（東村 和往君） おはようございます。

ただいまから、平成23年第2回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（東村 和往君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、財部君、8番、原田君の2人を指名します。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（東村 和往君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保義直君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告をいたします。

去る2月28日に議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成23年第2回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます町長提出議案は合計29件、その内訳は補正・当初予算案19件、

条例6件、予算、条例以外4件であります。さらには、議会側から発議1件、意見書案4件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については本日から22日までの20日間とすることに決定をいたしました。

また議案第12号、17号、38号の3件及び発議第1号の1件並びに意見書案の第1号から第4号の4件は委員会付託を省略し、第5日目の7日に全体審議で措置し、議案第37号については、委員会付託を省略し、7日の全員協議会で審査することに決しました。

日程の詳細については、お手元に配付されております会期日程案のとおりであります。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月22日までの20日間とすることとし、議案第12号、17号、38号の3件及び発議第1号の1件並びに意見書案の第1号から第4号の4件は、委員会付託を省略し、第5日目の7日に全体審議で措置し、議案第37号については委員会付託を省略し、7日の全員協議会で審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの20日間とすることとし、議案第12号、17号、38号の3件及び発議第1号の1件並びに意見書案の第1号から第4号の4件は、委員会付託を省略し、第5日目の7日に全体審議で措置し、議案第37号については委員会付託を省略し、7日の全員協議会で審査することに決しました。

---

### 日程第3. 平成23年度施政方針表明

○議長（東村 和往君） 日程第3、平成23年度の施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。本日、ここに平成23年第2回三股町議会定例会の開会にあたり、平成23年度の町政運営について、私の所信の一端を申し上げたいと存じます。私は、昨年9月、第18代町長に就任いたしまして、早くも5カ月を迎えたところであります。この間、常に多くの先人たちが築いてこられた伝統ある、自然豊かな「ふるさと三股町」の町政を担う責任の重大さを痛感しつつ、身の引き締まる思いで今日に至りましたが、町議会議員の皆様をはじめ、町民各位から賜りました温かいご理解とご指導及び力強いご支援に対し、深く感謝申し上げる次第であります。

私は、さきの選挙において「自立と協働で創る元気なまち三股町」をスローガンに、三股駅周辺の交流拠点拡大や、町民総参加のごみ減量化運動の推進などの5つのプロジェクトからなるマ



ニフェストを提唱いたしました。今後、私の任期の間、三股の明日を切り拓くまちづくりのため、このマニフェストの実現に全力で取り組み、小さくとも輝く自治体として、夢あるふるさと三股町の進展のため全身全霊をささげる所存であります。今後とも議会議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、国の経済は、20年以上低迷し、本格的な回復の兆しさ見え、慢性的なデフレが続いております。こうした状況のもと、政府は「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的な実現を目指す「新成長戦略」に基づき、景気回復とデフレを終結させる等の目標を掲げ、元気な日本を復活させる政策に取り組んでおりますが、少子化・高齢化は否応なく進み、社会の閉塞感、将来への不安感が高まっています。

また、昨年11月に、政府は、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）への参加検討を表明し、貿易自由化への方針を示しました。TPP参加による関税撤廃は、国内の農畜産物はもとより、地域経済に大打撃を与える可能性が非常に高いことから、農畜産業及び関連産業が基幹産業である本町としましても、今後の動向を注視していく必要があります。

県においては、昨年、10年ぶりとなる口蹄疫が発生し、約29万頭の牛や豚が処分されるなど、畜産業はもとよりあらゆる分野に甚大な被害をもたらしました。口蹄疫からの再生・復興を進める中、今年1月に入り、高病原性鳥インフルエンザの発生と新燃岳の爆発的な噴火の発生があり、現在も終息の兆しが見えない状況です。

本町においても、町民各位にご協力をいただきながら、鳥インフルエンザの防疫・消毒活動と噴火による灰の除去作業が続いております。

昨年から続いておりますこのような事態は、いつ発生するかわからないもので、また、発生してしまうと行政だけでは対応できるものではありません。今後もさらなる危機管理体制の確立が重要であると考えております。

このように、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化が進行し、医療・福祉・介護などの需要が高まる中、経済・雇用環境は厳しく、長引く景気低迷による税収減などにより、自治体財政を逼迫しておりますが、そのような状況であっても、いつ起こるかわからない災害などに対応していかなければなりません。

本町は、さきに「自主・自立」を選択して、抜本的な改革、見直しを断行して既に8年目を迎えておりますが、自主財源等が少なく、また、歳出においては継続して取り組んだ大型事業のほか、地域福祉施策や生活関連社会資本の整備など重要施策課題に係る行政需要が一層増加している状況であります。

現在の厳しい財政事情の中で、優先すべき事業、サービスの提供につきましては、従来にも増して厳しい選択が求められております。

また、福祉・保健・教育・文化・環境や安全・安心なまちづくりなど、今後ますます複雑・多様化する町民要望に的確にこたえていくためには、行政だけではできるものではなく、住民自治の観点からも、「町民総参加・協働」を行政運営の基本方針に据え、真に町民が満足するまちづくりを推進し、町民の負託にこたえてまいりたいと思います。この点について、議会議員の皆様をはじめ町民各位のご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

このような中、さきの議会においてご承認いただきました、第5次三股町総合計画の基本構想に基づきながら、基本目標としております「自立と協働で創る元気なまち三股～地域主権の到来を見据えた町民総参加のまちづくり～」を実現するために、重点施策であります「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」「人々の英知で支える自主自立のまちづくり」を目標として懸命に取り組む所存であります。

まず、「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」であります。

本町は、水と緑の豊かな自然環境に恵まれておりますが、資源やエネルギーを大量に消費する現代の社会経済活動は、豊かな生活をもたらす一方で、環境への負荷も増大させており、本町の豊かな自然への影響も懸念されるところです。そのため、自然と人との共生を確保し、環境への負荷軽減を図る循環型社会形成を推進するため、その事業として剪定くず等堆肥化事業や住宅用太陽光発電システム設置事業等に取り組んでまいります。

なお、平成26年度に新清掃工場が都城市山田町において供用開始の予定となっており、その後は遠方までのごみ運搬となることから、収集及び運搬費用の増加が見込まれますので、町民総参加によるごみ減量化に向けて一層の力を注いでまいりる所存でございます。

また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定の早期実現に向けて取り組んでまいります。

公営住宅は、「住宅に困窮する低所得者に対して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を供給する」ことを目的としておりますが、近年の入居者ニーズは多種多様なものがあり、安全性、快適性、利便性の向上はもちろんのこと、高齢者等への対応などさらなる良質な公営住宅の供給が求められております。

そこで、平成23年度には、塚原第2団地建替えに伴う建設工事や、唐橋第2団地屋根防水事業などを予定しております。民間の借家や持ち家についても、公営住宅同様、快適で、安心して住み続けられる住環境は誰もが必要としていると考えます。耐震性の向上やバリアフリー化等の住宅リフォームに対する補助を行い、既存住宅の改善を促進してまいります。

また、宮村ビュータウン眺霧台の宅地分譲の申込受付を3月14日から実施する予定となって

おりますが、今後も過疎地域定住促進奨励金制度の周知に努め、過疎地域における定住を促進してまいり所存でございます。

町道の整備については、町民の生活に密着した道路の利便性、安全性の向上を年次的に図るとともに、高速・高規格道路等へのアクセス性を高めるため、島津紅茶園・切寄線の整備を計画的に推進します。

「コミュニティバス・くいまーる」の運行については、今後も高齢者、障がい者などの利用者の立場に立った利便性の向上を図ってまいります。

上水道については、町内ほぼ100%普及しており、今後は整備された水道施設や設備を維持していくことが重要となっております。今後も老朽管の更新を図るとともに、施設の耐震化を実施し、上水道の「安全で良質な水の確保」と「安定的な供給」に努めてまいります。

公共下水道については、生活環境の水質保全を図るため事業を進めており、既に、一部供用を開始いたしておりますが、受益者負担金の免除や排水設備工事に係る金融機関借入金の利子補給、住宅リフォーム事業の活用を図るなどして、加入率の向上に努めてまいります。農業集落におきましても、水質保全のため、農業集落排水施設へのさらなる接続を推進してまいります。

また、公共下水道や農業集落排水によって汚水等を集合的に処理することが効率的でない地域においては、合併処理浄化槽の設置に対し補助することにより、水質保全に努めてまいります。

防災体制については、新燃岳の噴火もございましたが、風水害の際などに町民各位に重要事項をお知らせするため、防災行政無線を利用しますが、現在の設備は昭和55年に整備しており、老朽化が進んでおります。そこで、防災行政無線のデジタル化を進めるため、平成23年度は移動系の更新を予定しております。

次に、「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」であります。

本町に伝わる歴史、伝統、文化を通して、郷土に愛着と誇りを持つ心豊かな人を育む「文教の町みまた」にふさわしいまちづくりを推進してまいり所存であります。

まず、生涯学習環境について、多様化した町民のニーズに対応できる学習の場の整備を図るため、各地区での活動の拠点となる地区分館の補修や耐震診断を行ってまいります。また、町民の意識や要望を把握し、各種団体や自治公民館活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

国際理解教育については、今後も外国語指導助手等を活用し、外国の言語や文化についての理解を体験的に深め、国際社会に対応することのできる能力育成に努めます。

青少年教育については、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割分担を明確にして、連携しながら、地域ぐるみで守り育てられる体制づくりに努めてまいります。

学校教育については、教育基本法の理念と町民憲章の精神を基調とし、特色ある教育、学校づくりに取り組むとともに、体験的学習や問題解決的学習等の手法を取り入れ、児童生徒が意欲

的・主体的に取り組み、豊かな思考力や表現力、創造力を育成できる学習体制づくりを推進してまいります。

また、町内6小学校の児童全員が、同じ中学校に進学するという本町の特性を生かし、全小中学校が連携して、あいさつ活動や無言清掃活動、文教みまたの歴史に関する郷土学習など、小中一貫教育をさらに充実推進してまいります。

芸能・文化活動の振興については、開館以来盛況であります文化会館と図書館が平成23年11月に施設開設10周年となります。そこで、記念事業を開催し、新たな文化の創造や活動の活性化を図り、芸能・文化活動の充実に推進してまいります。

生涯学習スポーツの振興については、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等各種団体の強化、育成を図るとともに、競技力の向上、スポーツ・レクリエーションの普及などに努めてまいります。「アスリートタウン三股」づくりの一環として、チャレンジRUN&ウォーキング大会等を開催し、町民相互及び町外住民との交流促進に努めてまいります。また、昭和52年に整備し、老朽化しております弓道場を建設する予定としております。

次に、「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」であります。

子供から高齢者まですべての町民が、生涯を通して健康で安心して暮らすことができるよう、子育て支援、介護予防、健康づくりなどの保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスの提供及び災害時における要支援者ネットワークづくりに努めてまいります。

まず、子育て支援策として、昨年から取り組んでおります町民との協働によるファミリーサポートセンター事業を推進し、この事業をはじめ、子育てサークルや各種団体などといった地域全体で、子育てを支援するネットワークづくりに努めてまいります。また、乳幼児の医療費の無料化、保育料の上乗せ支援など継続してまいります。また、老朽化に伴います、こぼと保育園舎の改築に対し補助し、安全な保育環境を推進してまいります。

次に、高齢者及び障がい者福祉については、要介護高齢者や生活機能が低下し、近い将来に介護が必要となるおそれがある特定高齢者、障がい者の住宅改修などに引き続き取り組んでまいります。

ひとり親家庭等福祉については、医療費の助成など継続してまいります。

健康づくり推進については、近年増加するがんや循環器病等の生活習慣病は、個人が継続的に生活習慣を改善し、病気を予防していくなど、積極的に健康を増進していくことが重要な課題になっております。このため、生活習慣病予防に向けた特定健診及び特定保健指導を推進し、がん検診の充実、健康教育や健康相談の充実を図ってまいります。

次に、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」であります。

本町の基幹産業であります農畜産業は、本町の経済にとって最も重要なものであります。昨年、

そして今年に県内で発生しました口蹄疫、鳥インフルエンザは、社会・経済活動に大きな影響を及ぼしました。今後、悪性伝染病による疾病が、いつ発生してもおかしくない状況であり、これを未然に防止するための防疫体制整備が急務となっております。このため、畜産農家への啓発、正しい知識の習得、予防接種や消毒槽の設置等につきまして、関係機関と連携して、防疫体制づくりの強化を図ってまいります。

本町の農業粗生産額の主軸である畜産経営におきましては、優良家畜の導入、受精卵移植技術を活用しながら繁殖能力を高めてまいりましたが、今後も質や量等の能力の高い家畜造成に努めてまいります。

米の生産においては、本町の特徴でありますブロックローテーションを推進しながら、戸別所得補償制度を活用し、需要に即した「商品価値の高い売れる米づくり」を推進します。また、地域の特色を生かした作物の生産振興や農地利用集積を図りながら、農業経営の安定・確立を推進してまいります。

さらに、農道・用排水路等の土地基盤の整備、後継者や女性農業者の育成・支援ならびに畑地かんがい事業、集落営農の推進、特産品の開発、地場農畜産物利用拡大など、各種施策を推進し、安全で高品質な農畜産物の生産に努め、競争力の強い産地形成を目指してまいります。

商工業の振興についてであります。近年の厳しい経済・雇用環境は、本町の地域経済の活性化にも影を落としております。商工団体との連携を図る施策を展開するとともに、緊急雇用創出を図る各種事業の取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。同時にまた、既存の地場産業の振興を初めとした雇用の場の確保に努め、企業立地奨励制度の充実、産業立地関連情報の発信等を進め、成長力のある企業の誘致に積極的に取り組んでまいります。

さらに、基幹産業である農業と連携した新商品の開発等、農商工連携による特産品の開発や購買力の町外への流出を抑制し、町内指向への消費拡大を推進するためプレミアム商品券発行事業にも取り組んでまいります。

なお、本町の農商工連携及び情報発信の拠点施設としての物産館を含めた産業会館については、商工振興と活性化の観点から、引き続き支援をしてまいります。

次に、「人々の英知で支える自主自立のまちづくり」であります。

自主自立のまちづくりのためには、町民と行政の新たなパートナーシップを確立し、町民の視点に立った行政改革や健全財政の確立、広域的連携の強化等の取り組みが必要です。そのために町民の積極的な参加のもと、町民の創意工夫により、明日の三股を築くまちづくりを進めてまいります。

町民のまちづくりへの参加については、町民との「協働」を方針とし、自主公民館組織や各種団体の参加を促し、各団体が「協働」による達成感が得られるノウハウの構築を進めるとともに、

まちづくり基本条例の制定に着手してまいります。また、審議会等への登用のほか、町のホームページを利用するなど、今後町民の要望を広く把握する手段を検討し、町民の意向や創意と工夫がいかされた計画づくりに努めてまいります。

なお、今年の1月からホームページをリニューアルしておりますが、平成23年度はさらに内容を拡充し、機能を追加して充実に努めてまいります。

広域行政については、従来から当町と都城市において連携し、推進してまいりましたが、平成21年10月に三股町、曾於市、志布志市が都城市と都城広域定住自立圏形成協定を締結し、共生ビジョンの策定を行いました。このビジョンは、救急医療の充実、産業の振興、観光振興、人材育成と多岐にわたっており、新たな定住自立圏の形成に向け、本町が担う役割を認識し、住みよい三股町の実現を目指し推進してまいります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈にあった行財政運営を心がけるとともに、町民の目線、感覚で活力と魅力のあるまちづくりに誠心誠意努力してまいり所存であります。議会議員の皆様はじめ、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

---

#### 日程第4. 議案第10号から議案第38号までの29議案、発議1件及び意見書案4件一 括上程

○議長（東村 和往君） 日程第4、議案第10号から議案第38号までの29議案、発議1件及び意見書案4件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 平成23年第2回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号及び11号の2議案については、1月26日及び27日に爆発的噴火を起こした新燃岳による降灰除去費用当の予算を、去る2月の3日付をもって地方自治法第179条第1項の規定によりそれぞれ専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、今議会に報告し、その承認を求めるものであります。

まず、議案第10号「専決処分に付した（平成22年度三股町一般会計補正予算（第7号））の報告及び承認を求める件について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額85億4,221万1,000円に歳入歳出それぞれ1億5,426万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億9,647万1,000円としたものであります。歳入については、緊急雇用創出事業臨時特例補助金と財政調整基金から

の繰入金をそれぞれ増額補正したものであります。

歳出については、各家庭からの降灰運搬除去費用のほか、町道上の降灰除去費用及び公共施設における降灰除去費用をそれぞれ増額補正したものであります。

次に、議案第11号「専決処分に付した（平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））の報告及び承認を求める件について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億8,687万円に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,797万円としたものであります。

補正の内容としては、降灰対策として、中央浄化センターの最終沈殿池に仮屋根を設置する委託料を増額補正し、その財源を一般会計からの繰入金で措置したものであります。

次に、議案第12号「三股町課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、2月臨時会において、ご承認いただきました三股町課設置条例の改正に伴い、整備が必要となった条例の改正をしようとするものであります。

次に、議案第13号「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、日当、在勤地、職の区分及び旅行地の区分について諸般の事情から見直しが必要とされたことにより、旅行雑費、勤務地及び金額等を変更するため、職員の旅費に関する条例の一部改正をするものであります。

また、職員の旅費に関する条例を一部改正することに伴い、非常勤の特別職等の旅費についてもあわせて見直しが必要となったため、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第14号「三股町西部地区体育館整備基金条例」についてご説明申し上げます。

本案は、都城市に隣接している本町西部地区に、将来、体育施設を建設するため基金を創設するものであります。

次に、議案第15号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、小学校体育館について、古い体育館と新しい体育館で施設の使用料が異なっておりましたが、今回、3小学校体育館が竣工することに伴い、町内全小学校体育館の施設使用料を一本化するために条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町土地開発公社で宮村地区に、都市計画法第28条に伴う開発行為で新設されました公園について、同法第32条による協議によって、三股町に寄附されました公園を三股町立公園として別表に追加することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号「町長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

町営住宅使用料の過徴収問題については、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたところでございます。この問題に対する責任を明らかにするため、平成23年度4月1日から平成23年4月30日までの間における私の給与を減額するもので、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第18号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第8号）」についてご説明申し上げます。

本案は平成22年度の会計年度末を控えて、その決算に備え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するものであります。

歳入歳出予算の総額86億9,647万1,000円から歳入歳出それぞれ8,378万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1,268万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、各税目の現年課税分、滞納繰越分について実績見込みによりそれぞれ増額補正するものであります。地方交付税については、普通交付税を決定により増額補正し、分担金及び負担金は、常設保育所の保育料を見込みにより減額補正するものであります。国、県支出金は、障がい者自立支援給付費のほか子ども手当の見込みによりそれぞれ減額補正し、繰入金は、財政調整基金を減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

各費目において、事業費の実績見込み、決定、執行残等による減額補正が主なものでありますが、民生費は、子ども手当及び保育所運営費等の減額補正であり、諸支出金はサテライト三股協力金及び口蹄疫義援金等を積み立てるものであります。

次に、「第2表 繰越明許費」であります。降灰対策事業のほか、3月までに事業が完了しないものについて繰越明許費の設定により予算を繰り越すものであります。

次に、議案第19号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額31億1,069万5,000円から歳入歳出それぞれ1億7,380万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,689万1,000円とするものであります。

歳入については、国庫負担金の療養給付費等負担金及び保険財政共同事業交付金を減額補正するものであります。



歳出については、保険給付費の一般療養給付費及び予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第20号「平成22年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額345万円から歳入歳出それぞれ146万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198万4,000円とするものであります。

歳入については、諸収入の返納金を増額し、支払基金交付金及び繰入金等を減額補正するものであります。

歳出については、予備費を増額、総務費及び医療諸費等を減額補正するものであります。

次に、議案第21号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億168万3,000円から歳入歳出それぞれ332万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,836万3,000円とするものであります。

歳入については、葬祭費分の繰入金を増額、事務費分の繰入金及び健診事業受託費の諸収入を減額補正するものであります。

歳出については、総務費の扶助費を増額、徴収費・保険事業費を減額補正するものであります。

次に、議案第22号「平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額17億6,488万6,000円から歳入歳出それぞれ2,531万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,956万8,000円とするものであります。

歳入については、介護保険料及び繰入金を増額し、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金をそれぞれ減額補正するものであります。

歳出については、実績見込みにより総務費、保険給付費及び地域支援事業費をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、議案第23号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,434万7,000円から歳入歳出それぞれ18万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,416万7,000円とするものであります。

補正の内容としては、歳出で消費税を減額し、歳入においてはその財源であります、一般会計からの繰入金を同額、減額補正するものであります。

次に、議案第24号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算

(第3号)」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,607万1,000円に歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,644万1,000円とするものであります。

補正の内容としては、処理施設維持管理委託料を増額補正し、その財源を一般会計からの繰入金で措置するものであります。

次に、議案第25号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億8,797万円に歳入歳出それぞれ81万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,878万3,000円とするものであります。

歳入については、受益者負担金及び一般会計繰入金並びに消費税及び地方消費税還付金を増額し、国庫補助金と町債を減額補正するものであります。

歳出については、中央浄化センター管理業務委託料及び積立金を増額補正するものであります。

次に、議案第26号「平成23年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

平成23年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国、県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向をみて、予算編成を行ったものであります。

我が国の経済は、リーマンショック後の経済危機を脱し、外需や需要創出・雇用下支え効果により持ち直してきたものの、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、先行き不透明感が強まり、また雇用も依然厳しい状況となっています。

こうした中で、国は「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的な実現を目指すため、「新成長戦略」に基づき、景気回復とデフレを終息させるなどの目標を掲げ、元気な日本を復活させる政策を行うこととしています。

一方、地方財政については、歳入歳出総額を、対前年度比0.5%増とし、地方自治体に交付される地方交付税の総額を前年度当初予算に比べ2.8%の増額としているものの、景気低迷による地方税収の財源不足とその補てん措置としての臨時財政対策債の大幅な減が講じられているところであります。

本町においては、このような国の動向や情勢を踏まえ、さらに一層の歳入の確保と歳出の抑制に努めて予算編成を行ってまいりましたが、本町の自主財源の割合は減少し、町税ほかの収入においても大幅な増収は見込めず、歳出においては、医療制度や福祉関連事業の行政需要の増嵩により、引き続き厳しい財政運営を強いられる状況であります。

平成23年度の年間を通した予算では、これらの行政需要に加えて、行政改革を推進しつつ、新規事業にも積極的に取り組むとともに、地方単独事業など起債事業の抑制や基金残高の減少に歯どめをかけるなど、財政健全化に向けて取り組む必要があります。

まず、「第1表 歳入歳出予算」の概要についてご説明申し上げます。

平成23年度の歳入歳出予算額は、90億3,000万円で、対前年度比14.3%、11億3,000万円の増となっております。歳入のうち自主財源は28億7,868万9,000円で、構成比31.9%、依存財源は61億5,131万1,000円で、構成比68.1%となり、前年度より自主財源の割合が2.7%減となっております。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が42億3,376万3,000円で、構成比46.9%、経常的経費が35億198万1,000円で、構成比38.8%、投資的経費が12億9,425万6,000円で、構成比14.3%となっており、前年度より投資的経費の割合は大きくなり、義務的経費と経常的経費の割合が小さくなっています。

次に、「第2表 債務負担行為」についてご説明を申し上げます。

都城地域健康医療ゾーン整備事業ほか2件については、数年にわたり債務が発生することから、債務負担行為を設定するものであります。

「第3表 地方債」については、公営住宅建設事業債のほか総額で8億8,327万9,000円の借り入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の新規事業及び主なものについてご説明申し上げます。

総務費は、行政一般の管理経費のほか、庁舎内空調機整備事業等に係る経費が主なものとなっております。

民生費は、社会福祉費及び児童福祉費に伴う経常的な経費のほか、国民健康保険特別会計、後期高齢者保険特別会計、介護保険特別会計等への繰出金及び保育園施設整備事業補助金等が主なものとなっております。

衛生費は、保健・環境衛生費等に係る経常的な経費のほか、子宮頸がんワクチン予防接種助成事業や新型インフルエンザ予防接種助成事業が主なものとなっております。

なお、新規事業として、ごみ減量化に伴う経費や太陽光発電システム設置助成事業等に取り組むものであります。

農林水産業費は、農業振興費及び畜産業費等の各種農業団体等に対する負担金補助金及び交付金等の通常的経費のほか、国営かんがい排水繰上償還金等が主なものとなっております。

商工費は、商工振興費、観光費等に係る経常的な経費のほか、プレミアム商品券発行に伴う経費等が主なものであります。

土木費は、道路維持費、道路新設改良費、町営住宅維持管理に伴う経費のほか、塚原第2団地建設費用や島津紅茶園切寄線の工事費等が主なものとなっております。

消防費は、常備消防委託料などの経常経費であり、教育費は、小中学校の教育振興費や社会教育費、保健体育費の経常的な経費のほか、弓道場建設事業等の経費が主なものとなっております。

次に、議案第27号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,534万8,000円と定めるもので、対前年度比3.5%の減であります。

歳入の主なものは、対前年度比で保険税が1.0%、共同事業交付金が5.0%の増で、国庫支出金が11.0%、療養給付費等交付金が24.4%、前期高齢者交付金が6.5%の減となっております。

歳出の主なものは、対前年度比で保険給付費が5.7%の減で、介護納付金が8.9%、共同事業拠出金が5.6%の増となっております。

次に、議案第28号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,829万9,000円と定めるもので、対前年度比4.3%の減であります。

歳入については、保険料、一般会計繰入金を、歳出については、広域連合納付金等を計上したものであります。

次に、議案第29号「平成23年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,703万2,000円と定めるもので、対前年度比2.5%の増となっております。

歳入の主なものは、対前年比で保険料が3.3%、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金が3.1%の増となっております。

歳出の主なものは、対前年比で総務費が2.9%の減で、保険給付費が2.8%、地域支援事業費が4.5%の増となっております。

次に、議案第30号「平成23年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,085万円と定めるもので、対前年度比48.5%の増となっております。

歳入の主なものは、対前年比でサービス収入が1.4%の減で、繰入金が513.3%の増となっております。

歳出の主なものは、対前年比で総務費が74.6%の増で、サービス事業費が23.9%の減となっております。

次に、議案第31号「平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」について

ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,334万円と定めるものであります。歳入の主なものは、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、職員給与費、委託料及び公債費であります。

次に、議案第32号「平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,444万6,000円と定めるものであります。歳入の主なものは、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、委託料及び公債費であります。

次に、議案第33号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図るため、本事業の推進をしているところであります。

下水道事業の全体計画は793ヘクタールで、うち195ヘクタールの区域で事業認可を受け、年次的に整備を進めてきましたが、昨年3月に新たに事業認可を受けました95ヘクタールにおいて施行推進を図りながら、本年度も計画的な面整備を進めてまいります。

したがいまして、平成23年度公共下水道事業特別会計予算における歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,113万7,000円と定めるものであり、下水道管渠工事費としましては1億7,100万円を措置しているものであります。

次に、議案第34号「平成23年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を、安定的に供給することに努めているところでありまして、新たな配水池増設のため、平成22年度におきましては、第9号井の掘削を実施したところであります。平成23年度の業務の予定量は、給水戸数1万563戸、年間総給水量268万3,084立方メートル、1日平均給水量7,351立方メートルと予定しています。

主な建設改良事業は、配水管布設替工事及び平成23年度から4カ年で取り組みます第9水源施設整備関連事業を予定しているところであります。

「収益的収入及び支出」予算における事業収益は、3億9,082万2,000円を予定しております。また、水道事業費用は、3億7,447万3,000円を予定しております。

次に、「資本的収入及び支出」予算における収入は、5,390万3,000円を予定しており、支出の総額は2億5,028万1,000円を予定しています。

なお、第4条予算の収支不足額1億9,637万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

次に、議案第35号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、道路台帳に記載してある起点・終点の場所が道路路線図と字図と照合した結果、不一致と認められましたので、道路台帳を真正な起点・終点に修正するため、関係する2路線を廃止しようとするものであります。

次に、議案第36号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、道路台帳に記載してある起点・終点の場所が道路路線図と字図との照合で不一致が認められた2路線について、真正な起点・終点に修正を行い、新たに路線認定するとともに、三股町土地開発公社で宮村地区に開発行為で新設しました2路線を新たに町道認定を行うものであります。

次に、議案第37号「第四次国土利用計画・三股町計画の策定について」ご説明申し上げます。

この計画は、国土利用計画法第8条第1項の規定に基づき、三股町の土地の利用に関する総合的かつ長期的な計画であり、今後の土地利用の指針とするものであります。

また、同条第2項の規定により、第4次の宮崎県国土利用計画を基本とし、第五次三股町総合計画に即して、今後10年間の土地利用の計画を策定しようとするもので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第38号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

在任中の教育委員会委員であります坂元克吉氏は、平成23年3月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、本町の教育委員会委員として議会の同意を求めようとするものであります。

以上、29議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認下さるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（東村 和往君） これより11時10分まで本会議を休憩します。

午前11時01分休憩

-----  
午前11時11分再開

○議長（東村 和往君） 休憩を閉じて本会議を再開します。

ここで、発議第1号の提出者の説明を求めます。大久保君。

〔5番 大久保義直君 登壇〕

○議員（5番 大久保義直君） それでは、発議第1号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明をいたします。

2月の臨時会において執行部から組織機構の見直しが提案され、可決されたところであります

が、これに伴い、委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

内容としましては、総務厚生委員会所管で地域対策室を加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（東村 和往君） 次に、意見書（案）第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔2番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（2番 指宿 秋廣君） 意見書（案）第1号「高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書」について、提案理由の趣旨説明をいたします。

この意見書は、宮崎県内の農林業はもとより、地域経済の再構築・再生発展を図るため、宮崎県議長会からのお願いを受け、国に提出しようとするものであります。

高病原性鳥インフルエンザについては、2月17日、延岡市で12例目が発生し、国内においても19例目となり、感染の拡大がとまらない状況となっています。国においては、養鶏農家や関連業者に対する具体的な支援を早急に示し、現場に安心感を与えるとともに、下記の事項について迅速かつ柔軟な対応を講じられるよう強く要望するものであります。

1、殺処分・埋却等に係る経費及び殺処分された患畜や類似患畜に対する補償については、その全額を国費で補てんすること。

2、養鶏農家や関連業者に対する支援策を移動制限内外にかかわらず一律に講じること。

3、移動制限により出荷遅延や入雛遅延のあった養鶏農家に対する支援を行うこと。

4、加工・流通業者等に対する支援策を講じること。

5、養鶏農家の経営再建に向け、生活支援対策を含めた長期的な支援計画を確立すること。

6、風評被害による農畜産物等の価格の下落を防止するなど、消費者対策の拡充を図ること。

7、口蹄疫や鳥インフルエンザが東南アジアで多く発生していることを踏まえ、これらの国々をはじめとした諸外国との情報交換会や定期会合を開催するとともに、家畜伝染病予防についての基本的なルールの締結を図ること。

8、空港や港湾等における防疫体制の強化などグローバル化する社会に対応した効果的な家畜伝染病の防疫体制及び発生に対する危機管理体制を構築すること。

9、隣のアジア諸国とも連携し、感染経路の解明と情報の公開を図るとともに、野鳥の監視についても積極的な措置を講じること。

10、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生に対して、地方自治体や関係機関が独自に行った対策に要した経費については家畜伝染病のまん延防止は本来国の責務であることにかんがみ、制度化された財政支援措置を早急に講ずること。

11、高病原性鳥インフルエンザによる影響を受けた観光関連産業など中小企業に対する効果

的な対策を講じること。

以上について強く要望するものです。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（東村 和往君） 次に、意見書（案）第2号について、提出者の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔4番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（4番 上西 祐子君） 「新燃岳噴火による降灰被害への支援に関する意見書（案）」について、提案理由の趣旨説明をいたします。

この意見書につきましても、意見書（案）第1号と同様に、本町はもとより関係地域だけでなく、終わりの見えない苦しい状況で県内全町村議会一丸となって国に提出しようとするものであります。

霧島連山の新燃岳は、平成23年1月26日に大きな噴火を起こし、これまで十数回にわたり爆発的噴火が発生しています。新燃岳近辺では、大量の噴石や降灰に見舞われ、住民の避難や小中学校の休校が続く中、現在も断続的に繰り返す噴火に住民は恐怖におびえている状況です。

中でも、広範囲にわたる降灰の被害は甚大であり、道路への被害、航空便への影響、大量の降灰堆積による住民生活への影響、農作物への被害、加えて風評被害が懸念されるなど先、の見えない状況に住民は大きな不安を抱えています。

特に、宮崎県においては、昨年の口蹄疫からの復興に向け歩み始めたやさきの出来事であり、高病原性鳥インフルエンザの発生とあわせ、県全体に大きな衝撃が走り、産業界は戦々恐々としている状況です。

については、たび重なる被害にさらされ疲弊した住民の不安を払拭するためにも、国においては、下記の事項について早急に対策を講じられるよう強く要望するものです。

1番、被災地域について、「活動火山対策特別措置法」に基づく指定を行い、農林漁業や中小企業等、影響を受ける業種の経営の安定を図ること。

2、新燃岳の噴火による災害を、激甚災害として指定し、法に基づく支援を速やかに実施すること。

3、降灰により被害をこうむった農産物に対する補償を早急に講じること。また、降灰による農産物への風評被害の対策を検討すること。

4、今回の降灰被害については、平成22年の梅雨前線豪雨被害と一連の被害（計画変更）として対応できるように措置を図ること。

5、降灰除去事業についての特別交付税による措置については、補助事業の市町村負担の8割、単独事業の5割ではなく、単独事業の経費についても8割の措置とすること。



6、降灰の影響を受けた教育、観光関連産業等に対する効果的な支援策を早急に講じること。  
以上について強く要望するものです。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、意見書（案）第3号及び第4号について、提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔2番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（2番 指宿 秋廣君） それでは、意見書（案）第3号「ウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書」について、提案理由の趣旨を説明をいたします。

我が国には、B型、C型肝炎感染者・患者が350万人もおり、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針、筒の使い回しなどの医療行為による感染、国の責任における医原病とされています。

ウイルス性肝炎は、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝臓がんに行進し、命が危険となる重大な病気であります。肝炎患者の大半は、インターフェロン治療の助成以外は何の救済策もないままであり、病気の進行、高い治療費負担、生活困難にあえぎ、毎日120人ほどの患者が命を奪われています。感染に気づかず、治療しないまま肝炎が進行している人も少なくありません。

B型、C型肝炎感染の経緯を踏まえ、国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が、平成21年11月に制定されました。患者救済の根拠となる「基本法」ができましたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進みません。

よって、国会及び政府におかれては、これらの患者を救済するために、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう要望するものです。

肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済措置を実行すること。

「救済措置法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師からの証明、患者・遺族の記憶、証言などをもとに、特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎者を救済すること。

集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。

肝庇護策、検査費用、通院費用の助成を初め肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。

基本法が定めた肝硬変、肝がん患者への支援策を進めること。

ウイルス性肝炎の治療体制、治療環境の整備、治療薬、治療法の開発促進、治験の迅速を図ること。

医原病であるウイルス性肝炎の発症者、死亡者に一時金、もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。

肝炎ウイルス未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を把握し、早期発見、早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

以上について要望するものです。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、意見書（案）第4号「拡大生産者責任（EPR）とデポジット制の法制化を求める意見書」について提案理由の趣旨を説明いたします。

ポイ捨てゴミの氾濫や産業廃棄物の確保の問題、さらにはゴミ処理費負担による基礎自治体財政の圧迫など、ゴミ問題を取り巻く状況はますます深刻化しています。持続可能な循環型社会を築くためには、我が国の大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクル型の経済社会を見直し、廃棄物発生の抑制、再使用を優先する社会を築く必要があります。

そのためには、生産者が生産過程でゴミとなりにくいような製品をつくり、使用済みの製品の回収、資源化まで責任を持つこと、すなわち処理・リサイクルの費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任（EPR）の導入が必要です。

また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで、対象となった容器の高い回収率が期待でき、資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て、不法投棄の防止に対して極めて有効な手段となることが期待されます。

平成22年5月、福岡県筑後市、大川市、大木町の共同開催により、全国各地から述べ3,000人以上の参加者のもと、第18回環境自治体会議が開催されました。この大会においてゴミ問題解決のためには、OECD経済協力開発機構が提唱する拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度法制化が不可欠であることが確認され、特別決議が採択されました。

また、既に欧米などの多くの国では、省資源、資源循環を実現するために拡大生産者責任（EPR）やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことにより、ゴミ減量化やユース容器の使用促進に大きな効果を上げています。

よって、三股町議会では、政府に対し、容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度の導入について積極的に検討し、早期に制度化を図るよう強く要望します。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の趣旨の説明を終わります。

○議長（東村 和往君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時29分休憩

-----  
[全員協議会]

-----  
午後0時02分再開

○議長（東村 和往君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

---

○議長（東村 和往君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これで散会いたします。

午後0時03分散会  
-----







議事日程(第2号)

平成23年3月7日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第12号、議案第17号、議案第38号の3件及び発議第1号の1件並びに意見書案の第1号から第4号の4件の質疑・討論・採決

---

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第12号、議案第17号、議案第38号の3件及び発議第1号の1件並びに意見書案の第1号から第4号の4件の質疑・討論・採決

---

出席議員(12名)

1番 福永 廣文君	2番 指宿 秋廣君
3番 財部 一男君	4番 上西 祐子君
5番 大久保義直君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 上原さとみ君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	木佐貫辰生君	副町長	.....	石崎 敬三君
教育長	.....	田中 久光君			
総務企画課長兼町民室長	.....				渡邊 知昌君
税務財政課長	.....	原田 順一君	町民保健課長	.....	重信 和人君
福祉課長	.....	大脇 哲朗君	産業振興課長	.....	下沖 常美君
都市整備課長	.....	中原 昭一君	環境水道課長	.....	岩松 健一君
教育課長	.....	野元 祥一君	会計課長	.....	山元 宏一君

---

午前9時59分開議

○議長（東村 和往君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 総括質疑**

○議長（東村 和往君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期に提案されたすべての議案に対する質疑であります。議案数が多いので、議案番号順に3つに分けて行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題外にわたったり、自己の意見を述べるなど一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては、常任委員会の場、あるいは全体審議の場で行ってください。

それでは、まず議案第10号から第16号までの条例改正等に対する質疑を行います。質疑はありますか。上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） まず議案第14号です。この議案の16号までいいんでしょう。

（「はい」と呼ぶ者あり）14号のほうで、この具体的内容ですね。何年間なのか、幾らぐらい積み立てるのか。それから総工事費を幾らぐらい見積もってるのかをお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 建てるときの期間というか、年数ですが、おおむね5年ということしております。工事費ということでは、建てる場所等がまだ決定しておりませんので、外構工事等が、積算がちょっと難しいところですが、おおむね3億円程度というところで考えて



るところです。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（４番 上西 祐子君） 今、この議案だけとおっしゃったんですが、町長の政治方針について新規事業ですよ、新規事業がたくさんあるもんですから、それらのちょっと具体的内容ちゅうんですか、それをお尋ねしたいんですが、それはできないんでしょうか。

○議長（東村 和往君） 施政方針ですか。

○議員（４番 上西 祐子君） はい。

○議長（東村 和往君） 一般会計予算決算。

○議員（４番 上西 祐子君） いや、だから、それは具体的なそれはわかるんですが、町長の政治方針について、その弓道場建設のこととか、それからリフォーム助成、それらを羅列をこうされましたが、この前、施政方針で、そのちょっと具体的にどこどこにどう決まったとか。どれぐらいの大きさだとか、そういうふうなのと、それからリフォーム助成のいろいろどういうものにするのか。そういう具体的な施政方針に対するもう少し細かく話していただけると、私たちもそれに対して、また一般会計予算常任委員会で担当課長から聞いたときわかるんですが。

○議長（東村 和往君） その一般決算常任委員会の場に、町長に出席願ってするという。

○議員（４番 上西 祐子君） 町長が出席されるんだったらいいですよ。

○議長（東村 和往君） 町長、日程的には。

○町長（木佐貫辰生君） 担当課がそれぞれを説明すると思うんですよ。

○議員（４番 上西 祐子君） 簡単に、今はちょっと。

○議長（東村 和往君） しばらく全員協議会に切りかえます。

午前10時03分休憩

-----  
午前10時05分再開

○議長（東村 和往君） 全員協議会を閉じて、本会議を再開します。

○議員（４番 上西 祐子君） 施政方針に対して、新規事業の少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 新規事業も、今言われましたように多岐にわたっておりますけれども、その中で大型事業といたしまして、これも新規というよりも継続の事業の中に位置づけてはいるわけなんですけれども、といいますのは、先ほど言われました弓道場の建設事業、これにつきましても平成21年度からスタートはしております。そして、その中で場所等を含めて議論しながら、そしてまた国の補助、県の補助、そういうところをにらみながら23年度に建設ということ

で、これは進めてきた事業でございます。

これについては、以前、全協の場でも若干説明いたしましたけれども、場所のほうを中学校の西側、ちょうど1地区公民館と中学校の間でございます。そちらのほうを開発公社のほうで用地取得を今進めておまして、そちらのほうの手続を進めてる。そして、そこに全体事業費、用地費込みでございますけれども約2億2,000万円程度の事業費を考えています。これも先ほど言いましたように、継続事業の一環ということでございますけれども、私のマニフェストの中にも、一応弓道場建設と、アスリートタウンの一環というふうに位置づけておまして、そういうことで進めております。

それから住宅リフォーム事業につきましては、以前から、この一般質問等でも結構あったわけなんですけど、地域の活性化、それを考えたときに、地域の住宅のリフォーム関係に対する支援で地域のいろんな事業所関係に波及効果が大きいですから、そういうところの取り組みをやったらどうかというところを受けて、今回事業として立ち上げました。

それにつきましては、住宅の耐震化というのも非常に大きな課題でございますので、そういうところの耐震化への助成、それからまた単なるリフォームですね、それに対する助成、それからまた住宅改造だけではなくて、公共下水道、そちらのほうの接続関係、それに対する支援、要するに幅広くある程度取り入れまして、それに対する支援をしようということで約1,000万円ほど、予算措置と。これが事業費ベースといたしますか、事業規模ベースで、約1億円ぐらいになっていけばいいかなあというような感じで、今取り組んでいこうかなということで進めております。

それからまた、太陽光発電関係ですね。そちらのほうも各自治体やっとなんですけども、町としましては、やはりエコと、これからの環境政策の一環ということで、これに対しても支援していこうということで新規で考えてます。

そのほかにもソフト関係で、やはり今度、議会基本条例もできますけれども——という方向で動いてますけれども、町としましては、まちづくり基本条例、そういうのを積極的に取り組もうと。

それからまた、支部加入ですね。まちづくりの基本ということは、やっばし町民との協働という部分が非常にありますので、やっばし積極的に行政としても支部加入関係にも取り組むべきじゃないかなあというところのそういうふうな組織づくり等、それとまた町名変更といたしますか、字名変更ですね。そういうところへの取り組みとか。

マニフェストについていたしますか、そちらのほうにいろいろ掲げさせていただきましたけれども、すべてが一挙にできるわけではございませんので、それを段階的にやっばしというところで、今回上げさせていただいて、また予算措置をしていくところでございます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 今のお答えでわかったのはあれなんです、弓道場建設で土地の整備がちょっとあれなんです、今から取得の予定なんです。もう決まってるんですか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これについては、開発公社のほうで土地の取得、それからまた土地の造成までは開発公社のほうでやりまして、それを町のほうを取得して、そして建設という運びになっていくわけなんですけれども、今のところ、開発行為に該当するかどうかということで、そちらのほうの協議ですね、それを今、県のほうに上げておりまして、それがオッケーが出れば、農地転用と同時に取得という形で、もうすぐ取得ができるというふうに考えてます。その取得をあわせたところで、今度開発公社は造成しますんで、それが完了しますと、町のほうが設計関係とかいろいろ入っていきまして、土地といいますか、用地造成込みの土地を取得するという形になります。

以上です。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） このことに関しては、また一般質問のほうでお伺いしますが、リフォーム助成でおっしゃったことで、今、降灰対策が、いろいろ各家庭でもあれされてるんですが、そこら辺の屋根のほうの傷んでいるとか、そういうふうなことにもちょっとできるんでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。考えていらっしゃるのか。それと、1件当たり何%、10%なのか20%なのか、そこら辺をちょっと。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 今、具体的な方向でのご質問でございますので、私のほうから述べさせていただきます。

これは、26号の予算の中にあるわけなんです、これは今の状況としては、住宅の修繕、補修、改築、増築の工事になります。この場合、住宅のリフォーム工事20万以上の工事、工事額の15%以内、かつ10万円を限度として交付金を交付するといった内容でございますので、かわらの一部で改造費等が20万円以下となったら、この対象にならないというふうになりますので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑ありませんか。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 議案14号、今の同僚議員のほうから質問がありましたが、条例を、基金条例を制定されまして、2,000万という金を基金として処理するということで積み立てをするということで、非常に植木住民の我々は、14年度からこのちょっと名前は変わりましたが、地区体育館に対しては要望しておりまして、非常に前向きで非常に地域住民も喜んで

おります。

ただ、今、おおむね5年ということで今回答がありました。建設までですね。その期間をちょっと縮めることはできないのかと。財政的な難しいこともあります。おおむね5年といっても、積立額のその辺がどのぐらい積み立てて実際その建設に向かうのか、その金額も大事であると思うんですね、この経済情勢とか、財政状況によって、今年は2,000万だけど、来年になりゃ3,000万になるのか、1,000万になるのかちゅうことで、5年というおおむねの計画がありますが、その金額的な目標というのはいかがなんでしょうか、どのぐらいこう、そこ辺をちょっとお聞きします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど教育課長のほうから説明ございましたけれども、今回、スタートの年ということで、財政事情等考慮しまして2,000万円という金額を計上させていただいたところでございます。できるだけ早くということで私も思っておりますので、目標を5年という形で持ちながらも、前倒しでできるように努力はしたいなあとというふうに考えております。ただ、財政状況も十分見ながら、また地元のほうともお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、議案第10号から第16号までの条例改正等に対する総括質疑を終結します。

議案第17号は全体審議であります。

次に、議案第18号から第25号までの平成22年度補正予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ないようですので、議案第18号から第25号までの22年度補正予算に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第26号から第36号までの平成23年度当初予算等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 議案34号ですが、お尋ねいたします。

資本的支出5,000万、水道会計の23ページで、施設整備・更新事業費が5,500万、委託料1,869万円、工事請負費3,706万5,000円か、これのちょっと具体的な内容ですね。そのあたりと、資本的支出がこれで、それとその下の施設費8,590万、そのあたりをちょっと具体的にお尋ねしたいんですが、どういう工事なのか。どういうふうな建設をされようと

しているのか質問いたします。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それではお答えいたします。

まず23ページの中の委託料でございますが、1,869万、実施設計委託料ということでございます。23年度から26年度までの4カ年で、第9水源、新しい井戸を22年度に掘削いたしましたけども、それにもとに配水池を2基、1,000トン級を2基つくる予定でございます。その初年度ということになるわけですが、その1,869万は、全体計画を対象にした概算設計を行う予定でございます。

そして、その次の23ページの27工事請負費3,706万5,000円でございますが、これにつきましては、井戸を掘っておりますので、23年度につきましては、取水ポンプの設置工事とかを903万円、電気設備工事動力計装装置なんですけども2,257万5,000円、取水連絡管の布設工事546万円等を見込んでおります。

また、23ページの2施設費の工事請負費27番工事請負費8,590万につきましては、布設替えとか、新規の布設を行う場合の工事費を予定をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 何か、石綿管とかいうふうなのがあって、取替えないといけないというふうなことも聞いたんですが、そのあたりは、年次的に石綿管取替とかいうふうなのが、このあれに入ってるんでしょうか。そのあたり、ちょっと私そういうのにちょっと疎いものから。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 石綿管があと8キロ程度残ってるんですけども、それを年次的に予算の範囲で行ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） この8キロというのは、あとどれぐらいで全部きちっと取替えられる予定なんですか。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 年度で1キロしていけば8年間、2キロを進めば4年間という感じでございますが、今年どのぐらいやったかというのを、ちょっと持ってきておりませんので、予算の8,700万、この中で急ぐべきところを急いで替えていくという方向でやっております。

○議員（4番 上西 祐子君） 終わります。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） 大久保です。塚原住宅の件について、ちょっとお尋ねいたしますが、「議案は何号」と呼ぶ者あり）26号です、一般会計です。111ページなんですけど、ここで工事費が4億8,092万9,000円、そして設計が4,318万9,000円です。これは別に問題はない、予算書に上がっておりますからいんですが、ここで提案型というのがあるんですが、これをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、いいですか。それから、同じく議案26号の13ページの町税、たばこ税ですね。本年度が1億1,815万2,000円、前年度が9,857万8,000円で、比較が1,957万4,000円の増になっとるんですが、これの一応2件を教えていただきたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 提案型というのは、これは地域住宅交付金事業という交付金事業でやっておれば、基本的な、その交付金の中で国が示している基本と、まあ言えば市町村が、県及び市町村でこれをやってもいいでしょうかというような提案という中で、それを認められると、そういう提案をすることで提案型というふうな使い分けをしております。ということで、ここにのぼっているのは、町で提案している——交付金として提案をしているものの予算になるということになります。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 町のたばこ税、予算書にしますと13ページでございますけれども、町のたばこ税が前年度から大きく伸びていると、なぜかというようなことであろうと思えます。実は、昨年なたばこ税の税率が変更となりました。したがって、世間一般でいろいろな情報によりますと、税が上がったので、たばこが控える人が多くなってくるのではないかと。税率は上がったけれども、たばこをやめることで、これが町に入ってくるものも激減していくのではないかと一つの意見があったところでございます。町としましても、大変そこを危惧したわけでございますけれども、実際にふたをあけて約半年近くなるわけでございますけれども、大変今年も伸びを示しているという状況でございます。

したがって、これをどう分析するのかということでございますけれども、一般の方が一時はやめようという意志を持ったかもしれませんが、それがなかなか達していないということなのかどうか分かりませんが、今からまだ分析でございますけれども、県等にも問い合わせをして、本当にこれだけ伸びるのかということでもお話をしましたけれども、県も驚きの目を持っているようでございます。

したがって、詳細については、ちょっとまだ今回はまだ出ませんが、その分析はすみません

が、税率が上がったことで、思ったほどやめる方は少なかったと。税率の伸びのほうに影響力が大きかったということのあらわれであろうというふうに今のところは分析しているところでございます。また詳細にわかりましたら、それはまたご報告を後日申し上げたいというように思います。

以上です。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） それから、もう一件、ちょっと忘れておったんじゃないんですが、同じく26号の112ページの常備消防費の委託料関係なんですけど、都城に2億2,413万3,000円、前年度が2億1,092万3,000円ですが、この増減がまたちょっと上がっておるんですが、この辺の調整はどういうふうになったのか教えてください。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 常備消防の委託料の伸びということでございますが、これは消防費の基準財政需要額ですね、これを算定して、その60%というのがなっております、このちょっと基準財政需要額をお手元のほうでちょっと額がわかっておりませんが、その分が伸びたというところで、それだけの伸びになってるということであろうと思います。

○議長（東村 和往君） 大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） これが、どんどん伸びてきておるわけですね。今までにですね。さらにまた来年度は、（テープ中断）

（録音用磁気テープ障害により音声不通のため、この後の散会までの会議録は議長口述書記録により転記した。）

○議長（東村 和往君） 他にありませんか、ないようですので、議案第26号から第36号までの平成23年度当初予算等に対する総括質疑を終結します。

---

## 日程第2. 常任委員会付託

○議長（東村 和往君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、各議案及び請願は、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局に提出ください。

---

**日程第3. 議案第12号、議案第17号、議案第38号の3件及び発議第1号の1件並びに  
意見書案の第1号から第4号の4件の質疑・討論・採決**

○議長（東村 和往君） 議案第12号、議案第17号、議案第38号の3件及び発議第1号の1件並びに意見書案の第1号から第4号の4件の質疑・討論・採決を行います。

質疑の回数は一つの議題で5回までといたします。

先ず、議案第12号「三股町課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第12号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「町長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第17号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「教育委員会委員の任命について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。



お諮りします。本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第38号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり同意されました。

次に、発議第1号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。発議第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号「高病原性鳥インフルエンザ対策に関する意見書（案）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。意見書案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号「新燃岳噴火による降灰被害への支援に関する意見書（案）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。意見書案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号「ウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書（案）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。意見書案第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号「拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書（案）」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。意見書案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書はすみやかに、関係機関に送付し、その善処方を求めます。

---

○議長（東村 和往君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時39分散会

---







---

平成23年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成23年3月16日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

平成23年3月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 福永 廣文君	2番 指宿 秋廣君
3番 財部 一男君	4番 上西 祐子君
5番 大久保義直君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 上原さとみ君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫辰生君	副町長 .....	石崎 敬三君
教育長 .....	田中 久光君		
総務企画課長兼町民室長 .....			渡邊 知昌君
税務財政課長 .....	原田 順一君	町民保健課長 .....	重信 和人君

福祉課長 ..... 大脇 哲朗君      産業振興課長 ..... 下沖 常美君  
都市整備課長 ..... 中原 昭一君      環境水道課長 ..... 岩松 健一君  
教育課長 ..... 野元 祥一君      会計課長 ..... 山元 宏一君

---

午前10時00分開議

○議長（東村 和往君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
日程に入る前に、2011年東北地方太平洋沖地震被害により亡くなられた方たちに黙禱をさ  
さげたいと思います。それでは、黙禱。

〔黙禱〕

○議長（東村 和往君） ありがとうございます。黙禱直れ。

犠牲になられた方々のご遺族の皆様には深くお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福  
をお祈りいたします。

また、甚大な被害に遭われた被災地の皆様に対しお見舞いを申し上げ、これ以上被害が拡大し  
ないよう、一刻も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（東村 和往君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、指宿君。指宿君。

〔2番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（2番 指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、質問を行いたいと思います。

質問を行う前に、先ほどもありましたけれども、今年11日に発生しました東北・関東の未曾  
有の大震災に遭われ亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、行方不明の方々の早急  
な救助、またそれもお祈りします。

そして、九死に一生を得て救われた方々にお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興を  
お祈りいたします。

私も今回、災害という点で通告いたしておりましたので、それでは執行部に明確なご答弁をお  
願いしたいと思います。通告いたしておきました質問を行います。

本町も、1月26日、大規模な噴火いたしました新燃岳の降灰対策について、降灰をどのよう  
に考えているかと第1番目に通告しておきました。本町、町民の安全・安心な生活を確保する役  
場の役目としての降灰について、基本的なことではありますが、質問をいたします。



また、活動火山対策特別措置法、活火山特措法の第11条第1項の同法施行令第1条に定める降灰量は、1平方メートル当たり1,000グラムの基準がありますが、本町の降灰量は幾らであるのかも、あわせてお聞かせを願いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終えて、以後は質問席から行います。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。まずは、今回東日本の大地震がございました。多くの方々が亡くなりました。ご冥福をお祈りしたいなと思います。また、一刻も早いこの災害からの立ち直りを祈念したいなというふうに思うところでございます。

また、原子力発電は非常に大変心配でございます。危機管理ですか、政府、そしてまた電気のほうの会社のほうの早急な対応をお願いしたいなというふうに思うところでございます。

では、ただいまご質問がございました降灰、新燃岳降灰対策について、その①降灰をどのように考えているかということで、基本的な考え方をご説明申し上げたいと思います。答弁いたします。

気象庁が管轄する「火山噴火予知連絡会」が、2月15日に、霧島山新燃岳火山活動に関する検討結果として、その後の見通しを発表しておりますが、それによりますと、「引き続き爆発的噴火は続くものと思われませんが、新燃岳へ上昇するマグマの量は低下しており、多量の火山灰等を放出するような噴火の可能性は低くなっている。しかしながら、再び多量のマグマが新燃岳へ上昇すれば、噴火活動が活発化する可能性があり、地殻変動等のデータを注意深く見守る必要がある」とのことです。

以後、数回の爆発的噴火は、継続して起こっており、状況は変わっておらず、いつ火山活動が終息するのか、先行き不透明な状況であります。

本町においては、新燃岳から約30キロメートル離れた距離にあり、火山噴火時の噴石の降下や火砕流及び降雨時における土石流や泥流による災害の心配はありませんが、風向きによっては、多量の降灰に見舞われる可能性があり、今後も火山活動の動向に注視し、また降灰対策についても引き続き備えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

そして、その降灰量につきましてですけれども、それについては担当課長のほうでご報告さしあげます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 降灰量についてですが、降灰量については、県の農業改良普及センターでの観測ということになっておりまして、実は中央公民館の1平方メートル当たりの量を採取いたしまして、その結果で1月分が4,664グラムという結果になっております。それ

から、2月分については38グラムという結果が出ております。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） それでは、4,664グラムということで、1,000グラムの4倍強ということなんでしょうが、この設問をどのようにというふうに、終息の域に来てるからということなんですけど、結果ではなくて、今どう対応しようかという視点から考えたわけですけども、一過性で、もう要するに先ほど町長の答弁であった一過性として、もう終息をしていくんだと、いや、そうじゃないんだという基本的スタンスはどのように考えながら、これを今までも、今からもされるつもりなのかというのを再度お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど2月15日のこの火山噴火予知連絡会のこの火山活動に関する検討結果についての報告をお話ししましたけれども、この前の3月3日もございました。そして、3月8日と、またまた大噴火の予兆はございます。そしてまた、風向きによっては、こちらのほうに大量の降灰が降るのではないかというふうな感じもいたします。そういう意味合いからしますと、まだまだ予断を許さないということで、まだまだ警戒しとく、そういう体制は備えておく必要があるというように認識しているところでございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） ということを踏まえまして、次に行きたいと思いますが、2番目の設問として、要望・苦情等が共有化、役場の中で共有化はどうされているのかなど、答えられないセクションもあったと、それからたらい回しにされてしまったと、結局担当がおらんで終わってしまったということもお聞きをして、その中でこういう設問をしてるわけですけども、どこが核になりということを決められた対応をされているのかどうかですね。

それと、次の問題と2つ一遍にお願いをします。対策本部の設置はいつされたのか、お願いをしておきたいと思います。ちなみに、新燃岳から一番遠くあるわけじゃないでしょうけれども、三股を通らんといけない日南市は、1月26日の噴火以降、1月27日13時に災害対策本部を設置したと、こう書いてありますので、それを踏まえた上での答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいま町民からの要望・苦情等の共有化、そしてその体制についてのご質問でございますけれども、回答させていただきます。

1月26日の新燃岳の爆発的噴火により大量降灰を受けたところですが、翌日に対策会議を開いて、降灰対策について協議を行ったところであります。

体制としましては、それぞれ課別に役割を協議し、そして分担し、都市整備課では、道路上で

の降灰処理関係、環境水道課は、灰回収作業及び墓地公園を灰の一時保管場所としたことから、灰処理の集積管理を、産業振興課は、農作物の被害調査及び処理対策、総務企画課は、対策の総括、情報収集、広報活動、そして県・市町など関係機関との調整、そして自治公民館との連携、福祉課は支援物資の受け入れやボランティア募集の受付、税務財政課は、降灰対策の財政措置、そのほか各公共施設の降灰対策は、それぞれ管轄する課がその対策に取り組みを指示し、そしてそのような対応をとったところでございます。

このような体制になっておりますけれども、当初は、状況の周知やこのような体制について、全体的に浸透していなかったこともありまして、戸惑いもあって、町民からの問い合わせや要望等に十分対応しきれず、苦情となったことも事実であります。

自治公民館長との対策協議の中で、それぞれの地域への周知、協力を自治公民館長に依頼し、また内部では、庁内のLAN回線による降灰対策の掲示板の項目を開設して、職員への周知、情報の共有化を図ってまいりました。

ですから、当初は、初めてのこういう経験でございましたので、なかなか情報の共有化、そしてまた対応の仕方に不備があったことでのご指摘でございますが、そういうことがあったということで、それを踏まえて、情報の共有化を図るような努力をしたところでございます。

それから、対策本部はいつ設置されたかということですがけれども、県に対策本部の設置として報告したのは1月31日でございます。参考までに、県には、1月26日の大量降灰により、同日の19時、1月26日の19時ですがけれども、「情報連絡部」を設置したことを報告して、翌日の1月27日の朝、早急に第1回目の対策会議を開催し、情報収集に努めました。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 早い話、対策本部はないということですよ。

都城市の議会は放送、放映されていますからご存じだと思うんですが、各部長、市長を初め各議員すべて、いつでも何があってもいいように作業着でやっていますね。多分ご存じだと思う。

悲しいかな、三股町の議員にはそういう作業着は渡っていませんので、この前見に行くときは背広で行きました。一人だけ浮いて、大変恥ずかしい思いをしたんですが、しかし、せめて執行部は、こういう本会議といえども、いつ何どき出らんいかんかもしれん。議会議長の許可を得て、対策本部を設置いたしておりますので、こういう作業着の参加をできませんかということぐらいは、あってしかるべきだったのではないのかなと、それが町民に対する役場の前向きのとらえ方ということもあるのではないのかな。平時か有事かってなったら、私は、これは平時ではないんではないのかなというふうに思ったわけですね。それで、この問題が来てるわけです。

対策本部というのは、もちろん何もせんで、何もしなくて済めば、それでいいんですけれども、

打たなければならないことはいっぱいあったと思います。都城市が、市長室に町長は行かれたと思いますが、紙粘土か何かわかりませんが、大きい立体的なものをつくって、それでいろんなところから来た見に来た人たちをそれで説明していましたね、それも作業着で。そういう心がけ、思い切り、みんなに周知というのが必要だったんじゃないのかなと。

町民の皆さんから苦情のついでに言われるのは、三股は平和でいいですねって、こう、それは、平和は多分意地悪な質問だったんじゃないのかなというふうに今は思ってるわけですね。

再度、この要するに対策本部そのものが、長引けば長引くほど必要だったのではないのかな。例えば、この中でありますが、31日に報告しましたと、それからでもよかったのではないのか。日南市の例を言いましたけど、27日の昼にはもう対策本部を立ち上げてる。ある課長に職員が言ったら、これは災害じゃないよって言われたって聞いております。

私自身は、これは大きな災害だと、もちろん今ある東北地方の大災害に比べれば、それはけが人ぐらいで済んだのかもしれませんが。しかし、土石流が三股に出ないという保証はないんですね。長田の山に行ってみてください。ものすごく積もっています。日南に行く前に止まって。土石流が本当にゼロでいいのかどうかということも考えなきゃいかん。

もちろん、砂防堰堤がいっぱい山にありますから、そういう危険性は少ないのではないかと思いますけれども、再度、もうちょっと何かならんかったのかなと思いますが、災害対策本部を立ち上げることによって、次に、起こらないほうがいいんですけれども、起こるときのシミュレーション化して、大きな例えば台風とか、そういうときはこうするんだという予行演習というたら町民の皆さんに失礼かもしれませんが、迅速な対応をとれる、こうやるんだっていうのが出てきたのではないのかなと思うんですが、再度、そこら辺の考え方的なところを答弁お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 災害対策本部の設置が1月31日ということですが、1月27日に、もう早朝一番に、職員、課長を集めまして、この降灰対策、これについて早急な取り組みをすべきだということで、そしてまた口蹄疫のときに、やはり職員全体での取り組みということで以前経験がございますので、そういうふうな取り組み等もやるべきではないかというところでの共通認識は皆さんにお話ししたところでございます。それが対策本部なのか、対策会議というような形で第1回目は開催させていただきました。

そしてまた、これについてはすぐに、やはりこの降灰対策、やはり小中学校、スクールゾーンを含めて、いろんなところでの日常生活に支障が来ますので、まずはそちらのほうのために、この公民館との連携ということが非常に重要ということで、公民館長の防災会議のメンバーを早急に集めまして、そして意見交換して、そして今度は全公民館長を集めての対応というような形で、

まずこの降灰除去を中心にしたところの取り組み、そして各鹿児島等への連絡等を含めていろんな対応はしてきたつもりでございます。それが本部でなければならぬと、そのほうが意識的にやはりこれに対する取り組みの意識を高めるということは、そうかもしれませんけれども、まずは、まずはこの降灰をどうにかせにやいかんと、そこの1点でまずはとり動いていったという状況でございます。

そしてまた、今後もこれが長引く状況もございますので、そのあたりについてはまたいろいろ検討させていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） ぜひとも、おくれればせながらということになるのかもしれませんが、先ほどあったように、いろんな有識者の、もしくはマスコミ等を見ると、いや1年半続くんだけ、いや3年ぐらい続くんだけとか、終息にまだもう一回二回あるかもしれんとか、いろんなことが書かれていますね。書かれています。そうすれば、特におくれればせではないと思いますので、やっぱり近隣で集めましたといったときに、対策本部長といたら、いや対策会議ですとなる。やっぱりこうなると思うんですね、執事ものになったときは。

日南が対策本部で、三股が対策本部はない、対策会議、要するに準じてあるものでしょうけれども、ぜひともそこらのところを考慮しておいてほしいと思いますし、先ほど言ったように、今からあるものについて全庁的に取り組むとすれば、なおのこと、今回は先ほど言ったように降灰だけだつていうふうに言われましたけれども、果たしてそれで済むのかどうも踏まえて、長期的な情報収集も必要でしょうから、このものをお願いしたいと思っています。

以後、あとの三つ四つは、実はこの対策本部が設置されて、対策本部の体制はだれがメインで、どの自治体の長がメインで、どういうことをやろうとして、何を今やったかということが、こうあるという想定で走っているんですよ。あのう鳩が豆鉄砲じゃないんですが、想定がちょっと外れてしまったなというふうに思っています。

もし、この中で、長期化に備えてもふっくるめてですが、町長は、今までに対策本部、鹿児島県、両県を踏まえて、何かを取り組んだ、こうやったとかですね。今、国の目線はすべて東北に行ってると思います。この新燃岳については、もう過去のことになってると思うんですね。後で触れますが、3分の2補助も、本当に3分の2あるのかどうか、以内となっていますから、半分になるかもしれんという状態だと思います。

そういうことでいうと、それに対するこういうことを今やっていますとかっていう、次の両県の対策本部から災害問題の連携、それから国への要望、それから長期化に対する体制について、何か特筆すべき、これはこうですよというのがあれば教えてください。（発言する者あり）うん、

設置、どれほどまずあるのかということ。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） まず、対策本部ですが、これについて、ほかの自治体はどういった形で取り組んだかというところを一応ご報告したいと思います。

都城市が、早速26日に、大噴火を起こした日に情報連絡本部を設置し、28日に対策本部をつくったということでございます。それから、日南市が1月27日に災害対策本部を設置、それから小林市が1月26日が情報連絡本部で、31日に災害対策本部を設置いたしております。それから、えびの市については、26日が情報連絡本部、そして31日に災害警戒本部に移行をいたしております。それから、高原町が26日に早速災害対策本部をつくったと、それから県外ですが、県外は鹿児島県、隣接する鹿児島県については、霧島市が26日に災害警戒本部を設置したというところでございます。

それから、対策本部間の連携ということで、全体的な情報交換等、そういったのがどういう形でされたかということでございますが、まずこれは県の危機管理課が中心となってやってる部分が大半でございます。また状況が新燃岳に近い部分とそれから三股町、あるいは日南みたいに離れた部分では、その対策自体も若干違うということで、全体的には個々にやってる部分とそれから全体でやってる部分とございまして、その全体でやってる部分については、三股町もその中で会議のほうに参加をいたしております。

1月31日に霧島山火山対策連絡会議ということで、これは県の危機管理課の主催なんですが、都城市で行われております。それぞれ県、県警——警察ですね——それから地方气象台、自衛隊、地方整備局、それから市の消防局、それから北諸・西諸の地方支部、そういった関係と関係市町ですね。その担当課長ということで集まっております。内容については、气象台のその時点での新燃岳火山の状況、それから各市町の取り組み状況といったことがありまして、その情報交換を行ったというところでございます。

それから、2月11日ですが、これについては都城市、それから高原町、それから三股町含めて、民主党への「新燃岳噴火対策連絡室」という視察がございまして、それに参加をいたしております。山田町の中央公民館でありまして、これには宮崎県選出の民主党の国会議員、あるいは県議会議員、県知事、それから危機管理課——失礼しました。高原町は入っておりません。都城市と三股です。（「入ってない」と呼ぶ者あり）はい。それからあと、これには町長と議長、それから副町長、それから都市整備課長が出席をいたして、現状報告をして、要望書を国のほうに、民主党のほうに上げたというところでございます。

それから、2月23日、担当者レベルの「新燃岳噴火に係る市町村との情報交換会」、これは小林市の総合庁舎で行われております。これは県の危機管理課、高原町、それから小林市、えび

の市、農林振興局が出席をいたしております。

それから、国の要望事項もだったですかね。（「えびの、これは、この今の23日のは、三股も都城も入ってるのかな。それとも、県、小林、高原、えびのと、そんだけ、今のは」と呼ぶ者あり）そうですね。23日は担当者レベルというところで集まったところでやっております、都城が入ってないんですね。（「三股は」と呼ぶ者あり）三股は入っています。（「入ってる」と呼ぶ者あり）はい、入っております。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 対策本部に国の要望状況でしたんですけども、活火山特措法の関係でいうと、どこを見ても、補助をやりますとは書いてなくて、以内ってなってるので、相当要望しないと無理かなということで、要望の状況ということでいうと、こう設問したので、執行部からこういうことをしましたってあったのかなと思いましたが、言われなかったんで、多分激甚災害にしてくれとか、そういうこともあったんだろうというふうに思いますが、今そういうあれは、その要望のあれは、そういうのがありますかね。（「あります」と呼ぶ者あり）ある。そしたらお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この国への要望関係状況ですけども、まずは2月7日に国土交通省の都市地域防災対策推進室からそれぞれ1名ずつ、2名本町に来られまして、この事業内容についての説明を受けました。国の補助事業ですね。先ほど言われました活火山特措法の11条関係、12条関係、そういう説明を受けたところでございます。そして、本町の降灰状況、要するに堆積、墓地公園の堆積状況ですね。それとまた、上米公園等に連れていきまして、そちらのほうから町内を視察していただいたところでございます。

それから、先ほど課長のほうからお話がありましたけど、2月11日に山田町の中央公民館に民主党の新燃岳噴火対策連絡室というところの議員さんたちが来られまして、そちらのほうに要望書の提出を行いました。これは都城市と三股町ということで、この内容につきましては、新燃岳噴火による災害被害の支援、これに関すること、それから活動火山対策特別措置法、火山法の各条にかかわる指定、11条指定、12条指定がございますけど、それ並びに農作物被害に対する補償、これを中心にお願いをしたところでございます。特に、都城のほうは、この新聞、それからテレビ等で非常に取り上げておられましたので、三股のほうもこれだけの被害があるということ念を入れながらお話をさせていただきました。

それから、2月16日に今度は県と市町村との協議の場というのが新たに設定されまして、そちらの場においても、各26市町村長が集まっておったわけなんですけれども、その場でも三股

町の状況等をお話しさせていただきまして、そしてまた、この降灰については、今回都城、三股、高原が中心でございましたけれども、今後の風向きによっては小林、そしてまたえびののほうも行きますので、やはりこの情報のノウハウですね。この降灰に対するノウハウの共有化を図るべきではないかというお話をさせていただいたところでございます。

それから、2月22日、これは県知事への要望ということで、都城市、三股町、高原町連名による要望書を提出しております。内容につきましては、霧島連山新燃岳の噴火による災害被災の支援に関すること、それから活火山特別措置法の11条にかかわる補助対象事業の積極的な支援をお願いすると、それから今後も継続する噴火に対しての基金、これを創設して、積極的な支援をお願いしたいと、それから農作物、特用林産物の被害についての支援、それからこの噴火によりまして商工業とか観光産業の影響がございまして、そちらが減収、間接的被害に対する支援をお願いすると、それから児童生徒が安全・安心な教育を受けるために必要な経費に対しての支援をお願いすると、それから降灰除去事業に対する特交での特殊財政事情についての要望ということで、今回の激甚災害には三股町なんかは対象にならないというようなお話でございましたので、特交で見ていただきたいというのと、それとあと公共施設関係ですね。こちらについては、何らの、何にもこの支援がございませんので、これに対する単独費に対する県からの支援、そういう要望等をしております。

要するに、道路関係、それからまた公園関係、これについては3分の2の補助がございまして。先ほど言われましたように上限が3分の2でございまして、どこまでなるかわかりませんが、最高3分の2と、それ以外で2分の1というのもございまして、この公共施設関係がないということで、そういうお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 今後も、この11条関係のどこをどう見ても3分の2以内と書いてありますので、3分の2により近づけるためには、各自治体の力の入れ方によるのかなと、特に今回東北の関係がありますので、特にそう思うところですので、よろしくお願いをしたいと思います。

時間がありません。次に行きます。3年かかるのか、今回で終わるのかわかりませんが、多分今の状況から見て、程度の差こそあれ、まだ続くんだろうなというふうに思います。

この対策ですね。なら、今から長期化していくものについてどう対応していくのかと、ロードスーパーも帰りましたし、散水車も、きのうですか、もういないような気がします、帰ったのか、きょう帰るのか、何かうわさに聞いていますけれども、ならば、これから先は自前でせざるを得ないわけですね。



そういう視点から、町として、長期化に伴う体制というのはどのような構築をしていこうとしているのかということをお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどお話がありましたように、初動ではいろいろと問題点もございました。先ほどお話ししましたように、口蹄疫のときの対策等を参考にしながら、この長期化に備えての対応を考えるべきではないかなということで、やはりこの職員体制というのを新たに今構築しているところでございます。そういうことで、災害対策本部の組織図というのを作りまして、各業務ごとにそれぞれの担当部署のほうにも浸透させていきたいというふうに考えています。

また、もしこのどか灰みたいなものがあつたときの対応ですけれども、それについては、今ロードスイーパー等は期限つきで借りておまして、お返ししたということもございますが、また鹿児島島のほうとも連携をとりながら、いざというときの対応については協力をいただきたいというふうに思います。また、小型のスイーパーとか、あるいはまたいろいろなショベルとか、いろんなリース関係、トラックとかありますので、そういうのも即対応できるような連絡体制等もつくっていききたいと、そしてまた自治公民館との連携というようなところで、多面的にこのいざというときの危機管理についての対応を考えていききたいというふうに考えています。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） ぜひ長期的な視点に立ってお願いをしたいと思います。

いっぱい設定してしまつたので、次に行きたいと思いますが、今、墓地公園については、灰捨て場にはなつてなくて、灰置き場になつています。都城は捨て場になつていますね。山田町にあつて、またどっかに移つたんですか、何かそういうことで灰捨て場になつています。灰置き場になつてるということは、それはどこかに運ばないかん。ある企業さんが、善意なのか、もともと持っていらっしゃつたのかわかりませんが、今そこにある。それもそんなに、その無尽蔵に持つていっていいというものでもないと思います。どうしてもその業者さんをお願いをするということになると、それから出てくる降灰、降雨ですね。それから流れ出たときには、そんなら行政はどうするとかつていう、こういう話も出てくるとでしようから、町独自で最終的な処分場を確保せざるを得ないんだろうなと思つています。

そこでお聞きをしますが、最終処分場のあれは1期工事、2期工事とあつて、今は1期工事のところ、今埋め立てをしています。2期工事の可能性は秘めているわけですけれども、もちろん防水シートもそのまま途中で終わつています。それから、例えばもう埋め立てを終わりましたが、大悟病院に行く橋のところ、最初に埋めて今は公園化しているようなところを擁壁を積んで置くということも一つの考え方だろうとは思つています。埋立処分場について、町長はこの先、これを要するにどうされるつもりなのか、向こうに行つたら九電の高圧電線ですか、ものすごい勢い

でここに来るなってありましたね。そういうこともありますので、お答えをお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ご指摘のとおり、この墓地公園での処分というのは一時保管という意味でございますので、これをどうするかということで、現在、福留のほうのシラス採取跡地に、今そこは復元しなくちゃならないと、要するあのシラスをとった跡はやはり山に返すと、そのために、ここに土壌を搬出・搬入させていただきました。そちらのほうも大分こう満杯状況になっておりますので、今後どうするかと、今一生懸命この墓地公園のほうで、この袋に入ったところの降灰関係の分別をやっておりますけれども、そちらのほうの捨て場も確保しなくちゃならないということで、今担当課を含めていろいろ検討させていただいたところ、寺柱のほうでございますけれども、そちらのほうにやはり同じような採石の跡でございますけれども——跡っていいですか、まだ現在も使われていますけれども、そちらのほうが相当な量が入るというようなことで、そちらのほうの会社の協力をいただけるということでございましたので、今あるものはすべて、それからそれ以上も搬出可能だろうという——搬入可能だろうというふうな場所でございますので、一応あの公民館のほうにも話しましたところ、別な公民館のほうにもご迷惑かけないということでございましたので、一応そちらのほうを今後取り組みたいということで考えているところでございます。場所は、あの寺柱のほうのあのバイパスがございますけれども、その奥のほうでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 成分的には、要するに焼却した後の灰とは違うわけで、1種類しかないわけですがけれども、そういう業者さんに頼んで本当にいいのかなというのがありますので、再度やっぱり考えてほしいなというふうに思っています。

最終処分場の覆土を兼ねるという話もあるのかなと思いついて聞いていましたけれども、そうではないみたいですので、特定の事業者さんがそこにやって、本当に保健所とか、そこら辺の埋立処分には該当しないのか、これが墓石と同じように、ただの産廃ではないと、置いてるだけだということで本当に通じるのかどうかですね。そこら辺もお願いをしたいと思っておりますし、先ほど申しました最終処分場の2期工事の分も少し考えてもらえると、またいいのかなというふうに思っていますので、お願いしておきます。

次に行きます。今度は農集排と公共下水についての、灰が降って、町から、ブロアーで吹き飛ばして屋根からすることはだめですよと、私も上がってみました。ブロアーで吹くのも大変だし、それからほうきで掃くのも大変です。滑ります。そういうことからいうと、自然と水ということになっていきます。

水の量がどれくらい使われるのか、それは想定の域を出ませんのでわかりませんが、ある一定の量以上を使ったところについては、上水道もって言いたいんですけども、上水道は本人覚悟の上で出したでしょうから、せめて農集排、公共下水については、処分してないことは、これは事実なので、そこに流れていないことは。何かの物差しをもって減額をするということは考えておられるのかどうかをお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 農業集落排水事業と公共下水道事業の2カ月ごとの使用料につきましては、水道メーター、奇数月に検針しております水道メーターの検針値をもとに算出しておりますけれども、今回の新燃岳の噴火が1月の検針終了後だったものでございましたので、3月、今月の検針結果や他の自治体の状況等も参考としながら、慎重に取り組みさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 他の自治体も、多分横をにらんでいると思うんですが、言いたいのは、都市下水、本当の東京とか、そういうところの都市下水は雨水も入るようになっていきますよね。雨水も処分するようになっていきます。だから、それは処分するから要するんですって、こういうふうになるのはわかります。

だけど、本町の場合は、雨水は入ってないようになっていきますから、そうなると、家庭の使用水を処理するということになりますよね。幸いかどうかわかりませんが、せめて前月と同じって——失礼、昨年同月と同じということはなかなか厳しいかもしれませんが、上水道には漏水認定の規定がありますよね。便宜的にそれでも利用するようなこと、そんなにいっぱい使っていないと思うんですよ、そんなにいっぱい。漏水認定は2割ですかね。漏水認定の規定をちょっと教えてもらいたいですが。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 漏水認定につきましては、さかのぼり3期分の平均をとりまして、そして漏水されたという月とを比較いたしまして10トン以上の差があったときに、その2分の1を漏水認定いたしております。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） そういう明確に町長の決裁でできるという規定がありますので、少なくとも、それで何人救えるのかわかりません。今ちょうど私自身はいい時期だなと思っているんです。要するに、ちょうどその時期で、今からやりまして、それを使うということはほとんどない、今の状態でいうと。であれば、やみくもに水が使われた要するに人と、いろいろいらっしやるかしれませんけれども、せめてそれくらいの温情はしかるべきだというふうに思います。

ので、これは検討をしていただきたいということで申し添えておきたいと思います。せめて、そういう漏水認定の基準を参考にさせていただきたいと思っています。

さて、この10番、現業職員の確保、雇用の確保というふうにしておきました。

隣の都城市が、昨年の集中豪雨で、現業職員が、要するに自分の仕事をやりながら、それ以後勤務体制をやりくりしながら、西岳地区等々の床上浸水したものについての処分を献身的にやられていました。今回も、降灰でされるものについて、すべてできたわけじゃないんですけれども、それについても特別にされていきました。職員であればこそその——市長がその職員に聞くと、市長が点数上がったけどと、こう言っていましたけれども、市長さんのおかげで早速来ていただきましてありがとうございますということがあったというふうに聞いております。

そういうことからいうと、町長の指揮命令系統で動く職員ということからいうと、現業という職種も、常平生必要でなければいいんですけれども、必要なわけですから、そこら辺を考えながら、直接雇用という形で検討すべきだというふうに思うんですが、町長の所見をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回の対応につきましては、初動で各本町のほうでも委託という形でございますけれども、現業の職員がいます。そしてまた、このクリーンヒル三股、そちらのほうにもいます。そちらのほうも動員しまして、皆さん一体となった取り組みをさせていただきました。また、職員のほうも、現業にかかわらず一般職も、その緊急事態ということで一体的な取り組みをさせていただきました。

今言われるように、直接雇用でこういう職員がいれば、非常に即対応というような状況にあるわけなんでしょうけど、やはり限られた中で、限られた職員の中で現状では頑張るしかない、あとはこのシルバーの方々、あるいは今回大いに協力いただきました建設業協会、こちらのほうの応援をいただきながらやっていく。それが今回は、今回もですけれども、前回の口蹄疫のときも大変うまく進んだんじゃないかなと思います。これでもし問題が非常にあれば、今提案されているようなことも考えなきゃなりませんけれども、現状で今のところ是对応できるんじゃないかなというふうに考えています。

この前、県と市町村との協議の場の中でのお話なんですけれども、多分市町村によっては建設業協会とか、そういうところが幾つかに分かれていまして、そしたらなかなか町との連携がうまくいかないというところもございましたけれども、本町の場合は大変非常に協力していただきまして、もう即全面的にやっていただきましたので、そういう対応で今のところは可能なのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 建設業の関係はちょっと後に設定ありますので、またそこで触れ

たいと思いますが、ぜひともそういう職員の直接雇用のところも陣頭指揮をとって、現業で陣頭指揮をとってできるようなことも考えるべきではないのかなと思いますので、よろしく願いをします。

次に、学校施設整備を降灰防除施設指定で行うべきではないかというふうに設問をしておきました。

活火山特措法の第13条、教育施設等にかかわる降灰防除のための施設整備ということがわざわざ、特別措置法の中にわざわざうたわれています。夏休みが短くなって、扇風機が私はついてないというふうに言ったら、ついてるよっていうで大見えを切られました。聞いてみました。確かについていました。うるさいばかりで、ほとんどつけないと、2つしかついてない。都城はせめて4つついているということでしたので、私はそれを勘違いしてついてないと言いましたけれども、ついてないに等しいということのようですから訂正をしますが、都城市は4つついてるということのようです。

降灰が続くとすれば、それによって窓をあける。窓をあければ灰が飛び込んでくる。せめて、特定のところ、例えば教室なら教室とか、どこかわかりませんが、そういう特定のところをしてでも、この際、3分の2補助の指定された地域ということを利用すれば、この特措法の利用が可能ではないのかなというふうに思いますので、わざわざこれについては括弧書きで町長、教育長というふうにしておきました。大分悩みました。町長、教育委員長とすべきかなというふうに悩んだんですが、ご答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この降灰防除地域の指定ということで、第13条の関連で関係でございますけれども、この降灰防除地域の指定というのは、本町も去る2月25日に指定を受けたところでございます。

指定の効果としまして、教育施設等における降灰防除施設の整備をする場合、安全・安心な学校づくり交付金による国の補助が受けられるということになっているところでございます。補助を受けて整備できる施設というのは、防じんのために窓に設ける戸、それから窓枠、空調設備のほか、水泳プールの屋根、そちらのほうの新改築事業となっておりますところでございます。

新燃岳の噴火活動がいつまで続くのか、現段階では予測もできないというところでございますけれども、もし、今後も非常に噴火活動が継続して、降灰の影響で窓もあけられないというような状態が続けば、授業にも支障が来ますので、その場合には空調設備等の整備を検討しなければならないというふうに思っておりますけれども、現在のところ、これがいつまで続くか、ちょっとわかりません。

まず、指定は受けました。まだしばらく、この時間的な余裕はございます。5年か6年、その

くらいのスパンの中で、どうしますかという計画の出し方でございますので、状況把握しながら検討させていただきたいと思っています。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 災害を受けて、それを利用するというのは心苦しいんですけども、教育委員会として、夏休みの期間を短縮して、物すごく暑い中でその授業をせざるを得ないということからいうと、大義名分上は降灰のための工事としても、降灰だけにつけるとい、利用するときには暑いからつけても別に問題ないわけですし、ぜひともこれについて、要するにプールに屋根つけてどうだっということも、それは大切かもしれませんが、私は、施設、今一番と、子供たちが、児童生徒が使うところについての補助というのも、3分の1は自治体が出さないといけない大変なものですけれども、ほかの時期にすれば3分の3出さないといけないわけですから、そういうこともぜひとも対応の中に入れておいてほしいと思っています。お願いをしておきたいと思います。

さて、2番の公共工事等の総合評価方式についてというふうに設問をさせていただいております。もちろん、これは私のほうで字数が足りなかったんで、おわかりだと思うんですが、入札方式の総合評価方式ですから、わかられて答弁つくられていると思いますが、まず1問目の状況の実態についてお知らせをお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 導入状況でございますけれども、平成19年度から本町でも試行的に取り組んできたところでございます。19年度に町内業者による入札を試行的に1件取り組みました。そして、20年度、21年度は、地場企業の育成を目的とし、特別簡易型を2件ずつ実施するなど、県内でも先進的に取り組んでいるところでございます。

22年度につきましては、この総合評価方式、これに適した工事というのがなかったため実施しておりません。というのは、その総合評価方式を本町で導入する場合は、町外業者が参入する場合を一つの目安というふうにしておりますので、そういうことでございまして、そしてまた、町内業者、町外業者が参入する場合はJ V（ジョイントベンチャー）、そちらのほうを昨年はやっておりますので、実績はございません。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） この実績を踏まえて、次の問題に行きたいと思っています。

この設問の中に、今、今度の降灰の運搬については建設業者に、町長答弁にもありましたように積極的に利用、協力的体制があつて、町民の方も大変喜ばれているということもありますが、総合評価方式を町内、町外にかかわらず、ある一定入れていくべきだろうというふうに思ってい

ます。

もちろん、町長の指名権と落札させる権との相反するものにはなるとは思いますが、明確にだれでもわかるような物差しを設ければ、工事のお金だけではなくて、その製品のでき上がり方、町への協力の仕方、前にも申し上げましたが、消防団等への協力のやり方、いろんな建設機械をもつての協力、いろんなことがこの総合評価方式で採点されるわけですし、ましてや、今から先育成をするという観点からも、そういうことも可能ではないのかなと、要するに、そのために技術者を雇用して、自分ところで、自分の会社の発展を願うとかっていうときには、やりやすいのではないのかなというふうに思っています。

お金だけで勝負をやる、お金だけですべて優劣をつけるのではなくて、再度、建設業者が生き残れて、もしくは発展するような観点から答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどお話ししましたが、本町での総合評価方式の特別簡易型、これについては町内の業者に加え町外業者が参加する場合に有効というような形ですね。といいますのは、価格だけの評価ではなくて、技術力とか、そして実績、そして技術者がどれだけいるのか、そしてまた社会的貢献度ですね。今言われました消防団とかボランティア、そういうものを総合的に評価しますので、そういう場合には、やはり町内業者が、ある意味ではこの価格だけではなく、そういう三股町に対する貢献度で評価されますので、ですから町内業者が有利になっていくわけなんですけど、これを全体的、町内業者の中でもというお話でございますけれども、この総合評価方式についてちょっと説明しますと、技術評価基準や評価方法を定めます。そして、事前に宮崎県総合評価技術委員（学識経験者）で構成されましたけれども、その意見を聞くなど事前の事務量が増えるとともに、業者にとっても、過去の工事实績や雇用状況など各種資料を事前に提出する必要があるということでございます。このようなことから、町外業者が参加する工事のうち、ある程度時間的余裕があるものに限って、今、現在実施しているところでございます。

ですから、町内業者の場合も、このようなやり方というのは今のところ検討しておりませんが、そういう場合にどのような結果が出てくるのか、非常に難しい面もあるんじゃないかなろうかというふうに考えますけれども、まだ問題点を整理しておりませんので、きちっとした回答はできませんけれども、ご提言は受けながら、内部で検討はしてみたいと思います。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） この総合評価方式は、こういう物差しではかりますよという公表をしてやっていく筋合いのもので、隠してやるというものでは絶対ありませんね。そういうことであれば、そういう物差しを22年度か、21年度か、特定のものをピックアップしてきて、この仕事であった場合にはだれが落札したんだろうかということはやっぱりシミュレートすべきだ

ろうと思うんですね。今から先のものをどうしますかということを検討するのは大変だと思います。だけど、22年度中に起こった、出した業者名をこの物差しではなかった場合にはどう推移するんだと、だからこれについては導入ができませんとか、導入を検討しますとかというふうになるんだろうと思うんですね。

それをせずにおって、どういうのが大変やから無理ですよではなくて、過去の業者、町内業者の何ぼかを抽出してやったらこういう結果が出ましたと、総合評価方式ですから、一番安い人に落札させるわけじゃないんですね。高くても落札、要するにお金も一つの数値化していくという考え方ですから、そういうことでいうと、検討というのは幾らでも検討する余地はあるんですね。要するに、ただ当てはめてみればいいわけですから、もう仕事は終わっているわけですから、当てはめた結果どうやったということ、こう結果として出てくるということになるわけですから、再度お聞きしますけれども、事務量の増大というのは、その業者はこれがこうしてますよといったら、ある一定の事務はしてくれるんだろうと思うんですね。だから、そういうことはこうですよということも大変でしょうけれども、あった場合にどうやったと、うちの物差しで考えたらどうだったということが必要だったのではないかと思います、再度答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 事務量は、先ほど町長が述べたところなんです、やはりこの工事の規模、これに応じてやはり考えるべきだろうというふうに思います。というのが、そこに総合評価方式を入れた場合に、やはりその手続上、1週間以上は県のほうへの関係とか、そういったことが増えてまいります。入札期間というのもございますので、そういった意味で、すべてについてやるというわけにはいかないだろうとは思いますが、金額が比較的大きな規模工事について、その業者さん方の能力とか、そういったことも加味しながらやっていくという方法は可能かなというふうには思います。

ただし、先ほど言いました地域貢献度の問題ですが、この辺がですね。もちろん、業者の方にもすべて自分のとられている部分について出していただかなければなりません、これはまず評価数値ですね。まず、指名願を上げたときの総合評点の中でもこれが出てまいりますし、個別に総合評価方式の中でやっていくということであれば、特に建設業協会等と一緒にやられているところは、大体取り組みが今回の降灰でもそれぞれ皆さんが持ち寄ってやっているので、同じような評価ということになるんじゃないかなという気がしますから、そこまで町内の業者間で総合評価方式を入れていくということになりますと、そういった問題も十分検討しながら進めていく必要があるのかなと、工事件数が結構ございますので、その中でも、先ほど言いましたように、どうしても金額の規模、一定規模では業者の数が少ない、町内業者の数が少ない部分については、町外から入れざるを得ないという部分もございますので、その分についてはやはり総合評



価方式ということは非常に有効性があるのかなと、今の時点ではそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） いきなり23年度から発車してくれってだれも言ってないわけ  
して、せめて過去のこの何ばか抽出してきて、こういう物差しであったらこうでした、で、今の  
三股町内の業者の規模からいって、例えば何クラスから上ぐらいをやりましょうかねと、何かそ  
ういうことに進むとすれば、階段を一步ずつだろと思うんですね。

だから、事務方の、役場の中の事務方の事務量は大変かもしれないけれども、それをやる場  
合にどういう障害があるのか、どこ辺までできるのか、今の町内業者の力量からいって、すべて  
やれってということは一言も言ってませんので、そういうただ町内業者で手が届かるところだけを  
やるということじゃなくて、町内の業者でもそういう物差しでやっていくということになると、  
そうだと、自分たちは少々高くても、町のためにやればある一定のことは見てくれるんだという  
ことも一つの方策ではないのかなというふうに思いますので、ぜひともですね。それを公表する  
とは言ってません。まだですね。どういふふうにするか、内部の話ですから、それをやった場合  
にこうですねという話にはなるのではないのかなと思いますので、ぜひとも検討方をですね。

この時期ですから大変な時期だとは思いますが、だけど、これについてのやっぱり検討をやり始  
めたぐらいはあってもいいのかなと思いますし、建設業界の人も、町に対する協力の仕方も、や  
っぱりやればやるだけ、そこは何か考えてくれるわなというところはあるのではないのかなと思  
いますので、検討をやるかやらんとかじゃなくて、一回シミュレートしてみる、シミュレーショ  
ンしてみるということをお願いしておきたいと思います。

次に行きたいと思います。この自治公民館加入促進について、今回の質問はすべて降灰事業に  
全部根差して全部やっていますので、そういう答弁をお願いします。

自治公民館は、町内一斉清掃等でありました。参加してみると、自治公民館に加入していらっ  
しゃる家の前と加入していらっしゃらない家の前が、明らかにこう、バーコードじゃないですけ  
どというの、地域によりあったやに聞いております。

そこを踏まえてお聞きをするんですが、こういう非常時のときにあればこそ、加入を促進して  
いただいて、自分たちは三股町の住民であると、町民一丸となってこの難局を乗り切ろうとい  
うことを醸成するためには、ピンチをチャンスに変える手段というの、もあっていいのかなとい  
うふうに思いますので、そういう視点でお聞きをしたいと思います。

加入策、この第1問のそういうスタンスで加入促進という形で、少し活字間違っていますけれ  
ども、一つの自治公民館、一つというか、30ある自治公民館の中に訴えて、うちがやりたい  
という自治公民館長さんもしくは支部長さんと連携がとれるところをモデル事業として、役場、行

政一体となって、一回やってみようということにはなるかならないか、検討されているのか、お聞きをいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、降灰事業を自治公民館のほうと一体的に取り組むということで、そして今言われましたように支部加入者、支部未加入者、どのような対応をとるのか、特に支部未加入者に対する対策というようなことも、自治公民館のほうからご提起もございました。

それで、あるところは、この自治公民館未加入者に対しても、すべてこの取り組んでいただくということで回覧等を流すといえますか、それぞれポストの中に全部入れて、いついつやりますよというような周知、そしてまた役場のほうも協力という形ですね。広報車で、その地域をいついつやりますよということでの取り組みということで、地域一体となった取り組みをお願いしたところでございます。

そういう中で、その未加入者もたくさん出てこられてきて、そしてあるところでは、ロードスイーパーまで持ってこられてやられたというところもあります。といいますのは、ふだんなかなか自治公民館に加入してなくて、非常にお世話になつとると、こういうときにこそやはり頑張らなくちゃいかんというようなことで、そういう協力をされたというところもございます。

そういうのを踏まえて、自治公民館全体の会議の中で、やはり今回のこの降灰については全体的な取り組みが必要だろうということで、そういうふうな声がありましたので、そういうチラシを配る、そしてまたそういう広報活動をするというようなスタンスで取り組みをさせていただきました。

現在、この自治公民館の加入率は70%ということで、5年前に比べると大体5%落ちてきているというような状況でございます。といいますのも、これが本当の実態を踏まえているかということ、ちょっと違うのじゃないかなといいますのも、非常に世帯分離というのが進んでいますので、その分母のほう町全体の世帯数から今公民館に入っている加入者の世帯という形で割っていますので、この加入率が低くなっているのもその一因にあるのかなと思いますけれども、どっちみち、どちらとしても加入率が低いという実態がございますので、これをいかに上げるかという努力が必要だろうというふうには思っています。

それで、23年度は、その加入促進を一つのテーマということで、私のほうも加入、支部加入の促進というのをマニフェストの中でも上げておりますので、そちらのほうに取り組んでいきたいということで、まず実態調査、それとまた自治公民館のほうとも十分連携をとりながら、どういう手だてが自治公民館で必要なのか、今までは戸籍の窓口のほうの支部加入への単なるこのパンフレットなんかの配布、そして支部長への連絡と、そういうのだけの事務作業を中心にしておりましたけれども、追加でやはりこちらからも出ていくと、行政も出ていって、自治公民館と一

体となって足を運ぶという努力は必要だろうというふうに考えていますので、そのあたりは十分23年度は取り組みを強化したいというふうに考えています。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 答弁がなっちゃったような、なっちゃらんような、よくわからないんですが、私自身がお聞きをしているのは、例えば職員、町長以下と自治公民館長さんをお願いをして、自分とは加入促進をやりたいと、特定のところがあって、そこにすべてで支部長さんなら支部長さんと役場の職員と戸別に全部回って、支部の加入促進というのをモデルケース的にやってみたらどうでしょうかね。そうしたら、そこでもし実績が上がれば、要するに失敗もあるかもしれませんが、いろんな失敗談も踏まえながらですけれども、どっか1カ所ぐらいやって、1年度、支部の加入率に悩んでいらっしゃるような自治公民館長さんが手を挙げてもらえるかどうかわかりませんが、そういうことを模索すると、またちょっと違う方策が出てくるのかなと。

行政が持っている支部に加入したらいいことがありますよというのは、やっぱり公民館長さんはしゃべれないんだろうと思いますので、そういうことを踏まえた上で、2人で1組になるというような形、もしくは班長さんもいらっしゃるでしょうから、それは自治公民館長さんにお任せするとして、役場の職員も一緒に、夕方、夜ということもモデルケース的に、たった一つでいいと思うんですね。たった一つでいいと思うんですが、一回やってほしいなと思うんですが、再度答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） やり方はいろんな方法があろうかと思います。まず、この自治公民館との連携ということですから、そちらのほうの十分声を聞く、また今言われたようなことも支部長の協力を得なければならないというようなことですから、そういうところをきちっとお話しさせていただきまして、今言われたようなモデル的にやるのか、全町的にやるのか、いろんな取り組みがあるかと思いますが、十分そこは意見交換しながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 全支部的に全町的に取り組むのは取り組むとして、この特定のところをそのモデルケース的に、もし手を挙げてもらえる自治公民館長さんがいらっしゃればという前提がもちろんつくわけですけれども、そういうことをぜひとも取り組んで、それがうまくいくのかいかないのかは1年後にわかることですので、例えば毎月にしましょうとか、上半期・下半期にしましょうとか、学校ベースでいうと1学期、2学期、3学期に1回ずつやりましょうとか、いろんなことがあると思いますが、1年に1回やりましょうとか、いろんなことがあると思います。だけど、そういうことを模索的にやるということも一つの方法かなと、行政もやっぱり

ちょっとだけ汗かこうかなと、そういうことも模索の一つとしてされれば、またちょっとは違うのかなというふうに思っていますので、それはそれとして、全町的に取り組まれるのは自治公民館連協長さんを中心にした話でしょうから、私が申し上げているのは単体の自治公民館長さんとの話ということでとらえていただければ、またいいのかなと思いますので、よろしく願いをおきたいと思えます。

さて、2番と3番はもうくるんでいきます。ゴミ袋の実績とそれから傾斜という形で2つしておきました。上、2番目についてはただの数字ですから、教えていただきたいと思えますが、私がここで言うのは、今、市中で販売するのと自治公民館長さんを通してやるのとは単価に差があります。ほかの自治体、要するにいろいろな自治体があるんですけども、入ってよかったなという一つの中とか、自治公民館長さんに利益を上げさせるとか、いろんな方法があると思えますが、その傾斜をもう少し強くかけるということで、加入率を上げるということも一つの方策かなというふうに思えますので、くるんで結構ですので答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それでは、ゴミ袋の販売実績はどのようになっているかということでございますが、平成21年度の実績を申しますと、小売店での販売が270円、1セット270円でございますが、総数で5万780セット、自治公民館を通じては1セット250円でございますけれども、2万1,189セットでございました。自治公民館販売を実施した団体は、30自治公民館のうち25団体でございます。

本年度見込みのほうを申し上げますと、小売店等、商店等を通じましたのが6万1,074セット、自治公民館を通じて販売いたしましたのが2万926セットでございまして、公民館販売を実施した団体数は21年度より3団体減りまして、ことしは22団体が公民館販売を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） このままいったら、これは20を切るんじゃないかというような話になりかねないですよ。要するに、手数料の話をひとつ自治公民館長さん等々にびしゃつと話をして、行政からあって、その手数料の割には引き合わんということだろうと思えますね。

だから、自治公民館長さんの話も、それから各加入していらっしゃる方にも、ある一定周知する必要があるのではないのかなと、支部長に分けるところもあれば、自治公民館がそのまま取るところもあるんですけども、こうしたらこのぐらいありますよと、後からぽつと来たって、そりゃ取り組まんがましよって思われる可能性も、要するに自治公民館がすべて取れば支部はせんという可能性がありますし、いろんなことがあるんですけども、やっぱり30自治公民館があ

れば、30とも取り組むためには、そんなら何が必要なのかですね。やっぱりうちのところはこんなとねえよという話になってれば、そのうちこれはつぶれますよね、これは。

それから、これを3つ減ったら残念だったではなくて、どうすれば30自治公民館が30とも取り組んでくれるのか。数は、自治公民館によって大きい自治公民館もあれば小さい自治公民館もありますから、それはあれなんですけど、再度もう少しこれは、私は28か9かと思うたら、22という話になっていますから、再度その町長でもいいですけど、町長がいいかな、これに対する考え方、基本スタンスをお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このゴミ袋の取り扱いですね。この減ってきてるんですね。そして、減ってきてる団体がどこなのかということですね。この報告を聞いたところ、轟木、仮屋、大八重という長田のほうの割合高齢化が進んでいるところ、あるいは高畑とか梶山、またあるいは大きいところでは植木、東西植木ですね。そういうところで、公民館が余り大き過ぎるから、そして支部加入が低いところ関係かなと、そういうふうな支部長さんたちの負担が大き過ぎるからという形でそういう取り扱いされないのか、そのあたりは十分にお声を聞いていきたいなと、また、どちらかというところ、お店とか、そういうのが長田とかはないわけですから、支部、こういう公民館でやったほうが住民サービスになっていくんじゃないかなと思うんですけども、そういうところの声を十分聞きながら、このゴミ袋の取り扱いについてはもうちょっと勉強させていただきたいなと思っております。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（2番 指宿 秋廣君） 私も認識不足でした。町というか、都城市に近いところが取組みまないのかなという設定で今しゃべりました。聞いてみて、一番買い物に、通称よく買い物弱者というのですか、というところということになると大変だなと。ゴミ袋は軽いんですよ、一枚一枚は。これ重なったら、べらぼうに重いんですよ。そういうことを考えると、自治公民館長の中の下部組織である支部長さんの高齢化とかもいろいろあるのかなというふうに思いながら話をしているところですので、ぜひとも行政のほうで、それは何がそういうことになっているのか、再度大問題として考えてほしいと思いますので、よろしく願いをします。びっくりすることがいっぱいありましたので、途中ではしおらざるを得なくなりました。

最後に、きょうの新聞に、宮日に、えびの市が今回の東北の大震災について200万円の行政寄附を書いていたね、特別に補正予算を組んでやると。我が町も、そういうものはないのかもしれませんが、そういうのも論議してほしいなというのが1点と、それから町長の言葉をそのまま信用すれば、いっぱいマスクが来ていますね。きょうのテレビを見たりすると、マスクが足りないと、インフルエンザがはやいそうだと、こういうこともあるわけですね。

であれば、義援をするのはお金が一番いいらしいんですが、次に品物を送るときには、広くいっぱい品物を一つの袋に入れるのは迷惑だそうなんです。一つの品物をいっぱい送るのが一番いいんだそうです。理由は一つ、来たものについて倉庫に確保するときに入れやすいからですね。着るものを送るときだって、いっぱいいろんなものをやると大変だと、要するにLからS、Mというふうに分けないかと、これはLの段ボール、これはSの段ボールと入れて、これは下着、下着もいろいろあるでしょうしというふうに、一品を送るのが一番ありがたいんだそうです。

そういうことをすると、都城市、災害対策本部があって、都城市もマスクがいっぱい来たというふう聞いております。町長のほうでぜひとも声をかけていただいて、不要不急のあるマスクがあれば、それを一つの車に積み込んで、マスクだけでも送るということも、新燃岳で大変お世話になった人たち、多分向こうからも義援金が来てるだろうと思います。

そういうことも踏まえて、何か持ち合わせするものがあれば、していただくとありがたいというふうに思いますし、現場で働いている職員、チェルノブイリじゃないんですが、福島第一原発のところで、役場の職員も自分の生命を顧みずに、暗くなったところを要するに回ってるというふうに、もう涙が出るような話があります。同じ役場に勤めている行政に携わっているみんなとして、そこら辺何ができるのかを再度模索していただいて、そういうことをお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この東北大地震に関連することでございますけれども、本町も口蹄疫のときに全国からの義援金で約3,000万ほどいただいております。といいますのは、1戸の農家当たり15万、そしてまたその約二百数戸ですから、やはりそういうのを勘案しますと、やはり町としても何らかの形でのお返しというか、ご恩に報いる努力をすべきかなというふうに考えていますので、また内部でいろいろと検討はさせていただきたいと思います。

それから、物資関係につきましては、今のところ、県のほうではそちらのほうは今のところ窓口は設けないということでございますので、まず義援金を中心になるのかなというふうに考えています。いろいろと、社協とかいろいろございますので、そういうところも連携をとりながら、まずは義援金について一生懸命取り組みたい。そしてまた、町としての取り組みについては検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（東村 和往君） これより11時35分まで本会議を休憩します。

午前11時25分休憩

午前11時35分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位 2 番、上西さん。上西さん。

〔4 番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（4 番 上西 祐子君） まず質問の前に、今回の震災、津波に遭われました方に心からお見舞いと亡くなられた方にお悔やみを申し上げたいと思います。

通告に従いまして質問してまいります。

最初に、町長の政治姿勢について質問します。

町長は、昨年 9 月の選挙で、まちづくり政策目標、すなわち公約を多数掲げて当選されました。2 3 年度の予算で公約の実施に向けて新規事業が盛り込まれております。町民に約束された公約を守ろうとする姿勢はすばらしいものだと思います。しかし、町の財政には限度があり、あれもこれもといった予算の組み方をすれば、当然借金に頼らざるを得なくなります。

2 3 年の予算を見ると、対前年度比 1 1 億 3, 0 0 0 万円増額となっております。子ども手当、畑かん事業、塚原住宅と、大きな額の出費が膨らんだ特殊な要因だとは思いますが、町長の公約にある行政改革による歳出削減との兼ね合いをどう考えておられるのか、伺います。

あとの質問は質問席にて質問いたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 町長の政治姿勢について、選挙公約と財政改革の整合性について伺うとご質問でございます。

私は、昨年 9 月の町長選挙公約として 5 つの政策目標を掲げ、その具体的な内容を示したところであります。その中に、新規事業を初めとして、継続していく事業、またはさらに推進していく事業のほか、各種事業の町民目線からの検証、行政改革による歳出削減を継続と事業の見直し、事業評価で新規事業の財源確保など、見直しや改革を掲げたところであります。

平成 2 3 年度当初予算においては、住宅リフォーム事業を初め幾つかの新規事業を計上したところでありますが、予算規模が 9 0 億 3, 0 0 0 万円と大きく膨らんだ直接の理由として、以前から計画されていた塚原住宅の建替事業や国営かんがいダム建設償還金及び弓道場建設事業、子ども手当の増額等の特殊要因が大きく影響したものであります。

選挙公約と財政改革の整合性についてというご質問であります。選挙公約は、私の任期の 4 年間に取り組むものでございます。財政状況を把握しながら、年次的、計画的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

今回の新規事業の財源については、物件費、補助費、繰出金等の見直し削減により捻出したと

ころであります。また、平成23年度は、町民目線による町単独補助事業の事業評価による経費を予算化したところであり、経費削減と事業の見直し及び職員の意識改革に取り組んでまいりたいというように考えています。

以上、回答といたします。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 今年度と昨年度の予算を比べてみたところ、投資的経費が6.9%、23年度は14.3%と、約倍に膨らんでおります。それに比べて自主財源が、22年度は34.6%、23年度が31.9%と、自主財源の比率は低くなっております。町税も、22年度が17億6,700万で、23年度は、予算ですけど17億7,100万円で、割合からすれば19.6%となっております。これに比べて借金の額が5億6,500万、23年度が8億8,327万9,000円で、約3億ぐらい借金が増えております。借金返済の公債費は1億1,127万3,000円の減となっております。

こういうこの予算を見たときに、すごくやっぱり心配になるわけですね。だから、そういうふうなことを含めて、町長のマニフェストでいろいろな新規事業を取り組まれたことは、本当に私も住宅リフォームとかいうふうなことですぐやっていただいてありがたいと思うんですが、こういうこととか、そして弓道場整備に約2億2,500万というふうな額が盛り込まれております。

やっぱりそういう大きな事業をするときには、何かほかの、例えば話ですが、島津紅茶園線の道路を1年遅らせるとか、やはりそういうふうな立場でこの予算を組まないと、何か町民目線からいったら、借金ばかり増えて大丈夫なんだろうかというふうな心配をするわけですが、町長、そのところはどうかお考えになられたのか、お聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいまのそれぞれの歳入関係、歳出関係のお話でしたがけれども、歳入につきましては、この町税等、景気の状態がまだまだ芳しくないというところでの、前年度とそう変わらない部分、そして、その中で、交付税のほうは、一部、国の施策の中で伸びているわけなんですけれども、それと、先ほどの、この歳出関係のほうでは特殊要因としまして、この塚原住宅、こういう投資的経費、そしてまた、弓道場関係、こういうのが、前年度から比べると大きく伸びている原因でございますけれども、これにつきましては、塚原住宅も、2年前から、あそこの撤去関係、そしてまた、建て壊し等、そして、実施設計等やりながら継続事業としてやってきてます。

これも、一つは、この公共下水道関係が、やっところらのほうに、この中央地区のほうにも、線路を越えて接続できるという状況で、そういうような長期的な戦略の中で、この建替関係は計



画してきたところでございます。

それとまた、弓道場につきましても、3年前に緑の再生プロジェクト、そちらのほうに手を挙げたときに、この事業が採択されたということで、これについては、23年度、21、22、23年、その3カ年のうちの最終年度にやるということはもう決まっておりましたので、そういう形で県のほうも、財源的な手当てをしていただきましたので、そういうことで、この今回の予算に計上させていただいたところです。

そういう意味合いから、投資的な部分が、非常に伸びてきているのかなと、それとまた、国営かんがい排水事業関係ですけれども、これは、もう以前からずっと積み立ててきておりました2億5,000万、これが、畑地かんがい終了しましたので、本来ならば、22年度で計上して返済してもよかったわけなんですけれども、国の事情で1年間、この事業が延びたということで、今回23年度に予算計上させていただきました。そういうことで、全体的な予算が、90億3,000万と、大きく膨らんだところでございます。

そういう国、県の事業との絡みでこの借金といいますか、公債費関係の、その財源の手当てとして借入金を起こさざるを得ないと、ただ、この借入金も、交付税措置のある有利な起債でございますので、そういう意味合いから、この定住自立圏の中での位置づけ等もございまして、この今回がチャンスだなというところで、この投資的な事業については、その財源手当てをさせていただきました。

ただ、そういう意味合いでは、公債費が増えているということは、ご理解いただきたいというふうに思っているところでございます。

財政比率をいかに求めるかということですが、言われますように、将来的な負担を残さないということが大事でありますので、ただし、投資的な部分については、現起債がすべてその今あるお金ですべてをやっていくという形じゃなくって、その部分は、ある程度長期的に負担していくという意味合いから、この公債費、起債に頼らざるを得ない部分もございます。

そういう意味合いで、今回、この起債関係も伸びておりますけれども、そういう長期的な視点に立ちながらの財政運営はきちっとやっていきたいというふうに考えてます。ですから、今後の事業の立ち上げについても十分精査しながら、財政との兼ね合いを考えながらやっていきたいというふうに考えてます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 弓道場も、弓道場を建てるなどは、私は言いませんが、子供たちが使うあれですから、ただ、土地まで含めて、2億2,000万円というふうな金額が、果たして町民が納得するのかなと、部活で使うんだったら、もうちょっと規模を縮小してもよかったんじゃないかなと。きのう説明があつて、設計図とかを見させてもらったんですが、設計金額が、

余りにも坪単価とかそういうふうな土地の関係からして、余りにも高い設定がされているわけですね。

で、やはりそういうふうなときに、本当に専門家を入れて、この精査したのかどうか、そのあたりを設計金額を立てたのかどうか、そこら辺が、余りにも大きな金額になっているものですから疑問に感じるところなんです、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今、事業費の関係、設計の関係ということで出ましたけれども、設計については、23年度に設計を発注するというので、正式な形での金額ではないわけですね。

で、これについて、検討の段階で、高専の建築関係の元先生ですね、その方、あと、町の技術者、都市整備課の技術者、それと、教育委員会に在籍しております技術者、その関係で協議した形で、予算として計上しているところで、実際に設計したときに、幾らになるというところは、現時点では、はっきりはまだ出てないというところでございます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） そういうふうなことで、膨らんだちゅうことはわかりますけど、そのために、私、ちょっと心配なことがあるんですが、弓道場に関して、2億2,000万円の予算が組まれたがために、緊急性のあるですよ、その給食室のボイラーが、もう危ないというふうなことを聞いたんですね。

これが、来年度の長期計画の中に入って、2,200万円入っておりますが、やはり、もしこの給食センターのボイラー更新を今年せずに先延ばししたと、この間にその、もしだめになったときに、給食が1カ月、2カ月、とまるおそれがあるというふうなことを聞いたんですね。

で、それは、その弓道場の設計、弓道場の予算が入ってるがために予算が膨らむということになったというふうなことも感じられるんですね。そういうふうなことで、もっと、同じ教育委員会の予算ですが、そのあたりを余りにもぜいたくなその弓道場のためのお金を予算化して、そして、片一方ではその先延ばしに、ボイラー更新なんかをするというふうなことが、ちょっと考えたときに、優先順位が違うんじゃないかなというふうなことを、私は思うんですが、そのあたり、町長どう思われて、その来年度にされたのか、お伺いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 弓道場建設については、先ほどお話ししましたように、緑の再生プロジェクト、その中で、3年後、21年度手を挙げましたので、23年度にやりますよということで、国、県の補助をいただくということで、これは、継続事業というふうな位置づけでやっています。

ですから、今回、ボイラーの件とは全く関係ございません。そのボイラーの件につきましては、この長期計画の中では、来年度やろうという事業ではございませんでした。緊急にそういうふう

な実態がございますので、これは、早くやらにやいかんというような認識は持っております。

ただ、これにつきましては、やるとしても夏場でございますので、そのあたり、主点に入れながら、今後また状況を見ながらやっていきたい。緊急性がもし云々となれば予備費対応とか、いろんな形での取り組みもあるかと思えますけれども、緊急性については十分認識はしているところでございます。ですから、この、こちらがあったからこそ、こちらをやめたというふうな、その関連性はございません。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） やはり、この弓道場を私はつくるなどとは言いませんが、もっとコンパクトな、子供たちが使うような感じで設計ができなかったのか、やはり町民の声なんかも拾い上げて、やっぱりしないとですよ、やはり町長がせっかくなられたのに、また箱物の大きなのをつくったがとかいうふうなことで、町長のまた悪いほうに言われても困りますので、そのあたりを予算を立てるときにはですよ、しっかりと考えていってほしいなというふうに思います。

それと、今年は、地方債が22年度末では66億ですね。23年度末には、68億8,800万で2億円も増えますね。で、来年から長期計画を見ると、太陽光発電クリーンセンター、リサイクルプラザ、それから、島津紅茶園線道路も増えます。それから、塚原住宅も地方債が2億3,000万と、この借金のほうが、何か増えていくような感じなんですね。

で、ほんとにこう先々、3年、4年、5年というふうな長期計画で見たときに、どれぐらいこの予算で、そして、借金を減らしていく努力をされるのか、そのあたりをもう1回お聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今後の財政計画を見てもみますと、今言われましたように、クリーンセンター、こちらのほうが25年ですかね、供用開始という形でのスタートをします。ですから、それに対する町の負担が約10億、これも借金、起債になっていくと思います。

それとまた、医療ゾーンの整備、こちらのほうも、約5億ぐらいということで、今のシミュレーションの中では、今六十数億のこの借金でございますけれども、これが、80、90億近い形になっていくんじゃないかなというふうなシミュレーションをしています。

ただ、これも、長期で返していきますので、一気にこの町の負担という形にならないわけなんですけれども、でも、このような借金がふえていく状況、これも、ひとえに、この圏域の中での三股町の役割という形で、都城との連携というのも非常に重要でございますので、そういう意味合いからの負担であります。

そしてまた、町のほうは町のほうで、塚原住宅は、24年度もやらなければならないと、そし

てまた、島津紅茶園線も、これも、あと数年かかります。そういう意味合いでの起債事業関係が出てきます。

そういうことでありますので、財政負担は非常に大きくなる。そういう意味合いから、行政改革、そしてまた、職員の意識改革含めて、このボールペン1本から、やはりきちっと対応していくような、そういうようなスタンスで、この難局といいますか、こういう、これからの財政運営は、シビアにやっていきたいというふうに考えています。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 職員の給与を減らしたり、いろんな物品なんかをその幾ら節約しても、億というお金には届かないわけで、そのあたりをやはり町民は心配しているんですね。私なんか人が会っていると、町民の方が、三股の借金はどんぐらいあるとねと、よく聞かれます。

で、三股は、県内で借金の少ないほうなんだよねって、今までは言ってきたんですけど、何か今の答弁を聞いていると、ちょっと心配になってくるんですね。そのあたり、やはり本当にこの公共工事をするときには、もうほんとに必要なものかどうか、規模はこれでいいのかどうか、そういうあたりを、ただ、課から上がってくるのをそのうのみにして予算立てるんじゃなくて、もう1回、1回でも2回でも何回でも討議するようなことをしていかないと、私は、借金は何か増える、ずうっと増え続けていって怖いような状態になるんじゃないかなというふうなことを恐れるんですが、町長、もう一度よろしく答弁お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これは、今、私が申し上げましたのは、町の長期財政計画の中にもきちっと位置づけておまして、これで財政運営はできるということで、皆さん方にも、10年間の長期財政計画はお示ししているところでございます。無駄な公共事業はしないというのは、当たり前でございます。できるだけそれについては精査しながら、コストを下げながらやっていくということでやっております。

要するに、担当課から上がってきたのをうのみにしながら、事業査定はいたしておりません。これは、事務事業評価幹事会の中でも、きちっと精査されておりますし、また、予算査定の中でも、財政課とともに一生懸命、その内容等吟味はいたしております。

ただ、専門家でない部分もございますので、そして限られた時間の中でもありますので、そういう深くという部分がないのかもしれないけれども、できるだけ、できる範囲で精査しながら、そして、必要性があるかどうか、そして、緊急性があるかどうか、優先度はどうなのか、いろんな多面的な面から検討をして事業を上げて提案しているところでございます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） もう1回、弓道場のことに戻りますが、本当に今回のその弓道場

の予算、土地購入でも、整備でも9,000万、本体のほうが1億何千万で、全部で両方あわせて2億2,000万、補助金が、国が1,300万、県が4,300万ですか、町の借金が、1億4,390万となっていますよね。

普通、補助金の倍ぐらいがその事業費というふうな、普通は2分の1、2分の1とかいうふうに言われますが、この弓道場整備もですよ、余りにもその町の借金が計上されておるものですから、本当にこの規模を縮小しなくてするように、町長は言われなかったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この体育施設関係の補助事業というのは、今ないんですよ。今、要するに、植木のほうの体育館をつくりたいなど、西部体育館をつくりたいなど、これは、補助事業があれば、そういう2分の1とか、3分の1でもいいんですけど、そういう補助事業があれば、あとは起債という形で取り組めるんですけども、なかなかこれがないということで、この前も、この前といいますか、西区交流プラザ、あのときにつくったのもすべて起債なんですね。

要するに、町の一般財源と、それと、あのときにやはり交付税措置が、起債とあわせてつくりました。そういうふうなことで、今回の弓道場も、補助対象にはほとんどないんです。

ただ、21年度に、この緑の再生プロジェクト、緊急経済対策、この中でやりませんかというのが来まして、木を使った建物について、各市町村にそういう事業があればということであったわけです。そのときに、以前にもお話ししましたが、西部体育館も上げました。そして、この福祉施設や児童館、放課後児童対策のあれも上げました。3件ありました。その3件の中で、やっぱり一番この木を使った、云々となったのが、今回のこの弓道場でございます。西部体育館のほうは、やはり鉄骨を中心にした建物になりますので、やはりそのときに非常に、補助金が少なかったというようなこともございまして、ですから、今回、この基金等で積み立てながらやっていると、あとは、起債という形になろうかと思っておりますけど、そういうふうには考えています。

ですから、今回のこの弓道場につきましても、十分やはり町の財政負担がないような形でやりたいというようなことで、場所等も、現地にするのか、いわゆる町域にするのか、新たに設けるのかと、いろいろ検討させていただきました。

その中で、ここをよく使うのはどこかなと思ったときに、やはりテニスコートなんかを見ますと、やっぱり中学とも、タイアップしながら一般も使うという形で、非常に効率的な利用の仕方があると、そういう意味合いもあって、場所的に中学校に近くてスペースもあるなというところでどうかなということで、以前、この全協でお話しさせていただいて、皆さんの理解を得たところでございます。

そして、中身については、24年度から、今度、学習指導要領の改訂がございまして、今度

は、武道が学校の授業の必修科目になっていくということで、今、剣道とか柔道、その2つが中心になっていくのかなと思いますけども、その近くにつくることによって、ある意味では、その弓道も、一般として中学生も大いに使う。また、一般も大いに使うという意味合いでの取り組みができるのではないかと、そういうことで、私のマニフェストにもありますけれども、アスリートのまちづくりに寄与できるような施設であってほしいなということで考えてます。

ですから、内容等も、十分担当課のほうでも視察に行きながら、そこの調査もしながら勉強してきて、やっぱりこういう形でないといかんという話でございましたので、今回の予算措置になったところでございますけれども、やっぱりこの執行の段階では十分この内容等を精査しながら、投資削減に努めながら、十分議論をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 別に、私は、つくるなどは言っているわけではないんですが、やはり中学生にふさわしいような、そして、余りもこの機能、設計単価とかいろいろ見たときに、ちょっと高過ぎるんじゃないかなというふうなことを感じたもんですからお聞きしたわけですが、やはり町長はよく身の丈に合ったというふうなことをおっしゃいます。

だから、やっぱりそういう点で、身の丈に合ったその箱物、弓道場でもしていかないと、この非常時ですよ、今、この震災なんかで、国も、今から不要不急のものは削るというふうなことを総理も言っておりますし、そしてまた、こういう非常事態で、これから先も、交付金とか補助金とか、削られるおそれは十分にあると思うんですよ。そういうふうなことを考えて、歳出と歳入とのバランスをきちっと考えていってほしいというふうなことを要望しておきます。

あとの質問は、昼からにいたします。（拍手）

○議長（東村 和往君） これより1時15分まで本会議を休憩します。

午後0時06分休憩

-----  
午後1時13分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 途中で時間が来て、何か越権したようなこう発言をしたみたいで申し訳ありませんでした。前もって、議長とちょっと話、打ち合わせをしていたもんですから、2番目の質問に移る前に、町長、さっきちょっと言い忘れたんですが、町長のマニフェストを読んだときに、見たときに、高齢者とか障害者とかそういうふうな人たち、子育てに優しいまちづくりというふうなこと書いてあります。

それで、やっぱり私たちが、今、町民アンケートをとって、今、中間報告、こういうふうにもとめたんですが、その中にやはり、五、六万の年金で生活してて、もうこれ以上何もかんも上がったら大変だとか、仕事がない、昨年末から就職活動を行っているが、不採用ばかりで心身ともに疲れたとか、こういうことを書いたアンケートが、こう返信で返ってくるんですね。

ほんとに今、もう想像以上に町民の生活、大変な人が多くなってるんだなというふうなことを、この私たちのアンケート活動で感じるものですから、やはり本当に町民が納得するような、ほんとに「元気なまち三股」をつくるという、町長のマニフェストに沿って、満遍なくいろんな人たちに安心・安全なこの生活ができるように、取り組んでいってほしいなというふうに思っておりますので、そのあたりをぜひ町長、肝に銘じてやっていただきたいと思います。

2番目の質問に移ります。1月26日、新燃岳噴火によって、町民が一度も経験したことのない大量の灰が降りました。この1カ月半、農作物の被害や灰の除去などで、町民は皆大変な思いをいたしました。町当局も初めての経験で、対応に苦慮されたことと思います。噴火は、まだおさまる気配はありませんが、本町の状況、農業その他、被害状況、降灰除去体制はどのようになっているのか、お伺いいたします。また、長期化の場合、除去機械などはどうなされるつもりなのか、聞かせてください。

あとは、また質問いたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 降灰対策についてのご質問で、①、②、③を一括してご質問があったように思いますので、回答させていただきます。

降灰の状況と農業被害状況を問うという①でございますが、1月26日に起こりましたこの新燃岳の爆発的噴火、本町にも、かつてない大量降灰があったところでございます。また、町民の日常生活、経済活動に大きな影響を及ぼしたところでございます。

ご承知のとおり、町内全域にわたって、1センチか2センチの降灰の堆積量が目視されているところですが、正式には先ほど、ご質問がございましたので回答させていただきましたが、1月の降灰が、1平米当たり4,664グラム、そして、2月が38グラムという堆積量があったということでございます。

今回の噴火による農業への被害ですけれども、ハウス施設における日照不足、温度管理に支障が出たため、降灰除去作業に一時的に人手不足が発生したところでございますけれども、大量の降灰は、その26・27日で一応落ち着いたので、大きな被害はございませんでした。確認はいたしておりません。

露地野菜につきましては、ハウレンソウ、キャベツ、ラッキョウ等の作付がありましたが、キャベツは出荷済み、ハウレンソウは、3月中旬以降の収穫作業に入る予定と伺っております。ラ

ツキョウは、今後の栽培管理により改善されるよう、諸情報を発信してまいります。ですから、特別この被害があったという、まだ報告は受けていないところでございます。

また、国による降灰対策緊急支援事業の降灰除去機械、土壌改良剤等の導入に72件、事業費1,870万円の申請がございまして、3月7日付で交付決定があり、機械導入についての支援を行ってまいりたいというふうに考えています。今後、新燃岳の噴火による降灰につきましても、桜島降灰事業同様の降灰対策事業が実施されるように、関係機関に強く要望してまいる所存であります。

次に、②降灰除去体制はどうなっているかというご質問でございますが、道路上の降灰除去については1月30日から、ロードスイーパーによる除灰作業を行っておりまして、また歩道については、ミニスイーパーによる除灰作業を行っております。

2月16日まで、このロードスイーパー3台33名体制、その2月17日以降は、23名体制ということでとり行っているところでございます。家庭などから出され、道路わきに積まれた灰袋の回収は2月5日から行っており、2月26日までは、3班15名、それから、27日以降は、6班12名で3月末まで行う計画でございます。屋根の部分を除いた公共施設の除灰作業は、2月15日から行っており、3班21名で3月末まで行う計画でございます。

当初、墓地公園に持ち込まれた灰のうち、灰のみについて民有地への移送が終了しました。要するにゴミ袋に入っていない灰ですね、そちらのほうは、福留のほうに搬出をしたところでございます。現在、墓地公園では、袋ごと捨てられた灰の分別作業を行っております。

先ほどもお話ししましたけれども、新たな候補地としまして、寺柱の奥のほうが見つかりましたので、そちらのほうに今後は、その袋詰めを分別しましたものは搬出したいというふうに考えているところでございます。そしてまた、道路には、散水車による防塵対策を今実施しているところでございます。

③長期化の場合、降灰除去機械をどう確保するのかということですが、道路上の除灰は、ロードスイーパーという特殊な車両を使用しますので、現在と同じように、鹿児島県降灰除去組合や国土交通省からレンタルせざるを得ないと考えているところでございます。

今回の東北のほうの地震で、2台、国土交通省からレンタル、借りておったわけなんです、1台は返してくださいということでしたので、それは先日、1台お返しをしたところでございます。散水車や、パワーショベルなども、現在と同じように、長期化の場合はレンタルというようなところで確保し、使用したいというふうに考えているところでございます。

ほとんど、町ではそういう機械等、車両等ありませんので、レンタルを中心にしながら、そしてまた、国土交通省なんかにもお願いしながら、そしてまた、鹿児島県の降灰除去組合、そういうところとの連携をとりながらやっていきたいというふうに思います。



この国土交通省からのロードスイーパーも、町のほうにこのようにどか灰といいますか26・27日ありまして、すぐに国のほうにお願いをしましたところ、国のほうは、一応国道を中心にしながら、それが終わったらすぐ三股町にということで配慮していただきました。そういうふう  
に、いろんな手だてを使いながら、この降灰除去機械の確保には取り組みたいと思います。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 私は、2月の14日、月曜日だったんですが、都城とか、日南とか、高原の、うちの共産党の町会議員やら市会議員たちと一緒に、鹿児島市役所に行きました。鹿児島の桜島降灰対策の状況を聞こうというふうなことで勉強に行ったんですが、今度、鹿児島からいろいろなものをロードスイーパーとか借りたわけですが、鹿児島は、もう何十年来の桜島降灰でやっているもんですから、それなりにこの対策は練られているんですね。

で、そのところで言われたのは、やはり仕組みをつくることです。いろんな重機、重機は、国に申請したら補助があるそうなんですが、このあたりは、そこまではしなくてもいいのかなと、ただ、業者から、借り上げて道路に水をまくとか、そういうふうな仕組みをつかって、そして、雇用対策として町民生活を守るために仕事をさせると。

それから、生活道路は、小さいロードスイーパーでやっているのと、それで、歩道ですね、特に通学路は、市役所の職員でやっているということなんですね。それで、灰、桜島が爆発したら、風向きを見てどの方向に灰が降るといふようなことを察知して、そして、その地区の業者に、もうすぐ灰を除去するのと、とにかく、その灰の除去体制をとってるから、3日で灰を除去するといふようなことを目標にしていると、そういうふうなことを言われて、やはり私たち、この初めての経験ですので、そういうふうなことをやはりこう学びながら、長期にわたった場合はやっていかなければいけないのじゃないかなといふようなことを感じて帰ってきたわけですが、やはり桜島の1年間分の灰が、1日で降ったといふようなことなので大変だったわけですが、歩道は、やはり通学路、特に、うち、西小学校に行く歩道がずうっとあるんですけど、まだ灰が、この前までこうたまってるんですね。

だから、そのあたりをやっぱり町の職員も、見回っているとは思いますが、そのあたり、やはりただ業者任せだけにしないで、この中学生、小学生の通学路というのはですよ、何とかその歩きやすいようにすることが必要じゃないかなと思うんですが、そのあたりはそのまあ都市整備ですか、どういうふうにしたのか、お伺いいたします。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） ご指摘されておりますように、歩道については、業者じゃなくて、うちの嘱託職員、町の職員で対応はしております。ミニスイーパーといひまして、小さなスイーパーを3台とダンプ2台を利用しまして、歩道についてやっておりました。

今言われるところは、恐らく、県道の部分のところだろうとは思いますが、それらについても、県ではできないと、また、見通しがつかないと、立たないといった報告もありましたので、ある程度県道であっても、当町の職員で対応をしたところですが、また、建設業協会にも頼んだところありましたが、ほとんど今ミニスーパーを町の職員が運転して対応はしているところですが。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 町民は、国道、県道、町道の区別というのはあんまりつかないものですから、やはり西小校区は、ずうっと県道が長いわけですし、歩道も広いから結構たまるんですね。橋のあたり、だから、それと、あそこの岩下橋から勝岡に行く方向のあの近所の人たちからも、自転車で通学生が通るけど、危なくてしょうがないと。

だから、やはり3日体制とは言いませんけど、やはり一週間ぐらいで何とかその、せめて通学路ぐらいは通れるような、除去するような体制をぜひとっていただきたいなというふうなことを要望しておきます。

それと、私は、鹿児島に行っているいろいろ話を聞いたときに、農家の人の状況、自分のことしかそれまでは考えてなかったんですけど、農産物の被害がやっぱり結構多いというふうなことがわかって、ハウス農家とか、それから、お茶を栽培している農家とか、ちょっと聞いて回ったんですね。

そしたら、お茶農家の方は、新芽が出るころは、南風が吹くから多分大丈夫だろうと、ただ、葉っぱに灰がついたのを落とすことは、もう困難だというふうなことを言われて、被害がどれぐらいあるかは言われなかったんですけど、イチゴ農家の方がですよ、やはり聞き取りを、せめてその町がですね電話なりなんなり、その農家の方に被害がどうかとかいうふうな声をかけてほしいと言われたわけですね。

それで、ハウスが、こうやって灰をとるのにもう大変な思いをしたと、だから、水道代も物すごくかかったと、水道代ぐらい見てほしいと、天災だから、そういうふうなことを言われたんですね。だから、そこら辺、農家の聞き取りはどうされたのか、そういうことはされなかったのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 農家の聞き取りということで、特に、ハウス農家は、これにつきまして一応、町、うちの職員が各ハウスを回りました。一応27日ですかね、27、28にかけて一応1回回って事情等を聞いております。

で、特にハウスの谷間に詰まった灰の除去に大変だったということで、何とかしてほしいというこの声もあったわけですが、何とか今回は、親戚等の加勢をもらって何とか除去すること

ができたということを一応聞き取りに回っております。

で、あと、イチゴ等についても、一応各部会、キュウリ、イチゴ等についても部会がありますので、その中でいろんな情報発信しながら、聞き取りをやっていっているところでございます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（４番 上西 祐子君） やはり、去年の口蹄疫のときもそうだったんですが、私は、畜産農家とかにも聞いて回ったり、今回はハウス栽培とか、たくさん農家の方を知ってるわけじゃないからあれなんですけど、すぐやっぱり、そういう被害状況とか、声をかけるちゅうことがね、やっぱり一番町民の方、農家の方々、ああ、やっぱり役場の人は自分たちのことを気にかけてくれるんだなというふうな信頼にもなりますので、ぜひ何かあったときはですよ、やはり声をかけて実態を聞き取るというふうなことを、早くしていただきたいなあというふうなことを要望しておきます。

それと、今度本町は、降灰防除地域指定を受けたわけですが、それを受けると、ビニールハウスの整備とか、土壌改良とか、そういうふうな補助は、洗浄機購入とか、そういうふうなのはあるわけですね。今度の場合で。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 先ほどの質問で、ハウス農家のほうを回ったということで、職員もでしたが町長も、何件か一応回って意見を聞いて、やはり町政に向けていこうということで、町長も一緒に回ってもらっております。

でまた、降灰状況についてはですね、先ほど、町長のほうでもあったんですが、国の緊急支援事業ということで、今回とりあえず、新燃岳の２６・２７日の噴火にということで、国のほうから支援事業があるということで、本町でも、７２軒の方が申し込みをされております。で、１，８７０万、約１，８７０万の事業費ということで、７日の日に決定が来ましたので、その中で、一番多いのはやはり動力噴霧器、これが４４台、それから、高圧洗浄機が４台、それから、ミスト機、背中にからって空気で灰を落としたりするやつ、これが、３３台要望がありました。

それと、土壌改良ということで、苦土石灰、これが約１，８８０袋の申請がありまして、これはすべて、申請どおり承認されましたので、今、３月いっぱい一応購入しないといけないという事情がありますので、今、農機具メーカーと納期をとにかく早くしてくれということで、今事業の進捗をお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（４番 上西 祐子君） それと、袋を、灰を入れる袋が、今度わたったわけですが、緊急でちょっとあれだったと思うんですが、鹿児島に行ったときは、その小さな袋、克灰袋をもらっ

てきて、環境水道課のほうに渡してたんですけど、あれは、袋ごと捨てるというふうな袋で、単価が物すごい高いんだというふうなことを言われたんですが、やはり私も、今度灰を袋を入れて思ったんですけど、あんまり大きい袋じゃ破けるし、町からもらった袋じゃ、もうちょっと破けて余り役に立たなかったんですけど、そのあたりどう考えてらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 袋のほうは、ビニールで大きく、袋にたくさん入れられますと、回収する際も大変でございまして、破れたり、重かったりして大変でございました。

で、土のう袋も、これまたみっちり詰まっているのは、40キロ近くあるんじゃないかなと思うんですけども、なかなか回収が大変でございますので、実際は、町の小袋、あれに小分けにずうっと入れていただくと、回収する際に非常に楽だということがありましたので、ああいうのが、たくさんあればよかったんでしょうけど、間に合いませんでしたので、市販の袋を21万枚購入したところでございますけども、今後同様なこともあるかもしれませんので、少しストックができるような形も考えなきゃいけないのかなというふうには思っております。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） ゴミの一番小さな袋が、もうすぐ何か売り切れたみたいですよ。もう在庫がなくなると、で、たまたまうちは、もう昔10年ぐらい前に、うちの母が買ったのがあったからそれに入れましたけど、やはり、これからどうなるかわからないわけで、何とも言いようもないんですが、やはりそのあたりも、小さなゴミ袋だったら、ストックしとっても別に構わないわけやから、少し、いざというときのためにつくってほしいなと思います。

灰のことはあれなんで、これで終わるんですが、町長にちょっとお尋ねします。今度の降灰で町長は何を学んで今後はどう生かすのか、考えを聞かせてください。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このような事態といいますか、事件というか、要するに、この天変地異、いろんな自然災害等ございます。去年は口蹄疫もございました。鳥インフルエンザ、いろいろなときにこう危機管理、対応、ここはやはり、ふだんからの備えというのが非常に重要であろうということを考えております。そういう意味合いで、今いろいろとこの降灰が長期化した場合にどういう対応をしていくかと、このあたりも、ふだんから十分考えておくことが大事だろうなというふうに思います。

それとともに、やはり今回のことで一応学んだのは、やっぱり地域とともに、このような取り組み、これをやっていくこと、やはり行政だけではすべてができないと。ですから、今回、自治公民館のほうから、町長が言う、協働というのをこういうときに実現しなくちゃならないというよ

うな声もいただきまして、やはり地域と一体となった取り組みと、協働の実現というようなことで、先ほどありました公民館の加入率を含めたところで、町民一丸となった取り組みを今後とも進めていくという意味合いからの危機対応、これが必要かなという心構えで行政を進めてこれからいきたいなというふうに考えています。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） それでは、3番目の質問に移ります。

本町でも、65歳以上の高齢者と呼ばれる方が5,422人となり、21.43%の高齢化率です。5人に一人以上が、高齢者となりました。介護認定者も、1,000人を超えました。近い将来、ますます増えていくことが予想されます。元気で長生きしてもらうために、自治体や地域がどう支えていくのか、真剣に取り組んでいくことが求められております。

本町でも、介護予防として、貯筋教室、体操ですね、これは、足もと元気教室、認知症サポーター教室など、取り組まれております。取り組まれてきての効果とか、これから、どう発展充実させていくのか、質問いたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 老人福祉対策について、介護予防の施策を伺うということですが、ちょっと重複しますけれども、答弁とさせていただきたいと思います。

介護予防事業は、65歳以上の高齢者の方全員を対象とする一次予防事業と、65歳以上で介護保険を利用するほどではないものの、25項目の生活機能チェックリストの結果から、介護が必要となる可能性の高い方を対象とする二次予防事業、以前は、特定高齢者と言っていましたが、この二次予防事業とに分けて実施しているところでございます。

一次予防事業は、「足もと元気教室」として月1回から2回、町内12カ所のコミュニティセンター等において、各地域にいらっしゃる「足もとリーダー」のサポートをいただきながら、今の健康状態を維持するために、体操を中心に血圧測定や健康相談等を実施しています。

二次予防事業は、「骨コツ貯筋教室」として週1回、健康管理センターにおいて、運動機能向上のプログラムを実施しており、この教室に参加された高齢者は、今まで一人も要介護認定者になっていないことから、大変大きな効果があるものと判断しております。

どちらの教室も、健康運動指導士、保健師、看護師といった専門職が、運動の仕方や健康管理について適切な指導を行っており、参加された方々からは、満足の高いご意見をいただいているところでございます。

今後も、元気な高齢者が、要介護状態にならないよう、介護が必要な人がそれ以上悪化しないよう、介護予防事業を高齢者福祉の重点施策として取り組んでまいりたいというように考えています。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 私も、足が悪かったもんですから、貯筋教室というふうなところに行って、ほんとにいい状態になっておりますが、やはり専門の先生が来られてするわけですが、やはり地元で、この指導者をつくるのが大事じゃないかなと、もっともその地域地域でそういう、足もと元気教室は12カ所でやっているからまあいいんですが、そういう今度介護、今からますます増えていくわけですから、指導者養成というふうなことは考えていらっしゃらないのか、お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 健康運動指導士という分野で、人材の育成ということを言われたと思うんですけども、以前は、理学療法士が町内にもおまして、その者が、こういう教室に参加して、指導を行ってきたわけなんですけれども、残念なことに退職してしましまして、今は委託という形で2つの事業所をお願いしているところでございます。

教室が、今のところ開催が毎日型ではないものですから、どうしても、そういう職員が常駐した形で必要であるかというところが、一つは、ひっかかるところなんですけれども、事業としては、全地域で拡大していこうと、今、町長の答弁では12カ所とありましたけれども、今後は、30カ所ないし50カ所程度でやはりやっていけたらばなということでは思っておりますので、そういう場合には、今度、逆に委託がどうなのかなという検証をさせていただきながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） やはり、この簡単な体操とかだから、ボランティアなんかをやっぱり募って、そういうふうな専門家の先生がするのをビデオで撮って、それを覚えてというふうな感じでしていけばできるのではないかなというふうに思うもんですから言ったわけですが、それと、その認知症予防、この町報にも、何か認知症のサポーター養成講座のことが載ってて、町も、本格的にやり始めたんですかね。ますます認知症が今から増えてくると、15年後には、30%以上増えるというふうなことが、この前の宮日に載ってたもんですから、やはり認知症予防のその対策、それも、すごく介護もやけど、認知症、両方、同じようなことなだけで、やはり認知症は認知症で、そこら辺、今福祉でやろうとしているふうなことはないのかどうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 認知症予防の施策ということでございますので、回答させていただきたいと思います。

高齢者の高齢化の進展等に伴いまして、認知症高齢者数も増加の一途にあると、厚生労働省の

資料によりますと、現在、全国で約200万人、団塊の世代が、すべて高齢者の仲間入りする2015年には250万人と推計されており、大きな社会問題というふうに注目されています。

本町におきましても、要介護認定を受けた方のうち、何らかの認知症の症状がある方が、約600人というデータがあり、65歳以上の町民の約10人に一人が、日常生活は自立していても認知症、または、それに近い症状になっているというふうに思われます。認知症は、適切な対応がとられないために症状が悪化するケースが多く、町の予防施策といたしましては、専門の医療機関と連携して、地域での認知症の理解を促す研修会等を開催しており、今年度も、大悟病院の老年期精神疾患センター長の三山先生の協力をいただきながら、認知症講習会を5回開催したところであります。

また、厚生労働省では平成17年度から、「認知症を知り地域をつくる10カ年キャンペーン」を実施しており、その一環として認知症サポーターを全国で100万人養成することで、認知症になっても安心して暮らせる町を、住民の手によってつくっていくことを目指しています。

本町では、現在までに、468人の認知症サポーターを養成しており、今後も、認知症になっても可能な限り在宅での生活ができるよう、地域の理解を求める事業の推進に努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） これからは、ほんとにこう、介護予防、認知症予防が、大事になってくると思うんですね。だから、そういうことをするために、やっぱりボランティアとか、そういうふうな人たちをどう活用して一緒にその地域で見ていくか、そのあたりが大事になってくるんじゃないかなと思うんですね。

昨年、大牟田市に、私たち研修に行ったんですが、その中で、やはり地域の空き家を借りて、そこでお茶飲みをする。交流施設をつくって、ボランティアとご本人と、いろんな人たち五、六人でも歩いてこられるようなところをその活動拠点にして、体操したり、歌を歌ったり、そういうふうな触れ合いをしていると。

そういうふうなことで、予防につながっているというふうなことの発言があったんですが、やっぱり、これからは、そういう地域の交流施設、簡単な空き家なんかを借りてやっていくことも、大事になってくるんじゃないかなというふうなことを思うんですが、5年先、10年先のことを考えたら、また、そのあたり、どう考えていらっしゃるのか、福祉のほうでは、どういう対策をお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 認知症だけではなくて、今は、次の質問にもございますけれども、一人暮らしの方が大変増えているというところで、何らかの形で地域での見守り、それから、サ

ロンのな寄り合いという場所を整備というか、していかなければいけないというふうには思っております。

幸いなことに、国、県等の補助事業もございますので、ただ、運営母体がしっかりしていかなないと、施設は整備したものの、あとは運営ができない、結果として、集落館を整備しただけだということにならないようにしなければいけません。

で、次のところでお答えするつもりだったんですけども、23年度に、一応どれくらいいらっしゃるのかというのを、町内にそういう支援が必要な方がということをもとに調査いたしまして、具体的なものを検討していこうかなというふうには思っております。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 今、今年度の予算で一人暮らしと、高齢者65歳とおっしゃった、その高齢者だけの世帯のその調査をするというふうな予算が組まれておりましたが、安否確認ですね、これは。

で、安否確認もそうですし、それから、そういう介護予防とか、それから、認知症予防につなげていくという見通しがあるわけですね。それと、もう一つ、その一人暮らしとか、高齢者だけの所帯で、私が、経験したことで一番困ったことは、近所の人倒れられて私に助けを求めて、私が病院に連れていったりして、後、家族にその電話をするのに、誰にしたらいいのかわからないと、誰が、その息子さんなのかなんなのか、全然その辺がわからないというふうなことがあったんですね。10年ぐらい前に。

だから、65歳以上の人たち、一人暮らしとか、そういう人たちには、どっかの自治体では、何かカードにかかりつけのお医者、それから、緊急連絡時の家族の名前、電話番号とか、そういうふうなのを書いて、冷蔵庫に入れておくとか、そういうふうな記事を読んだことがあるんですが、そのあたりはできないものかどうか、お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 一人暮らしの高齢者とか、認知症の高齢者、この人たちが、もし何かあったときの対応というか、かかりつけのお医者さん、そして、どういう薬を飲んでいらっしゃるのか、既往症があるのかないのかというところで、今言われたような事業に取り組んでいるところが、全国的にはあるということは聞いております。

で、国のほうが、今年度10月でしたか、地域支え合い体制づくり事業というのを打ち出しまして、そちらのほうで、うちのほうも対応できないかなということで、去年の10月だということで、まだ期間が短いんですけども、今協議をしております、できれば、先ほど言いました、そういうその支援が必要な人たちが何人いるのかというところから、この事業が、それに適切かどうかを23年度に検討していきたいということで、言われるとおり、そういう情報を冷蔵庫の



中に入れて、もしものときにそこをあけて、情報からその人たちを支援をしていくという制度ですね。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） これで最後にしますが、今回の震災とかいろいろあって、やはり所在を確認するという、三股でも、がけ崩れなんかがあったわけですし、そういうふうなときに、一人暮らしとか、高齢者の所帯なんかの人をどう支えていくのか、それをやっぱり自治体も把握して、何かがあったときは、誰がそこに行ってどう安否確認をするのか、そのあたりをほんとうにこう今からしていくことが大事になってくるんじゃないかなと思うんですね。ほんとうにこう想定外の災害が起こりますので、そのあたりも、ぜひきちっと取り組んでいただきたいと思います、私の質問を終わります。

.....  
○議長（東村 和往君） これより2時5分まで本会議を休憩します。

午後1時56分休憩

.....  
午後2時05分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、原田君。

〔8番 原田 重治君 登壇〕

○議員（8番 原田 重治君） それでは、提出しておきました質問事項に従って質問してまいりたいと思います。

食後の一番眠たい時期、時間帯になったわけですが、私の言ってることを子守歌がわりに、眠らんでも耳だけはこっちを向けていただきたいと思います。

それでは、質問に入る前に、先ほどの2名の方もおっしゃってございましたように、宮崎県は、昨年から今年にかけて、大変大きな災害に見舞われたわけですが、その口蹄疫と鳥インフルエンザ、それが終わったなと思っていたら、今度は新燃岳の災害といますかね、噴火といますか、それがありまして、私のこの三股も、あんまりいいところじゃないなと嘆いていたところが、今回の東日本大震災が発生したわけですが、あのテレビを見ていますと、ほんとうに三股に住んでよかったなと、今度はそう思うようになった次第でございます。

先ほど、町長も申しておりましたが、口蹄疫とかそういうもので、大変お世話になったということで、我々三股からも、そのお返しとしてやはり早く、何らかの援助をしてやるべきだというふうに思います。

それでは、本題に入りたいと思います。1番目の質問といたしまして、自立を選んだ三股町の

問題点について、ちょっと質問していきたいと思うんですが、まず、ここに私が掲げたのは、福祉の専門的知識を持った人が少ないんじゃないかということも掲げたわけでありましたが、これは、福祉だけじゃなくて、多岐にわたってそういうふうを感じるわけでありまして。

その反面、私は、その専門的知識とは書きましたけど、さらに、親切な対応、職員として、そういうものが、ちょっと欠けているんじゃないかというようなことを耳にしたものですから、質問に上げたわけでありまして。

それから、2つ目に、畑かんの問題、これは、私は再三申し上げているんですが、回答は大体わかっているつもりであります。しかし、こういう考え方をを持った人間がいるということを証拠として残しておきたいということで、もう1回、町長の考え方をお聞きする次第であります。

以上を壇上からの質問といたしまして、あとは、質問席から質問してまいりたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 質問事項の①福祉の専門的知識を持った人が不足しているのではないかと、この関連で、他の分野でもいろいろとあるんだというお話ですけれども、一応質問の要旨が、福祉という点でございましたので、これについて回答をさせていただきたいなと思います。これまでの福祉施策の概要について報告しながら、この質問に回答させていただきたいと思います。

少子化高齢化や核家族化の急速な進行、地域における人間関係の希薄化など、住民生活を取り巻く環境は大きく変化し、子育てや高齢者の介護、ひとり親家庭など、生活上の困難を抱えている家庭が急速に増えてきたところであります。

このような背景のもと、国は多様化・複雑化する福祉ニーズにこたえるため、介護保険制度をはじめ、障害者自立支援制度やさまざまな子育て支援制度などの施策を展開し、町は、目まぐるしく変わる福祉施策に組織の見直しを図りながら、的確に対処してきたところであります。

特に、平成12年度にスタートした介護保険制度につきましては、介護の負担を社会全体で支え合う制度として、多額の予算と多くの職員を要することになったところであります。平成18年度の制度見直しにおいては、介護予防の拠点として、地域包括支援センターを設置し、国が示す専門的な職員の配置基準に基づきまして、現在では、地域包括支援センターを含む介護高齢者係に保健師2名、ケアマネジャー13名、社会福祉士1名を配置し、介護に関することをはじめ、さまざまな地域の課題に取り組んでいるところであります。

今後、ますます高齢化が進行していく中、専門的な資格を有する職員の配置に努めるとともに、町民の方々に、より信頼される窓口を目指してまいりたいというふうにも考えています。

福祉の分野に限らず、それぞれ役場の中には、専門を必要とする部門があるわけなんですけども、そういう職員を養成するとともに、職員異動がありますので、それぞれの分野でも的確に対

応できるような、能力を身につけるような研修等に大いに参加させながら、資質の向上に努めたいというふうに考えています。

それとまた、接遇の問題も出ましたけれども、これについては、もう常にこのお客様に対する対応ということで、この研修等もやっておるわけなんですけれども、そういう窓口に来られた方に不快な気持ちが生じたのであれば、もっともここに力を入れながら、接遇の改善に努めていくよう努力したいというふうに考えています。

それから、2番目の畑かんの必要性についてということで、町は畑かんをどのように活かしていくつもりかということでございますが、都城地域の畑地かんがい事業は、昭和40年代に発生しました干ばつ被害に対応するため諸調査を実施し、昭和62年から、国営都城盆地水利事業が開始され、平成22年、ダム等の国営事業が完成したところでございます。一応今年で、22年度で完成ということでございます。

町内の整備につきましては、宮ノ原第一地区が平成21年度完了し、山田町木之川内ダムから通水され、ハウスや露地野菜栽培等に使用されています。また、今回の新燃岳噴火による降灰除去作業でも、宮ノ原のところにこのスタンドがございまして、そちらの水を利用させていただいたところでございます。このように、水を使った安心・安全な農産物の生産に寄与する営農形態を推進していきながら、町内にある農産物取り扱い企業との連携を図っていきたいというふうに思っています。

質問であります蓼池方面の畑地かんがい事業につきましては、項目が幾つかございまして、そちらについては、担当課のほうで説明をいたします。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 町の畑かんの事業ということで、蓼池方面のということでご質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、蓼池方面ということで、町の畑地かんがい計画の中では、地区名を前方第三という地区で表示しております。で、受益面積が、70ヘクタールあります。このうち、本町、三股町が41ヘクタール、それから、都城市が、29ヘクタールの計の70ヘクタールとなっております。

それから、利用人口ということですが、一応利用人口というのは、受益者という考えでありますので、受益者人数が、総体で322名、うち、三股町の方が99名、そのうちの蓼池地区の方が92名という形で受益者がいらっしゃいます。

で、若い農業者ということであるんですが、人口把握について、農林業センサス等で把握しているものですから、現在、22年度の調査、今現在集計中で、17年度のですね、農林業センサスで出てますので、その農業者人口につきましては、蓼池地区で83名の農家の方がいらっしゃいます。で、年齢的には、50歳以下が6名、それから、50歳から60歳が23名、61歳か

ら70歳までが31名、それから、71歳以上が23名という人口になっております。

それから、蓼池方面の畑かん予算はということですので、現在の試算では、約、総事業費7億6,000万を計画しております。

それから、畑かんはいつから計画され、今まで投入金額は幾らかということですが、今、町長からもありましたように、昭和40年代の干ばつを経験したということで諸調査を行われまして、昭和62年から、国営事業の着手に入っております。で、22年度で国営が終わっております。で、国営関連については、ダム、それから、導水路、ファームボンドを整備しておりますので、総事業費、約848億円の事業費となっております。

で、本町の負担分が、当初予算にも計上しているんですが、約2億5,100万ということで町の負担金があります。で、本町の畑かん事業につきましては、町内で6地区を計画しているわけですが、宮ノ原第一地区が、平成13年から取り組みまして、平成21年度完了をしております。

で、現在、高才第2地区を整備しております。で、平成13年から21年度までの事業費が、約8億3,800万円、そのうち、町の負担が、1億5,300万という形となっております。

それから、蓼池の畑かん予定地の農道整備はということであるんですが、農道整備につきましては、それぞれの地域の畑作営農状況を見ながら、大型機械、それから、トラック等の運搬を基準にして道路幅員を決めたりして、舗装幅員等を決定し、それから、排水路等が整備されていないところは、道路に排水路等を整備していくという計画になっております。で、この畑かんにつきましては、地元負担が18.3%ということで、その残りは、国、県の補助事業という形で実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） それでは、最初の福祉の専門知識を持った人が少ないというところから入っていきたいと思うんですが、私のこの質問の出し方が、ちょっと悪かったように今、感じているところなんですが、私が言いたいのは、その受付といいますか、福祉に関する問い合わせ、そういうものに対して、非常にその全員がそういう方じゃないと思うんですが、つっけんどもんだと、それで、要を得ないような回答が返ってくるということで、その対象としてすぐ都城が出るわけですね。都城の受付は非常に丁寧してくれるし、そして、この前、そういう福祉に関しては、ケアマネジャーが、すべてをつかさどっているというような話を聞いたんですが、仮に、ケアマネジャーが、責任を持ってやっているとしても、ケアマネジャーに行くまでのその過程の説明を十分にしていなと。

ですから、ケアマネジャーが全部を賄うんだけど、その前に、ケアマネジャーはこういうもの

であって、で、どういうものについては、ケアマネジャーがここになるから、で、私がケアマネジャーに連絡してケアマネジャーを呼ぶから、そこで相談してくれと、そういうところまでいかないと、今から高齢化社会に入っていくわけですから、どんな方も、頭が少しは悪くなってぼけてくると思うんですよ。

そういったときに、その若い人たちは、当然これはわかっているんだろうというようなところが、年寄りにはわからないというようなことが再三出てくると思うんです。

で、そのためには、やはりそういう人間を教育するといいますかね、そういうことが必要になってくるんじゃないかと思うんですが、私は、やはり教育を徹底して、そういう機関を設けて、ああいう大きな会社なんかに行きますと、非常にそういうのを徹底的に仕込まれるわけなんですけど、そういうところに行って教育してくるというような制度も必要じゃないかというふうに思うんですが、町長は、その辺どうお考えですか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 役場で、こう仕事をしていると、役場の職場自体が普通というような感覚にとられるのかなと、つまり、役場に来られる方々、外から来られる方々は、やはりこう役場という場所を、やはりこのいつも来てる場所ではありませんので、緊張感を持ったり、あるいは、何ですかね、初めての場所というふうな形で思われて、非常に戸惑いが多いんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味合いでは、丁寧過ぎても、丁寧過ぎる以上に丁寧にしてもいいんじゃないかと、そのくらいの気持ちで接することが、非常に重要じゃないかなというふうに考えます。そういうところから、この扱い方が、その現場を見てませんので言えませんけれども、非常に手厚く接することが、大事ではないかなというふうに感じます。

そういう意味合いで、いろんな研修の仕方もあるわけなんでしょうけれども、まずは、こういう指摘があったということ踏まえてですね、再度また原点に戻って、やっぱり接遇というところを見直していくことが大事かなというふうに考えます。いろんな機会で、そういう話はさせていただいておるわけなんですけど、人によりけりな部分もございますので、全体の水準が上がるのが大事でしょうから、そういう取り組みをしなければならないと。また、ある一面では、結構、役場の職員は非常に丁寧で、非常にいろんな形で対応がよかったという話も聞きます。

ですから、そういうふうに、皆さんがある程度のこの水準になっていくことが、やっぱり評価を高めるというふうに考えますので、そういうことでいろいろと迷惑をかけたといいますか、そういうふうな印象を持たれたんであれ、悪い印象を持たれたんであれば、改善への努力をさせていただきたいなと思ってます。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 今、町長が言われましたようにね、すごくその丁寧に対応してくれたというような話も聞くわけです。私も。それで、まあ一つの提案ですが、3年に1回ぐらいずつ、職場の異動を行っているわけですね。職員の。で、人間にはやはり性格というものがありますので、一概に皆同じようにはいかないと思うんです。

ですから、適材適所といいますか、3年、4年たとうがね、そこに必要な人っていうものは、おのずと決まってくるような気がするわけです。人間関係、すごくこの対応がよくて、そして、町民が帰るときには、いい気持ちになって帰るような対応をしてくれた。あるいは、そういう人がいるわけです。そういう人は、やはりそこに、そこばかりじゃなくても、そのように町民と接触するようなところに回す必要があるんじゃないかと思うわけです。この辺はやはり、町の執行部の幹部の方々の考えがそのまま反映してくるんじゃないかというふうに思うわけです。

で、今回の問題も、片側のその戸籍係のほうには、すごく素晴らしい人がいると、褒めてくれるわけですね。ところが、こっちでは、そういうとんでもない人がいると、そういうように極端な回答が返ってくるわけなんです。これは、そういう人をそこに置くからいかなのであって、接触しないところに置けば、そんなには言われなくて済むと思うんですよ。この辺をひとつ考えていただきたいというふうに思います。

自主・自立していく三股町ですから、やはり最初に都城と比較されるわけですね。で、都城はこうだけど、三股はこうだというような話をよく聞くわけです。そして、悪ければ、合併したほうがいいじゃねえかというようなことなんです。私、きょうも、きのうですか、現地視察で梶山とか、そこの小学校を見て回ったわけなんです。非常にいい体育館ができてですね、三股はそういう財政面については、素晴らしい運営の仕方を行っているなというふうに感じました。公債比率がですね、12%ぐらいですか、それ以下にずっと抑えていけば、そんなにその財政が苦しくなるっていうことはないと思うんです。ですが、そういう面ではいいわけなんです。もう一つ、もうちょっとなんだろうと思うんですが、職員の教育面は、徹底していただきたいというふうに思います。

また、私が、ちょっと頭にかちっと来るのは、スリッパを履いてね、庁舎内を歩いて人がいるわけなんです。これなんかもってのほかでね、やはりどういう対応を、どういうことが起こるかかわらんというような職場におりながら、スリッパであちこちしているというのはもってのほかだというふうにいつも思うわけですが、この辺の教育もひとつしっかりやっていただきたいというふうに思います。

そういうことをひとつお願いをして、第1の質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、畑かんなんです。このアからカまでの質問を出しておいたわけなんです。その中で、若い方が、農業に従事する人がいなくなるという時代に向かって、畑かんを、今から畑かんは、

恐らく10年先、あるいは15年先に蓼池のほうになるんじゃないかというようなことを私は考えているんですが、そういった場合に、果たして水を引っ張って、その水を利用して付加価値の高いもの、あるいは、その水によって恩恵をこうむる人がどれだけいるかということだと思っ  
てますよね。

私は、そういうところをね、町がこういうものをつくって、そして、畑かんを利用してやっ  
ていくことによって、農業で食っていけるというような、そういう考えのもとに畑かんを奨励する  
のであれば、そりゃ、それでいいと思うんです。

しかし、そうじゃなくて、ただ、国のほうから畑かんをやれということで、それに従っている  
ということであればね、昔の人間は、右を向けと言ったら右を向いておった時代があったと思う  
んですが、今の人たちは、右を向けと言ったって右を向いていませんよ。右を向けと言ったら左  
を向く人がたくさんいます。

そういう時代に、やはり町としてそれを奨励するのであれば、やはりその裏づけとなるものを  
出してもらって、そして、畑かんに対するそのメリット、あるいはデメリットも出してもらって、  
そして、判断するようなそういう方向に持って行っていただきたいというふうに思うんです。

私が、デメリットと申し上げたのは、私のところは、周りが全部畑なんです、それで畑かん  
になろうとしているわけなんです、そのちょっと先は、もう都城の土地です。そこは、畑かん  
から外れているわけですね。そうすると、そっちは家が建って、こっちは家が建たない。そうす  
ることによって、畑かんによって、土地が幾らもしないというようなデメリットばかりが残  
るわけですね。

それによって、百姓が、果たして喜ぶかといったらとんでもない話だと、私は思うんです。こ  
の辺を、先ほど私が言ったように、その町がどういうものに向かってやれば、百姓で食っていけ  
るから、若い人たちの百姓に従事するような人が、どんどん出てくるような施策を出していただ  
くのであれば、私も反対はしません。しかし、今のように、ただ、畑かんだけをやるということ  
に対しては、猛反対であります。この辺は、町長、どのように考えておられるか、今考えておら  
れることだけでいいですから、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 畑地かんがい事業につきましては、この都城管内の約4,000ヘク  
タールの土地に、三股は320ヘクタールですかね、そういう計画の中で、このダム  
の容量から、そして、この幹線の水路、そしてまた、それぞれの事業区域を  
ですね、設定して今現在進めておりまして、そして、平成22年度で国営事業が  
終わったと。これからはまた、県営事業関係、末端のほうになっていくわけ  
なんです、先ほどお話ししましたように、今、本町では宮ノ原第一地区が  
終わりました、そして今、餅原、それからまた、高才第二ですね、そして、  
今度は宮ノ原

第二というような形で進んでいって、今言われるところの蓼池方面は、前方第三ですかね、そちらのほうになるわけなんですけれども、それぞれの地域の中で、この農業者が、いらっしゃいます。

そしてまた、集落営農等も進めております。やはり、これからの農業、だれが担っていくのかとなったときに、それぞれの戸別な農家がすべてのものやっけていくというのも限界に来ておりまして、ですから、認定農家とか、ある程度、これから本気になって農業で飯食おうというところが、この地域の農地、そして、この緑を守っていくんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味で、蓼池のほうでも、やはりこの酪農をされてたり、それから、ハウスをされてたり、いろんなこの農家の方がいらっしゃいます。そしてまた、集落営農というのも今後の課題でございますけれども、そういうところが中心になって、これからの農業を背負っていく農家になったときに、やはり水があるということが、これからの農作物、何をつくっていくのかというときに、非常にこの有利な材料になっていきます。

例えば、お茶をやるとしても、その地域を全体的にお茶でやっけていくと、近くに、茶の工場もできました。そういうときにも、やはりこの水というのは欠かせない。そしてまた、いろんな畑地作物をつくるにしても水がないといかん。

今回、口蹄疫関係で、非常にこの牛のほうが大打撃だったわけなんですけれども、やっぱり宮崎県の農業の施策の中で、この牛に特化するんじゃなくて、やはりこの畑地との、この土地利用型との並立したところの農業の展開も、必要じゃないかというふうに言われております。

そういう意味合いも含めたところで、この畜産とこの土地利用型との水を使った作物との併存といいますか、そういうふうな農業経営というのも大事になっていくのかなというふうに思います。一般論で今申し上げて申しわけないんですが、そういうふうな農業形態をつくっていくときに、やはり蓼池のほうのあの地域は、非常に魅力ある一体的な土地かなというふうには思っています。

ただ、あそこは、インターに非常に近いものですから、そしてまた、工業団地にも近いものですから、非常にそちらのほうでも魅力ある土地だというふうに考えてますので、今後のその区域の事業展開においては、地域の声を十分聞きながら、今後は進めていきたいなというふうには考えているところです。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 今、町長が言われました、一方のほうで魅力ある蓼池方面ということなんですが、事実、私も、そうだから反対しているわけですね。私が、蓼池だけをこうして上げたのは、全体の畑かんについては、私は反対はしません。蓼池の、あの、何ていいますか、地域ですね、今からどんどん発展すると思うんですよ。



で、そういうところに畑かんを持ってきたばかりに、農地から宅地、あるいは、そういうその買い手が来たときに、売れないようなそういう状態にはしたくないわけですよ。ですから、畑かんにするかわりに、条件として、自由に売り買いができますよ、そして、家も建ちますよという条件のもとに畑かんを持ってくるんだったら、私は大賛成ですわ。

ですから、そういうふうに持っていただけのんだたらね、これは、水が来たほうがよっぽどいいわけですから、ですから、その中では、百姓に農地として活用する人もおるだろうし、それから、自分の、何ていいますかね、財産形成の上から家を建てる人もいるだろうし、そういうものであれば、私は一つも反対しません。

ですが、今から発展が目に見えているようなところを、その畑かんによって縛られて、にっちもさっちもいかないような、そして、だれもつくり手がいないというような地域にはしたくないわけなんです。これをひとつ考えていただいて、今からどのように社会は変わっていくかわかりませんが、私の考えとしては、どんどんどんどんその北のほうに都城の中心が移ってきて、そして、インターを中心に周りがどんどん栄えてくるんじゃないかというふうに思うんです。

その辺をひとつ考慮していただいて、いろんな機会にこういう意見があるので、ひとつ外してくれんかというようなことを言っていただきたいと、三股町の一人の考え方でできるものじゃないと思うんで、その辺をひとつ町長、あるいは、執行部の幹部の方は、肝に銘じて頑張っていたきたいというふうに思います。私が一番言いたいのは、そこなんです。ひとつよろしく願いをいたします。

町長、何かもう一つ言葉があれば、お願いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股町は、もう工業団地等、もうあの地域は大分埋まってきました。まとまった土地はございません。そしてまた、前の工業団地といいますか、そちらのほうも、非常にこの空地といいますか、空き地が少ないという状況で、やはり先ほど言いましたような魅力ある土地が、議員の周辺にあるなというふうには考えていますが、今のところまだ、計画としては、町の計画、そしてまた、この管内の計画としては、畑地かんがいの受益という位置づけでございます。これについては、今言われたような意見があるということは十分踏まえながら、また行きたいと、十分踏まえながら行きたいというふうに考えます。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 農道の件なんですがね、国土調査が入って、全部測量が終わったわけですよ。そして、くいを打っていったんだけど、ところが、あのくいなんか、ほとんどもう今はないわけですよ。もとの状態になっているわけです。それで、大型トラクターを持っている人なんか、行きすりができないというようなこう道路の方を削ってですね、非常に危ない目に

遭うということですよ。こう斜めになっているから。

ですから、私がここに書いてるように、戦後60年、あそこをずうっと畑をつくっているわけですがね、それで、舗装されているのは、あっちに行っているのが2本ですか、一つは、広域農道っていいですか、私の横を走っているやつがね、それから、もう一つ、こっちに福永樹脂のこっち側の上沖か、漬け物屋のあそこを走っているね、あれが2本なんですよ、あとは、全部昔のまま、60年前のままなんですよ。

この辺は、ひとつ私であればね、私であれば、畑かんをどうしてもやるということであればね、やはり、その人たちの気持ちを害するようなことじゃなくてね、その人たちの気持ちが、なるほど畑かんにするためには、早く舗装してくれたなというような感じを受けるような、そういう政策をとってくださいよ。

そして、畑かんを、後から畑かんをやってくれやってくれと言えばね、あんたらのところも早く、よそは舗装をしてないのに、ここだけは舗装を早くやったじゃないか、ひとつ賛同してくれというようなことになればね、やはり人間は変わってくると思うんですよ。何もかも後回しにしてね、畑かんが終わらないと、ここは舗装しないよというような状態であればね、絶対とことん反対するということになると思うんですよ。その辺をひとつ最後に考えていただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

-----  
○議長（東村 和往君） 発言順位4番、福永君。

〔1番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（1番 福永 廣文君） 私も、原田議員に続きまして、今回の震災におきまして亡くなられた方、また、被災に遭われた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

私、町長の安全安心な町民の暮らしを守るまちづくりについてということで、ご質問したいと思いますが、先ほどの原田議員の当初のあいさつにもございましたけども、三股町は、自然災害の非常に少ないところで、住みやすいところだという認識を私も持っておりますけども、四十数年前に、勝岡の新坂で当時の中学生が4名、女の子が亡くなりましたし、また、数年前は、梶山のほうでも土砂災害で亡くなられております。

こういうことをちょっと考えますときに、町長、また、関係課長も、現場を視察いただいたと思うんですけども、勝岡小学校の北側の土地の造成について、ちょっとお伺いしたいと思います。

ご覧になったように、近隣の住民の方々は、いつ、もし大雨なんかであそこの土砂が崩れるちゅうんではないかというような不安を持っておられます。勝岡地域には、急傾斜の災害危険地域が多数ありますし、新たに、このような危険と思われる土地を人工的に造成することに関して、町

として何らかの規制はできないのかということ。

次に、もし、このような土地造成について災害が発生した場合、その責任についての町としてどう対応されるかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

あとは、質問席で質問します。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 安全安心な町民の暮らしを守るまちづくりについてということで、勝岡小の北側の土地造成について伺うということで2点ございました。この人工的な造成に対して何らかの規制はできないかという点と、災害が発生した場合に、その責任について町としてどう対処されるかということでございますが、次のとおり答弁させていただきたいと思います。

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所が70カ所ほどありますが、宮崎県が、急傾斜地として指定しているのは、このうち、30カ所となっております。ご指摘のように、県が指定している30カ所のうち、7カ所が勝岡地区となっております。昭和44年の勝岡新坂での土砂崩壊災害に見られるように、急傾斜地による危険区域指定が多い地域となっております。

ところで、勝岡小学校北側、盛り土造成されている箇所に関するご質問でございますが、当該地は、平成5年6月、都市計画法附則第4項の規定による開発行為申請及び農地法第5条許可申請が出されまして、平成5年の11月2日に、都市計画法附則第4項の規定による開発行為の許可。そして、平成5年11月25日に、農地法の5条の県の許可があったところでありますが、開発行為の工事が、未着手の状態となっていました。

また、土地の所有権は、許可を受けた方とは別の方に現在移転されておりまして、平成21年7月には、宮崎地方裁判所都城支部よりの地目照会に対しまして、現況、「非農地」として宮崎地方裁判所都城支部への回答を行っている土地であります。

現在の所有者、現在の造成している業者の方でございますけれども、その方に照会しましたところ、現在、その造成した土地に建築物を建設する計画等はないが、盛り土については法的に問題ないと、特別、問題は発生させてないという回答でありましたので、本町では、県及び宮崎県、本庁のほうですが、そして、土木事務所の開発行為担当へ、開発行為の許可の地位承継、以前、この土地を開発行為の許可がおりています。農地法5条の許可もおりています。

それで、その所有権は変わりましたので、その許可自体が、承継されるのかどうか、その問い合わせ、そして、開発行為の許可取り下げ等の有無、その上には物をつくらないということですから取り下げ、に調査をお願いしたところでありましたが、先週、開発行為許可申請の取り下げの指導を行ったと、県のほうは取り下げの指導を行ったという連絡がございました。

このために、現在、町行政としては、先ほど言いましたように、農地法5条の許可ですから、

受けて、そして、裁判所のほうには、「非農地」ということで回答しておりますので、これは、農地法の及ぶところではないと、農地ではないということですね。そして、今度は都市計画法上の規制、要するに、今回は開発許可の申請を取り下げましたので、ですから、この農地法、都市計画法上での規制というのは難しいという状況に現在あるところでございます。

本町では、特に、災害等危惧される住民からの要望、要請等に関しましては、関係機関への照会や防災上での協力要請と、住民の安全に配慮して適切に対応しているところであり、現土地所有者に対しましても、盛り土面の安全対策について、協力要請を行ったところでございます。

つまり、そういう法的規制ができなければ、町の防災上の観点から、やはりこの盛り土面が、隣の地権者の方々に脅威を与えているわけですから、そういうところの指導、そういうところについて隣の方に、そういう脅威を与えないようなやり方をやってくださいという協力要請を行ったところでもあります。

そこで、このような土地造成について、災害が発生した場合は、その責任について町としてはどう対処されるかとの質問でございますが、町としましては、先ほど言いました防災上の観点から、関係者への防災意識の向上・啓発とともに、関係者への協力要請を積極的に行っていただきたいと。つまり、これについては、民事上の問題になっていくのかなというふうに思います。町としてできるのは、要するに、相手方に対するそういう防災上の取り組みの観点から、防災上の観点から、そういう盛り土面の指導等をやっていききたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（東村 和往君） 福永君。

○議員（1番 福永 廣文君） 町長、また、関係課の課長も現場をご覧になって、率直にもし自分があそこに住んでいたらどうお考えになるか、法的には、上の業者については何も非はないということでございますけれども、率直に現場の住民の立場になったときにどうお考えなのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 現場を見させていただきまして、要するに、隣の方とは、何メートルか距離ありましたけれども、非常にこの高さ、四、五メートルあったんでしょうかね、結構高いところ、そしてのり面自体が、こう鎮圧とか、そういうのをされてないように見えました。

そういうことで、もし、大雨等、雨自体は、私道のほうに落ちないように、ちょっと道路のほうに傾斜がつけてあったように思います。ですから、向こうに落ちない。しかし、大雨等でそののり面等に、ある程度水が行った場合に、相当な崩壊の危険もあるなということ、やはり隣の方は相当なやはり脅威というか、やはり感じていらっしゃるんじゃないかなということ、やはりちょっとびっくりしました。ですから、早速、その業者のほうを呼んで、そして、きちっと現

場で話をすべきじゃないかなという指示をしたところでございます。

○議長（東村 和往君） 福永君。

○議員（1番 福永 廣文君） もし、災害が発生した場合に、土地所有者と住民との個人的な訴訟と申しますか、そういうふうになった場合に、町として全然関与は、もし住民の側から何とかしてくれというような要望があった場合、関与はできるかできないか、そこあたりはどうでしょうか。個人的な訴訟となった場合には、もう町としては、一切タッチできないという立場なのか、そこをちょっと伺います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今のご質問でございますが、現時点で、これが訴訟になるかどうかというのは、そこに、そういった状況が発生して、そこが崩壊し何らかの損害を与えたというときには、当然発生するんだろうというふうに思います。

その前の段階、予知される段階で訴訟になるかどうかということとは、ちょっと、こちらも、その辺の状況を調べてみないと、何とも言えない部分かなというふうに思いますので、今後ちょっと検討ちゅうか勉強をさせていただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 福永君。

○議員（1番 福永 廣文君） 私が言ったのはもう実際、災害が起きた場合のことですよ。もう、その以前に訴訟ということは、ちょっと考えられんわけですけども、いざ被害が起きた場合のことです。それが起きないように指導はしていただけるというのは、十分わかっておりますけども、今度の震災でも予知されないようなことが起こるかわかりませんので、そのときのことについて伺っているわけでございますけども、即答が難しかったら、またでもよろしいですけども。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど申しましたように、隣人同士の争いといいますが、隣人同士のこの関係でございますので、一応、もしこの危険性があれば、隣人としてその造成の差しとめ請求とか、そういう法的な部分も事前にもあるんでしょうけども、今言われるのは、それが起こった後にはということですけども、それも、やはり民事上の問題になっていくのかなと、だから、町としては、そうならないような取り組みを指導をしていくと、行政指導していくというような取り組みをさせていただきたいと思っております。

○議長（東村 和往君） 福永君。

○議員（1番 福永 廣文君） ぜひ協力といいますが、法的には今問題はない状況でございますけども、住民の不安を考えたときには、いろいろな大雨のときなんかは目配りしていただいて、状況を適切に判断して災害が起こらないように、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（東村 和往君） 発言順位5番、池田さん。（発言する者あり）長うかかりますか、（笑声）3時10分まで本会議を休憩します。

午後2時54分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。  
池田さん。

〔7番 池田 克子君 登壇〕

○議員（7番 池田 克子君） まず、今回大変な惨事となっている東北・関東の皆様方に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を祈り、でき得る限りの支援をしてまいりたいと思っております。

では、通告いたしました町長の施政方針の具体的施策のそれぞれについて、お尋ねいたします。

昨年9月、新町長になられて初めての新年度を迎えるに当たり、町政運営の決意のほどを述べられました。提唱されたマニフェストにのっとり、実現に向けて全身全霊をささげるとの力強い決意は、今後三股町を大きく発展させてくださるものと大いに期待するものであります。

さて、「言うは易く行は難し」とは、なかなか含蓄のある言葉ですが、日ごろ自分への戒めとして心がけているところでもあります。それは、言ったことは責任が伴うということでもあります。責任の重大さを痛感されている町長にお尋ねいたします。重点施策として、「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」を掲げておられますが、その中の歴史を尊ぶことについて、精神的な思いだけで済まされるのか、その思いを具体的な形として伝承されるのか、言葉の重みをかみしめながらお答えいただきたい。

歴史と言えば、当町にも、古代に使用されていたであろう土器があちこちより出土し、長い長い歴史があることを感じさせられます。しかし残念なことに、これらの歴史が、町民の皆様の共有財産として感じておられる方がいかほどおられるか、乏しい限りだと思ふのは、私ばかりでありましょうか。

そんな中、三股郷土史研究会の方々が、懸命に語り継ごうとされているご努力には、本当にありがたく頭の下がる思いでいっぱいです。この精神を延長するならば、当然、行政としても、歴史的な資料を大事に保管すべき責務があると思われませんが、これまで歴史的資料とされる物品に対して、どこにどのように保管されているのでしょうか、その状況についてお伺いいたします。

私たち町民は、貴重な歴史的資料をいまだかつて見たことがありません。今回、弓道場の建設

予定と当初予算にもあり、提言の中にもありましたが、弓道場となるやかたや跡地は、どのように利用されるのでしょうか、歴史資料館としてリニューアルできないか、お尋ねいたします。

次に、「アスリートタウン三股」づくりの一環として、「チャレンジRUN&ウォーキング大会」は町内外にも定着し、参加者が年々増加していることはまことに喜ばしいことだと、大いに評価できるものではないでしょうか。

しかし、それらをもっと発展させて、「スポーツタウン三股」としてとらえれば、地域の振興にもつながるのではないかと期待するものであります。スポーツタウンとは、町を挙げてゲームの開催に協力し、スポーツをビジネスとしてとらえ、それを地域振興につなげていく町にするということであります。

まちづくりはどうすればよいか、どうすれば発展できるのか、まさに町民との協働を促す絶好の機会ととらえられるのではないのでしょうか。「アスリートタウン三股」から「スポーツタウン三股」として、発想の転換ができないかどうか、町長にお尋ねして壇上からの質問を終わります。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 施政方針の具体的な施策についてということで、まず、歴史と伝統を学び、豊かな人間性を育む文教のまちづくりについてのご質問でございますが、三股町には、石器や土器をはじめとして、戦国時代や江戸時代の史跡や言い伝え、数百年前に始まったとされる郷土芸能など、貴重な歴史資料が数多く、今に伝えられています。

近世になってからも、三島通庸公による山王原の開拓や産業・教育の振興、三股駅の開設、あるいは戦後の復興や道路建設、工場の誘致など挙げればきりがないところでございます。こうした先人の苦勞とたゆみない努力の結晶として、今の三股町があり、「文教みまた」と言われる風土も培われてきました。

歴史を尊ぶというのは、個人それぞれの資質に、また感性に関わることであり、難しい課題でもありますが、私は、こうした郷土の歴史や先人の業績を知ることが歴史を尊ぶことになり、郷土愛を育む一つの大きな要素になるのではないかというふうに思っています。

郷土の歴史を学ぶ学校の取り組みといたしまして、以前から、児童生徒が運動会、体育大会時に郷土芸能の披露を行っておりますし、また、現在進めている小中一貫教育、この中でも、全小中学校の共通実践項目として郷土学習を設定し、郷土の歴史などを学ぶ活動を行っております。また、一般町民を対象としたものとして、史跡めぐり、出前講座などを実施しており、毎回多くの参加が得られているところであります。

今後の課題といたしまして、郷土の歴史を学ぶ材料の充実を図り、町民に提供していくことが必要であり、具体的には、三股町史改訂版の見直し、この三股町史の改訂版は、昭和60年

11月1日発行でございますので、もう25年ですか、ぐらいですね、たっておりますので、その見直し、それから、郷土の歴史に関する小中学校向けの副読本の作成、それから、ホームページなどで文化財のわかりやすい紹介などを今後計画していきたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、歴史的な資料の保管状況について何うというご質問でございますけれども、歴史的な資料の保管場所として、中央公民館内に郷土資料室があり、ガラスケースに収蔵しているものについては、乾湿剤を用いて良好な保管に努めております。また、ガラスケースに収蔵できない民具や農機具などについては、毎年1回害虫駆除を行い、他市町村の資料館と同等な保管に努めております。保管には努めているわけなんですけれども、場所として非常に手狭な部分もございまして、非常に資料館としては満足できる状況ではないというふうには認識しているところでございます。

このほか、三股町史や三股町史改訂版、三股の民族芸能、三股の石造文化などの刊行物、他市町村などから送られたきた歴史刊行物等については、郷土資料室が手狭なこともございまして、執務室である文化財室の書棚に保管しているところでございます。

そういうことから、弓道場の建設を予定するとあるが、現在の弓道場を歴史資料館として転用できないかというご質問でございますけれども、現弓道場は、昭和52年に建設されて既に33年を経過し、壁面等が錆びるなどして、至るところが破損しておりまして、老朽化が著しい状態となっております。

また、弓道場の構造は、矢を射るところ、すなわち、射場が床と屋根のある建物の部分、射場からのみでは、床も屋根もない屋外構造であり、歴史資料等の収蔵、展示という点では十分なスペースを確保することができません。

そういうことで、歴史資料館としての転用は考えておりませんが、中央公民館の郷土資料室自体も決して広くはなく、かつ発掘した埋蔵文化財等を整理する作業場もないのが実情ですので、何らかの施設が今後必要だろうというふうには考えております。歴史資料館、あるいは、その類似施設については、建設の問題も含め、今後の検討課題だろうというふうに思っているところでございます。

なお、現弓道場の跡地については、武道体育館の駐車場が狭く、利用者が不便を感じておられますので、駐車場を拡張する方向で計画していきたいというふうに、今のところ考えています。

続きまして、④でございますが、「アスリートタウン三股」づくりを一步前進させて、「スポーツタウン三股」として発展させれば、地域の振興につながるのではないかとご質問でございますが、答弁といたしまして、「アスリートタウン三股」は、町体育協会が、10年以上前から掲げてきているものです。



協会では、これまで「アスリートタウン三股の創造」をスローガンに、さまざまなイベントや各種事業を行い、その周知に努めてきました。町でも、この取り組みに対して支援協力を行っており、その結果、県内外の各種競技大会で、本町の選手が次々と優秀な成績を上げ、「アスリートタウン三股」としての知名度も、次第に高まってきているように感じております。

1月9日に、第1回の宮崎県の市町村対抗競走駅伝大会がございました。その競走の部でも優勝ということで、この「アスリートタウン三股」の名前を県内に発信したところでございます。また、こうした大会での好成績を背景に、スポーツを楽しむだけでなく、一層のレベルアップを目指して、日々練習に取り組んでいる町民が増えてきていることも、本町の新たな特色となっているようであります。

現在、本町では、スポーツ振興計画の策定に取り組んでおります。この計画は、本町のスポーツの現状や町民のスポーツに対する意識を分析し、地域に適合した生涯スポーツの盛んなまちづくりの実現を目指すもので、その中で、これまでスポーツ振興の柱として掲げてきた「アスリートタウン三股」というスローガンについては、今後も継続していくこととしております。

「アスリートタウン」を一步前進させて、「スポーツタウン」というご提案ですが、本町の目標は、生涯スポーツの盛んなまちづくりであり、言いかえれば、「スポーツタウン」を目指しているというものと同じだというふうに考えます。

ただ、表現としまして、この「アスリートタウン三股」という言葉を十数年前から、この町体育協会が注視しながらこの言葉を使用していますので、これを継続しながら今後とも、普及・発展に努めていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） いろいろご回答いただきました。まず、1でございますが、三股町憲章にも、「先人の偉業に学び」とあります。先人が、何を残してどのように生きてきたか、そして、その偉業とは何か、それをどのように学ばよいか、町民の皆様が、それを知るきっかけが何も見えてこないのではないのでしょうか。町長の歴史を尊ぶ観念を、今ほど述べられましたけれども、こういう今の疑問点を考えますと、尊ぶという観念は、どういうことなのかなってということで、いま一度、お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど答弁で申し上げましたけれども、三股の歴史を振り返りますと、縄文時代、そしてまた弥生時代と、こうあるわけなんです、それからまたこの戦国、そしてまた江戸、そして今日、明治に至ってからの本町の開拓というところがございます。特に、

この明治から始まりましたこの三股町の開拓というところで、三島通庸が中心になりまして三股町の開拓、そして、その中に、土地改良事業ほか、いろんなこの先人等が汗を流して、この三股町の礎をつくっていった。やはり温故知新と言いますけれども、やはり「古きをたずねて新しきを知る」、そういう意味合いで、過去の先人たちのやはり業績等を理解するという意味合いから、先ほど言いましたような歴史教育、学校での歴史教育を郷土学習をしております。

そしてまた、この郷土芸能というの、やはりこの過去の歴史を学ぶ一つのきっかけになっていく。そういう意味合いから、この取り組み、こういうのを今後充実させていきたいと。

それとまた、三股町史改訂版、このあたりの見直しなんかも、先ほど郷土史研究会のお話もございましたけれども、そのあたりも大分高齢化してきておりますので、その後の人材も含めて、今後これについてどう取り組むかということも、検討させていただきたいなというふうに思います。

そういう意味合いから、この島津とのかかわりが、非常に三股町は強いわけなんですけれども、それにまつわるところの歴史も結構ございます。そういうところで、この出前講座、あるいはまた、史跡の訪ね歩きとか、いろいろな取り組みをしておりますので、そういうところをもっともっと充実させていくことが必要かなというふうに考えてます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 今、三股史の改訂版ですか、改訂版を今後つくっていくというようにことも計画されているようです。で、そういうものも含めて、学校の教育の中とか、あるいは伝統芸能の伝承、いろいろな作品の伝承、これらは、大変歴史を見る上でも、これ、大事なことでと思います。しかし、これらは大きく言うと、文化としてとらえられるのではないかと思います。

ですから、歴史というのは、残さなければ、残そうと思わなければ、残らないと思います。その時々の中での生活の中ではぐくまれた史実でありまして、先人があって自分たちがあるということをもっと大事なことで受けとめるということであれば、やはり物の形として伝承し、それが、みんなが知ることによって子孫に伝わるということを考えますと、史実ということで、確かに目に見えるものとしては、その本としては見るができると思うんですけれども、やはりその時々に使った物として、あるいは、土器とかそういうものは、形として残ってきているわけですから、やはりそういうものの歴史の重みっていうか、そういうものが直に伝わる手段として考えたならば、やはりここにもありますけれども、形で尊ぶっていう意味合いで、町長としては形という、それに対して固執しますけれども、その形っていうものは、形で残そうとか、そういうものとしては思われないんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 歴史を勉強するというか、歴史を振り返るという中で、今言われた形というのも、非常に大事だと思います。そういうものを今、町の歴史資料室なんかにも幾つかございますけれども、明治・大正・昭和の初期あたりに使ったいろんな農機具、また、そういう道具とか、いろんなものがございます。

また、それ以前のものとしましては、また、さっき言いました縄文、弥生なんかの土器とか、いろんなものがございますけれども、また、それ以降のいろんなこの、今では文化的な資産みたいな形になってるそういう器具等、それとまた、史跡としてのやっぱし残すべきものと、いろんな多様なこの残し方、そして、発見の仕方、あるいは、勉強、歴史の見つめ方等、いろいろとあると思いますので、それぞれが大事だろうというふうに思います。

ですから、まずできるところからやっていきたいというように考えますが、まずは、先ほど申しましたように、今、この歴史資料館というか、そういうのも将来的な課題だろうと思いますけど、今のところ、財政的含めて、そして、町の長期計画を含めたところでは、ちょっと今のところは難しいところもございますので、できる範囲でそういうものを大事にしながら、形として残していくということも大事だというふうには認識してます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 今回、当初予算に、大鷲巣首塚の遺跡に対する用地買収費が計上されています。私も、实际的言って、あそこに首塚があるとは全く知りませんでした。

ですから、今になって、なぜというような思いがいたしたところでですけども、これ、一つとってみても、三股の歴史に対する意識の甘さがあるような気がいたしております。思いは、形にしなければ伝わらないわけなんです。今まで出土された土器とか、あるいは、さっきおっしゃった農耕のために使用された器具とか、その他歴史的な資料は、町長が答弁の中で公民館のどこか、部屋の隅で眠っているというようなことでもう答弁されましたので、それは事実だろうと思います。

ですけど、じゃ、これが果たして、このままでいいのかということをお考えすると、ほんとにこの件に関しても、真剣に考えていただかなきゃならないと思っている次第です。

で、その資料が、ある程度あるとは思いますが、よくテレビで今やってるのが、お宝拝見とか、ああいうものがあつたりします。じゃ、三股の方々の中で、あるいは、そういう歴史的なそういうものを持っていらっしゃる方も、いらっしゃるかもわかりません。で、そういう方々に対して、町はどれぐらい把握されているのか。

ですから、それは、ひいては、歴史っていうものの重さ、そういうものに対する取り組みにもかかわってくるかなと思うんですが、そういう貴重な歴史的な物品に対する町民の方々への把握、こういうものはいかがでしょうか、されているでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今のご質問については、基本的には、個人的にどのようなものを収蔵されているかということについては、教育委員会としては把握はしておりませんが、中央公民館の建物ができたとき、郷土資料室をつくるときに、そこに収蔵するものについて、ありませんかという呼びかけをしているということで聞いております。

それと、基本的に、三股町の町のつくりっていうんですか、明治に入る段階で、三島通庸公が、三股改革ということで、三股郷をつくられたわけですけれども、そのときに、勝岡郷、梶山郷、そのほか、宮村のほう、あちらを集められた格好で三股町として成立していったということで、もともとが一つの町っていう形成はしてなかったということと、それと、一つのお城を基準にした城下町でもなかったということから、今、教育委員会のほうで把握している段階では、町のほうには、ある意味で古文書、こういうものはないだろうという格好でとらえておるところです。

今後、今、町長が言われましたように、将来的に三股町史改訂版の見直し、そして、小中学校向けの副読本の作成、さらには、そういうものを収蔵するための資料館、あるいは、その類似施設等、そういうものを手がけていく段階で、今後、順次、その辺の収蔵物、その辺の把握はしていきたいということでは考えております。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 歴史っていうのは、もう当然、待つてはくれないものですね。ですから、ほんとにその時々の方々が、どうそれをその時点で真剣にとられるかということで、これから後々の子孫の方々へ、大事な資料として引き継いでいけるんじゃないかと思っておりますので、ぜひこの件に関しては、今の町長さんを中心にして、真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

で、これは、歴史資料館としては、以前から必要性を取り上げられていたはずでもあります。さっき答弁の中でありましたが、この弓道場の跡地に対しては、駐車場にするとかおっしゃいましたんですけれども、この歴史資料館というのが、とても立派なのがないといけないとか、そういうことでもないと思っておりますし、あるいは、どこかの空きやかたあたりを物色できればそれでもいいのかなというようなことも考えられますし、あるいは、よく積立金というのを検討していただいておりますけれども、それに向かっての積立金をして、何年後かには完成するとか、そういうほんとに第一歩を踏み出していただいて、そういう資料館等への検討を今後していただきたいと思っておりますので、町長のもう一度の決意のほどをお尋ねしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 以前、この歴史資料館については、各市町村で規制があったような歴史がございます。資料を復元したり、そこを歴史資料館としたり、もう立派な建物等を目指した歴

史資料館というのがあっちこっちであったわけなんですけれども、今おっしゃるように、この歴史資料館については、そう立派な云々というんじゃなくて、やはり今あるものを十分展示できて、そしてまた、町民の皆さんに理解できるようなスペースと、それとまた、そういう中身の充実をさせるべきであって、箱物については、いろいろと検討させていただきますけれども、豪華、しよしゃな建物云々という形じゃないような三股町の身の丈に合ったといいますか、そういうふうなもので今後検討させていただきたいと思ってます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） それに関して、ちょっとつけ加えておきたいことは、最初から申し上げたように、町民の皆様方が共有財産として、我が町の歴史はこういう中であったんだっていうものを感じられないっていうところに問題点もあるかと思しますので、やはり町民の皆さんが、あそこに行けば三股の歴史がわかるというような形で取り組んでいただきたいんです。物っていうのは、そこに置いておけば、それで済むのは済むんです。

ですから、さっきおっしゃったような中央公民館の一室に置いておけば、じゃ、それで済んであるちゅうのが現状であるわけですので、そうじゃなくって、町民の皆様が共有できる、あるいは、他町の方々、他の県の方々が、三股のそういう歴史について、ああ、こういう歴史が三股にあるんだねっていうことを、要するに来ていただいて、それを、三股のすばらしさというものを、そういう中から気づいていただければいいし、知っていただくちゅうことが、また、三股へのまたアピールにもなるという思いもいたしますので、その辺も含めたお願いということをつけ加えさせていただきたいと思えます。

次に行きます。4番目であります。町長はですね、再々住民との協働を訴えておられます。それは、大変重要なことでもあります。行政や議会だけでまちづくりができないのは当然であります。住民があって、住民のための施策というのは、これはもう、さっきも言いましたが当然であります。

そしてまた、まちづくりのポイントはそこにあると思えますし、いかに住民の方がまちづくりに参加していただくかでもあるわけです。「アスリートタウン三股」は、大変歴史もそれこそあって、これが、悪いということではないんです。これ自体が悪いということではなくて、今スポーツっていうのは、そのスポーツを通してビジネスにも生かすチャンスがあるんだというようなことであります。

アスリートの町であれば、ほかのアスリートの方を呼び寄せて競技をしてもらって、そこにまた、その人たちを見るために人が動くと、で、その人が動くということは、そこに町民総参加の意味では、町に歓迎ムードで迎えたりとか、町を挙げて、それに対して取り組むことによって、これがまた町民の協働につながるんじゃないかということで、スポーツを通じた協働について、

町長はどのように考えられるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この「アスリートタウン三股」、先ほど申しましたように、町体育協会が、このまちづくりの柱として提唱したところでございます。ですから、このまちづくりに向かって、要するに町民主体といえますか、そういうところからのこの取り組みでございますので、これは、尊重したいなというふうに思います。

ですから、このアスリートのまちづくりが軌道に乗っているかということ、まだまだこれからという部分がございます。今のところ、このスポーツ少年団、それから、中学校、そういうところが主体になったところが、今、形ができつつあるなというふうに考えておりますけれども、まだまだこれを底辺拡大していくという意味では、スポーツという視点から、また健康づくりという視点から、町民総参加の取り組みが大事だろうというふうに思います。

そういう取り組みをするために、やっぱり協働という理念で、行政がやるんじゃなくって、やっぱり住民主体、例えば、総合スポーツクラブ、そういうところが主体になりながら、そういう地域の、このスポーツを一つの柱とした町の振興という観点からの取り組みが必要かなというふうに考えていますので、この「アスリートタウン三股」を今後とも、この言葉として使用しながら、もちろん言われるとおりの、「スポーツタウン」イコールでございますので、そのようなやり方をしたいなと思います。

また、このビジネスという意味合いでは、スポーツ、そういう取り組みも大事なんでしょうけれども、まだまだこれからかなと、今やっこのスポーツ振興計画というのもできまして、そしてまた、本町の場合は、この役場を中心にしたところの体育館という施設と、それとまた、旭ヶ丘という、ちょっと離れたところのそういう施設と、方々に分離されていますので、その辺を一体的にどうリンクさせるかということも大きな課題だというふうに思いますので、そういうところも含めて施設、そして、人の流れ、そしてまた底辺的な底上げ、いろんな多面的に、このスポーツというものを、ビジネスからもそうですし、健康からもそうですし、いろんな面から検討していきたいというふうに考えてます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 私が、通告の中で申し上げているように、一歩前進させるという意味合いで、「スポーツタウン三股」というものを通告をさせていただいたところでございまして、一番先に申し上げたように、スポーツを通したこのビジネスを生かすという意味では、人が動くことによって地域の活性化につながると。しかし、地域の活性化という意味合いでは、いろんなやり方があることにはあるんですけれども、この「スポーツタウン三股」、スポーツとしてのとらえ方、ビジネスとしてのとらえ方ってなると、これが観光、スポーツ観光につながってくるん

ですね。

ですから、これが、スポーツ観光としての役割がこれが大変だ、大きなものになってくるということなんです。で、それには、大変PRが重要になってきますし、細かくデータを蓄積してリピーターをつくっていくとか、あるいは、選手と地域が協力してコミュニケーションを図るとか、あるいは、お祭り感覚でスポーツが楽しめるような演出が必要であるとか、そういういろんな対策が当然必要になってきます。

そのために、行政としては、各部署部署ごとの専属的な方々を置いて、スポーツタウンとして発展させようというのが、このスポーツタウンのねらいでもあるわけですが、「アスリートタウン三股」を今後ずっと生かしていきたいというようなこともおっしゃってるわけですが、一步前進という意味合いでの「スポーツタウン三股」としてのとらえた方、これを発展させていこうかなというような思いで、そういう気概がないのかどうか、あるのかどうか、もう一度、町長にお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） もう言われるとおり、三股町の一つ柱として、このスポーツのまちづくりをやっていきたいなというふうに思います。やはり、町民が健康であること、これが、地域の活性化につながっていくわけですから、そういう中で、そのビジネスとしてとらえた中で、一つ、今この大きな三股町が対外的にやっているというのが、南九州中学校駅伝大会でございますけれども、以前は、この三股町だけで、三股町をネーミングにしてみましたけど、今度は南九州という大きな視点からの中学校駅伝大会ということで、文化会館を中心にしたところの一つのコースを設定しておりますけど、そういうところをこのアスリートというのも頭にありますので、冠でやっておりますけど、そういうところを広げながら、そして、多くの人がこの町に訪れて、そして、この地域の皆さん方が、そのスポーツ駅伝大会に参加するといいますか、ボランティアで参加するとか、いろんな形で盛り上げていただけるような一つのこのイベントとしての取り組みを進展させながら、今言われるような、イコールですから、アスリートタウン・イコール・スポーツタウンですから、そういうつもりで、よりこのアスリートタウンを進展させて、言われるようなスポーツタウンにするように努力はしたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） そういうことを計画するためには、人が集まるためには、交通手段のこととか、あるいは、その町独自のグッズの作製とか、あるいは、宿泊施設とか、あるいは、おもてなし等々、いろいろ手を打っていかないといけないと思います。

ということで、これを一々取り上げませんが、今後の政策の中で、スケールを大きく持たれてチャレンジしていただきたいと思いますし、これは、きょう、あしたにできる計画ではあ

りませんので、ぜひ今後の中で、さっき申したような交通手段とか、あるいは、宿泊施設とか、もうほんとに、三股は宿泊施設がございまして、来られても素通りで都城に行かれたりとか、本当にとどまっていただけない、残念なそういう部分もありますので、大きなスケールの中で、そういう宿泊施設に関してとか、そういうものも、三股だけじゃなくってその取り組みが、都城も巻き込んだ計画の中でチャレンジしていただきたいと思います。ぜひぜひ町長さんが前向きに考えてくださるということでしたので、今後の取り組みをよろしく願いしておきまして、私の質問を終わります。

○議長（東村 和往君） 一般質問は、これにて終了します。

ここでお諮りします。今定例会の一般質問は、本日すべて終了しましたので、18日は休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、18日は休会とすることに決しました。

○議長（東村 和往君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時46分散会







議事日程(第4号)

平成23年3月22日 午前10時00分開議

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑(議案第10号から議案第11号、議案第13号から議案第16号及び議案第18号から議案第37号までの26議案並びに平成22年請願第2号)

日程第3 討論・採決

日程第4 発議第2号上程

日程第5 質疑・討論・採決(発議第2号)

追加日程第1 議案第39号上程

---

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑(議案第10号から議案第11号、議案第13号から議案第16号及び議案第18号から議案第37号までの26議案並びに平成22年請願第2号)

日程第3 討論・採決

日程第4 発議第2号上程

日程第5 質疑・討論・採決(発議第2号)

追加日程第1 議案第39号上程

---

出席議員(12名)

1番 福永 廣文君	2番 指宿 秋廣君
3番 財部 一男君	4番 上西 祐子君
5番 大久保義直君	6番 東村 和往君
7番 池田 克子君	8番 原田 重治君
9番 中石 高男君	10番 山中 則夫君
11番 黒木 孝光君	12番 山領 征男君

---

欠席議員(なし)



39号「平成22年度一般会計補正予算（第9号）」の取り扱いについて協議を行いました。

その結果、議案第39号については、本日日程に追加して、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（東村 和往君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、追加上程される議案第39号については、本日日程に追加して、委員会付託を省略し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、追加上程される議案第39号については、本日日程に追加して、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

それでは、議事日程表の日程第5の次に「追加日程第1、議案第39号上程」とご記入願います。

---

#### 日程第1. 常任委員長報告

○議長（東村 和往君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（上西 祐子君） おはようございます。総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第13号、19号、20号、21号、22号、27号、28号、29号、30号の計9件でございます。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第13号「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてご報告いたします。

本案は、日当、在勤地、職の区分及び旅行地の区分について、諸般の事情から見直しが必要となり、旅行雑費、勤務地及び金額等を変更するため、職員の旅費に関する条例の一部を改正するものです。また、非常勤の特別職等の旅費についても、あわせて見直しの必要があり、関係する条例の一部を改正しようとするものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものとなりました。

なお、この議案とは直接関係ありませんが、議員の歳費が上がらない現在、議員の旅費とか旅行雑費など議員と職員が同額となっておりますが、この政務調査とか、そういうふうな意味で議員の諸般のことに関して、また議論をしてほしいというふうな意見も一部出ました。

議案第19号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算」についてです。

本案は、歳入歳出予算の総額31億1,069万5,000円から歳入歳出それぞれ1億

7,380万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,689万1,000円とするものです。

歳入については、国庫負担金の療養給付費負担金1億3,956万3,000円及び県負担金の保険財政共同事業交付金を3,740万9,000円を減額補正するものです。歳出の主なものは、保険給付費の一般療養給付費9,076万円及び予備費を8,746万2,000円減額するものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第20号「平成22年度三股町老人保健特別会計補正予算」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額345万円から歳入歳出それぞれ146万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198万4,000円とするものです。

歳入については、諸収入の返納金を増額、支払い基金交付金及び繰入金等を減額補正するものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第21号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額2億168万3,000円から歳入歳出それぞれ332万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,836万3,000円とするものです。

歳入については、葬祭費分の繰入金を増額、事務費分の繰入金及び健診事業受託費の諸収入を減額補正するものです。歳出については、総務費の扶助費を増額、徴収費、保健事業費を減額補正するものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第22号「平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額17億6,488万6,000円から歳入歳出それぞれ2,531万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,956万8,000円とするものです。

歳入については、介護保険料及び繰入金を増額し、国庫支出金、支払い基金交付金及び県支出金をそれぞれ減額するものであり、歳出については、実績見込みにより、総務費、保険給付費及び地域支援事業費をそれぞれ減額するものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第27号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計予算」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,534万8,000円と定めるもので、対前年度比3.5%の減となります。

歳入の主なものは、対前年度比で保険税が1.0%、共同事業交付金が5%の増で、国庫支出金が11%、療養給付費等交付金が24.4%、前期高齢者交付金が6.5%の減となっております。歳出の主なものは、対前年比で保険給付費が5.7%の減で、介護給付金が8.9%、共同事業拠出金が5.6%の増となっております。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものいたしました。

議案第28号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,829万9,000円と定めるもので、対前年度比4.3%の減となっております。

歳入については、保険料1億758万8,000円、一般会計繰入金8,263万2,000円を、歳出については、総務費2,352万7,000円、広域連合納付金1億6,672万5,000円、保健事業費771万6,000円が主なものです。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものいたしました。

議案第29号「平成23年度三股町介護保険特別会計予算」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,703万2,000円と定めるもので、対前年度比4,377万9,000円、2.5%の増となっております。

歳入については、対前年度比保険料が857万7,000円、3.3%の増、国庫支出金、支払い基金交付金及び県支出金が3,545万3,000円、3.1%の増、繰入金が27万円の減となっております。歳出については、対前年度比総務費が289万円、2.9%の減、保険給付費が4,476万2,000円、2.8%の増、地域支援事業費が190万7,000円、4.5%の増となっております。

審査の経過で、「高齢化の進行に伴って、介護を必要とする人が増加することは目に見えております。これからは予防に力を入れて、介護状態にならないように、行政や地域の支援のあり方をますます考えていく必要があると思います」、そういう意見がありました。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものいたしました。

議案第30号「平成23年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,085万円と定めるもので、対前年度比48.5%の増となっております。

歳入については、対前年度比サービス収入が18万円、1.4%の減、繰入金が695万5,000円、513.3%の増となっております。歳出については、対前年度比総務費が770万2,000円、74.6%の増、サービス事業費が89万円、23.9%の減となってお

ります。総務費がふえた要因は、80歳以上の老人2人暮らしの方を調査する事業を始めるに当たって雇用契約職員の委託料と地域包括支援センターシステムライセンス購入費のためであります。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○建設文教常任委員長（指宿 秋廣君） 建設文教常任委員会の審査の結果についてご報告いたします。

当委員会に今議会で付託された案件は、専決処分承認1件、条例改正案3件、平成22年度補正予算案3件、平成23年度当初予算案4件及び町道路線の廃止及び認定2件の計13件であります。

いずれの案件も慎重に審査しました結果、1議案については問題がありましたが、議案13件すべてを全会一致で承認及び可決すべきものと決しました。

それでは、案件ごとに説明いたします。

議案第11号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））」についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額2億8,687万円に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,797万円とするものです。

内容は、最終沈殿池に仮設屋根設置の委託料であります。

審査の過程で、新燃岳の噴火に伴い、緊急に実施する必要があるとのことで専決したが、その後大きな噴火がなかったことで発注せず、現在も未執行のままになっています。改めて工事の本質を見直しを行ったことは評価できますが、本来は緊急に行おうとするものが専決であることを考えて、今後の慎重な予算編成を問題点として指摘いたしておきます。

次に、議案第14号「三股町西部地区体育館整備基金条例」についてご報告いたします。

本案は、本町の西部地区に新しく体育館の整備を図るための基金を設置するものであります。また、本年度の当初予算での積立予定額は2,000万円です。

次に、議案第15号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご報告いたします。

本案は、三股町三股小、宮村小、梶山小の体育館完成に伴い、すべての小学校体育館が耐震化の工事が終了し、新しくなったため、使用料を各小学校を統一するものであります。

次に、議案第16号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」についてご報告をいたします。



宮村地区の宅地分譲予定地の中に建設した眺霧台小公園を新たに町立公園に指定するものであります。

次に、議案第23号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額4,434万7,000円から歳入歳出それぞれ18万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,416万7,000円とするものです。

補正の内容は、予算額が5,000万円以下のため、消費税の納付対象事業でなくなったもので、収入で一般会計からの繰入金を減額し、支出で公課費を減額するものです。

次に、議案第24号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額3,607万1,000円に歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,644万1,000円としようとするものです。

補正の内容は、施設管理費の委託料に不足が生じたために、一般会計からの繰入金で対処したものです。

次に、議案第25号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額2億8,797万円に歳入歳出それぞれ81万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,878万4,000円とするものです。

補正の主な内容は、工事箇所が国庫補助対象地域から対象外地域に変更したために、国庫補助金から一般会計繰入金に変更するものです。

次に、議案第31号「平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,334万円としようとするものです。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料1,143万4,000円と一般会計繰入金3,189万9,000円で、歳出の主なものは、施設管理委託料522万9,000円、公債費元金1,551万円及び利子1,060万3,000円です。

次に、議案第32号「平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,444万6,000円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料999万4,000円と一般会計繰入金2,444万4,000円で、歳出の主なものは、維持管理委託料515万円、公債費の元金1,663万円及

び利子790万6,000円です。

次に、議案第33号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億4,113万8,000円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、公共下水道事業負担金362万7,000円、公共下水道施設使用料3,501万9,000円、国庫補助金8,800万円、県補助金352万円、一般会計繰入金1億822万1,000円、町債9,706万4,000円です。歳出の主なものは、公共下水道事業の委託料2,741万7,000円、工事請負費1億7,100万円、公債費の元金5,391万1,000円及び利子の3,635万4,000円です。

接続率が約35%と若干のアップはありますが、まだ依然として低い状況は変わらないので、引き続き接続率向上のための行動をしてほしいとの意見がありました。

次に、議案第34号「平成23年度三股町水道事業会計予算」についてご報告いたします。

収益的収入の予定額は3億9,082万2,000円と歳出の予定額を3億7,447万3,000円として、資本的収入の予定額を5,390万3,000円と支出予定を2億5,028万1,000円とするもので、資本的収入額が支出額に対し不足する額1億9,637万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億3,813万4,000円、減債積立金1,000万円、建設改良積立金4,136万7,000円、当年度分消費税資本的収支調整額687万7,000円で補てんしようとするものです。

収益的収入及び支出で主なものは、収益的収入で給水収益の3億6,317万円、支出では、営業費用の原水及び浄水費の動力費2,265万5,000円、配水及び給水費の修繕料2,739万3,000円、減価償却費の1億3,503万4,000円、営業外費用の企業債利息4,569万8,000円です。

資本的収入及び支出では、収入で企業債5,000万円、支出で施設整備費更新事業費の工事請負費3,706万5,000円、施設費の工事請負費8,590万円、企業債償還金9,853万3,000円です。

次に、議案第35号「町道路線の廃止について」ご報告いたします。

町道の起点及び終点の変更を行おうとするもので、本案で一旦廃止して、議案第36号で新しく認定しようとするものです。

内容は、谷5号線約288メートル、寺柱16号線約125メートルです。

次に、議案第36号「町道路線の認定について」ご報告いたします。

議案第35号「町道路線の廃止について」説明した2路線の変更分と新たに2路線を認定しよ

うとするものです。

内容は、谷5号線約288メートル、寺柱16号線約125メートルと新規分の眺霧台1号線約169メートル、眺霧台2号線約129メートルです。

以上で今議会に付託された審査報告は終わりますが、前回の12月議会で継続審査になっていました「米価の大暴落に歯止めをかける請願」についてご報告いたします。平成22年12月定例議会で継続審議となっていたものです。

請願の項目は、政府に対して、1、年産にかかわらず40万トン程度の買い入れを緊急に行うこと、2、米価の下落防止に直ちに講ずることとあります。1の項目について、生産にかかわらず40万トンとあるが、この数の根拠がわからないことや、その後に追加支援策が講じられたこととの意見がありました。

慎重に審査しました結果、当委員会では全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で建設文教常任委員会の審査の結果報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 山中 則夫君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第10号、第18号、第26号の3議案であります。以下、案件ごとにご報告いたします。

議案第10号「専決処分に付した平成22年度三股町一般会計補正予算（第7号）の報告及び承認を求める件」についてご説明いたします。

本案は、爆発的噴火を起こした新燃岳による降灰除去費用等の予算を去る2月3日付をもって専決処分に付したものであります。

歳入歳出予算の総額85億4,221万1,000円に歳入歳出それぞれ1億5,426万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億9,647万1,000円とするものであります。

内容としては、鳥インフルエンザ防疫対策費、降灰除去費用等であります。

審査の結果、全会一致で承認するものと決しました。

議案第18号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第8号）」についてご説明いたします。

本案は、会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定内示による増減補正であります。

歳入歳出予算の総額86億9,647万1,000円から歳入歳出それぞれ8,378万

5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ86億1,268万6,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。地方交付税は普通交付税の決定による増額補正であり、分担金及び負担金は保育料見込みによる減額補正するものであります。繰入金は財政調整基金を減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。民生費は子ども手当及び保育所運営費等の減額補正するものであり、諸支出金はサテライト三股周辺環境整備協力金等を積み立てるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するべきものと決しました。

次に、議案第26号「平成23年度三股町一般会計予算」についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ90億3,000万円で、対前年度比14.3%、11億3,000万円の増となっております。

予算説明資料において、財政状況及び主要な投資的事業等が掲載されております。

歳入のうち、自主財源は構成比31.9%、依存財源は構成比68.1%となり、前年度より自主財源の割合が2.7%減となっております。

次に、第3表地方債は、公営住宅建設事業債等で総額8億8,327万9,000円の借入れが予定されております。

次に、歳出予算について主なものをご説明いたします。総務費については、庁舎内空調整備事業等など前年度比28.1%増となっております。民生費は、特別会計の拠出金及び保育所施設整備事業補助金などが主なものであります。農林水産業費は、通常の経費のほか、国営かんがい排水繰上償還金等で前年度比55.8%増となっております。土木費は、塚原第二団地建設費、島津紅茶園切寄線の工事費などで前年比86.7%の増となっております。教育費は、経常的経費のほか、弓道場建設事業費などで前年比28.7%となっております。

なお、審査の過程で、弓道場建設について附帯意見がありました。この事業は、一般弓道人口の減少、生徒数の減少、将来の三股町、将来の本町の財政状況を予測して余りにも建設費が高額で、町民感覚から見て、現予算のままで予算執行を行うならば、町民の反発を招き、議会の信頼性も問われる事案である。そこで、予算案を凍結して、工事請負費においては1億円以内に縮小するぐらいの大幅な建設費の削減見直しを早急に検討すべきものである。

具体的な意見としましては、大会を誘致したいとの希望ではありますが、武道人口が増える傾向もなく、現実には弓道の競技人口も減少しており、結局は中学生の練習場所にしかないのではないかと。

業者任せでなく、事業者がこの予算で計画してと依頼すれば、いまだ設計も済んでいないので、

予算内で計画できるはずである。本体工事についても坪60万円、矢取り道というんですか、矢取り道に関しても坪約50万円と、なぜ公共建物であるという理由だけでこんなに高いのか疑問である。地盤改良工事についても、改良ありきで予算計上してある。税金ということを念頭に置けば、慎重慎重を期して予算計上してもらいたい。

資料では、基本設計も考えていたが、実施設計だけでよしと500万円削減してあるが、なぜ当初予算に減額した額を計上しなかったのか。事業そのものを精査して、補助金がつくからではなく、真に町民の利益につながる、町民の理解を得られるなど、町民目線の事業規模になるよう見直してもらいたい。

以上、多数の意見がありました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、当一般会計予算・決算常任委員会に付託されました議案の説明を終わります。

---

● ● ●

**日程第2. 質疑（議案第10号から議案第11号、議案第13号から議案第16号及び議案第18号から議案第37号までの26議案並びに平成22年請願第2号）**

○議長（東村 和往君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は、1議題につき1人3回以内となっております。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

---

● ● ●

**日程第3. 討論・採決**

○議長（東村 和往君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第10号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町一般会計補正予算（第7号））」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第10号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

議案第11号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第11号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第13号「職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第13号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「三股町西部地区体育館整備基金条例」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第14号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として討論・

採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第15号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第16号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第8号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第18号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第19号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「平成22年度三股町老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第20号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第21号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「平成22年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第22号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決する



ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第23号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第24号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第25号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「平成23年度三股町一般会計予算」を議題として討論・採決を行います。  
討論はありませんか。上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 一般会計予算に対して討論いたします。

本年度の予算は、いいところもたくさんありますが、予算額に対して投資的経費が昨年度よりも倍以上になり、自主財源はマイナスになっており、借金が増えております。公債費も1億1,127万3,000円と減額になっております。

余りにもバランスがとれてないと思われる予算であり、私は、この予算に対しては反対いたします。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第26号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。上西さん。

○議員（4番 上西 祐子君） 今、国民健康保険が、この十何年間か国からの交付金が削減されて、本当に高く、もうこれ以上は払えないというふうな人たちがたくさんおられます。そういうふうなことで、国に対して、前のように50%の交付金を求めていくべきだと思います。

以上、討論を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第27号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第28号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第28号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号「平成23年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第29号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第29号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号「平成23年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第30号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号「平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第31号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号「平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第32号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第33号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第33号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号「平成23年度三股町水道事業会計予算」を議題として討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第34号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号「町道路線の廃止について」を議題として討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第35号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号「町道路線の認定について」を議題として討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第36号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号「第四次国土利用計画・三股町計画の策定について」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第37号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、さきの12月定例会で継続審査となっていました平成22年請願第2号「米価の大暴落に歯止めをかけるための請願」を議題として討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。請願第2号に対する建設文教委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。請願第2号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

ここで11時20分まで本会議を休憩します。

午前11時09分休憩

.....  
午前11時20分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

#### 日程第4．発議第2号上程

○議長（東村 和往君） 日程第4、委員会提出議案発議第2号「三股町議会基本条例」を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。池田さん。

〔7番 池田 克子君 登壇〕

○議員（7番 池田 克子君） 議会基本条例調査検討特別委員会に付託されました三股町議会基本条例制定に関する原案作成の経過報告と提案理由の説明を申し上げます。

平成22年3月4日、議会基本条例調査検討特別委員会を設置して以来、1年が経過いたしました。設置後、3月16日を第1回として、本年2月23日まで20回の委員会を重ねてまいりました。当初全くの手探り状況の中、事務当局の積極的な資料の提供や委員それぞれの検索を持ち寄り、毎回ごと真剣な討議が行われたように思っております。

経過の中で、口蹄疫発症のため、町民の方々への議会報告会開催や先進地視察の高千穂町、えびの市の研修等が中止になるなど、条例制定上大きな影響を受けましたが、他市町村の情報を糧に懸命に取り組みました。

口蹄疫終息後、討議を進めていく中で、通年議会の課題をもっと詳しく研さんする必要があるとの観点から、9月22日、熊本県の御船町に委員のメンバー6人と事務局含めて8人で研修に行っていました。九州ではただ1カ所、通年議会を実施されている議会であります。

通年議会の内訳は、4月1日より翌年の3月31日まで1年通しの期間である。月のうち、1週目が全員協議会、2週目は本会議、3週目が委員会、4週目が議会運営委員会と設定され、毎月18日から19日間の議会を開催しているとの説明でありました。

通年議会の実施により、各地から研修が相次ぎ、対応に苦慮されているようでもありました。私たち委員会も、2時間の予定がオーバーするほど熱心に研究を、研修を受けることができ、この委員会に課せられた責務の重大さを改めて思い知った次第であります。

この研修は大変参考になりましたが、その後の委員会で検討の結果、今後の課題ということで、通年議会の設定は見送ることになりました。

そのほかについては、1回ごとの委員会の内容は割愛させていただきますが、昨年12月17日の全員協議会を受けて、本年1月12日、一部修正の審議を実施、1月14日と2月14日、執行部側との意見交換会を経て、再度審議の結果が、今回の三股町議会基本条例の原案となりました。

以上、かいつまんだ経過でありましたが、これを経過報告といたします。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方公共団体が自主的に決定できる事務の範

困が拡大され、地方議会の果たすべき役割は広範囲にわたり、その責任の度合いはますます大きく重くなっております。

それを受けてか、地方議会改革の流れは速いスピードで波及しており、終了と検討中を合わせると、全国で57.7%の議会が取り組んでいるとのことであります。

当町においては、平成19年の統一選挙から議員定数が6名減の12名となり、多人数による合議制の機関としては一段と厳しい議会運営となっておりますが、より住民に信頼されるよう、平成21年9月より、開かれた議会に向けての改革に取り組んできたところであります。

これを受けて、平成22年3月に議会基本条例調査検討特別委員会を設置し、1年にわたって検討を重ねてまいりました。これまでの先例や慣行にとらわれることなく、分権時代にふさわしい的確な対応、そして議会の機能を十分に発揮し、地域課題及びこれに対する町民の意見を町政に的確に反映させる。その責任を果たせるよう、本条例を提出するものであります。

まず、本条例の特徴を次の9項目にまとめました。

一つ、町民や団体との意見交換のための議会主催による議会報告会の実施（第5条）、一つ、議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与（第6条）、一つ、政策形成過程の説明の明文化（第7条）、一つ、予算・決算における政策説明資料提出の明文化（第8条）、一つ、9項目にわたる議決事項の追加（第9条）、一つ、議員相互間の自由討議の推進（第10条）、一つ、議員研修の充実強化（第11条）。一つ、議員の政治倫理を明記（第15条）、一つ、最高規範性、見直し手続を明文化（第18条から第19条）というふうな9項目にまとめました。

次に、本条例の原案は次のとおりに構成されています。前文のみ読ませてください。

三股町民（以下「町民」という）から選挙で選ばれた議員により構成される三股町議会（以下「議会」という）は、同じく町民から選挙で選ばれた三股町長（以下「町長」という）とともに、三股町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かし、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、町政の最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

我々は、地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という））が定める概括的な規定を遵守する。町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守する。

これらを実践することにより、町民に信頼され、存在感のある豊かな議회를築くため、本条例を制定する。

第1条、目的、第2条、議会の活動・原則、第3条、委員会の活動・原則、第4条、議員の活



動・原則、第5条、町民参加及び町民との連携、第6条、議会と町長及び執行機関の関係、第7条、町長による改革等の形成過程の説明、第8条、予算・決算における政策説明資料の作成、第9条、議決事件、第10条、討議による合意形成、第11条、議員研修の充実強化、第12条、議会図書室の設置・公開、第13条、議会事務局の体制整備、第14条、議会広報の充実、第15条、議員の政治倫理、第16条、議員定数、第17条、議員報酬、第18条、最高規範性、第19条、見直し手続、最終に附則及び経過措置となっております。

以上、経過報告と提案理由の説明を申し上げましたが、慎重にご審議の上、採択いただきますようよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（東村 和往君） お諮りします。本案については、委員会への付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、本案については、委員会への付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

---

#### 日程第5. 質疑・討論・採決（発議第2号）

○議長（東村 和往君） 日程第5、発議第2号「三股町議会基本条例」を議題として質疑・討論・採決を行います。

ここでお諮りします。本案は、議員全員で全協審査し、議員間の討議を重ねてまいりましたので、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号については質疑及び討論を省略することに決しました。

これより採決を行います。発議第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第1. 議案第39号上程

○議長（東村 和往君） 追加日程第1、議案第39号を上程いたします。

議案第39号について提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 本日追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申

し上げます。

議案第39号「平成22年度三股町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。

去る3月11日に発生しました三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大の震災となり、未曾有の甚大な被害となりました。

この震災で亡くなられた方々に心から哀悼の意を申し上げます。

本案は、東北地方太平洋沖地震の被害地域に対して義援金100万円を支出するため、増額補正をしようとするものであります。

以上、1議案について、その提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（東村 和往君） 補足説明があれば許します。税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） それでは、私のほうでこの予算についての説明をいたします。

中身につきましては総務課長のほうで補足説明をいたします。

まず、この予算書で1ページをあけていただきますと、通常の前算であれば、第1条のところ今年度前算額の総額、あるいは補正額が来るわけがございますけれども、今回は予備費からの組み替えということでございますので、総額は変わらないところでございます。したがって、歳入はないところでございます。

歳出につきましては、4ページを見ていただきますと、予備費のほうは100万円減額になっておりまして、一般管理費のほうは100万円増、寄附金という形で増額になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 私のほうで今回の東北地方のこの地震における義援金の決定の経過について若干お話をさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、それぞれ議員さん方からのご意見等で、この地震に対する支援等のことについてご意見があったところでございますが、その後の経過として、一つは県全体の動きがございます。市長会、あるいは町村会の要請が県のほうにございまして、こういった義援金も含め人的な支援、あるいは物資の支援、こういったものについて統一した考え方で県が取りまとめるというお話もございました。

その中で、この義援金については、それぞれ市長会、町村会の中で取りまとめも行おうということになっておりました。それで、18日に町村会の正副会長会がございまして、その中で協議

がなされたところでございますが、町村会としては、岩手県、宮城県、福島県の3県に対しての義援金として、1県あたり大体500万から1,000万程度をこの正副会長のところでは協議をなされたところでございますが、正式には4月6日に行われます理事会でその額を決定しようということでございました。

期間が、まだ4月6日ということでちょっと先になるんですが、そのほか、県内の市町村の動きということで、ご承知のとおり、えびの市等も義援金を独自にというお話もございました。また、ほかの市町村においては、それぞれ東北地方との交流の関係から、独自に地域を限定した自治体へのご支援ということであるようでございます。義援金をするところ、あるいは物資をそれぞれの自治体のところで調達してやられるところ、それから人的な支援等も含めてあると思います。

本町におきましては、阪神大震災の際の経過を見ますと、義援金として100万円を出しているという経緯がございます。それと、今回、町村会のほうから支援物資についての早急な要請ということで、何が出せるのかというところで要請がございましたが、なかなかですね。今、在庫しております物資については、なかなか有効なものがないというところもございまして、全体としては、やはり一応ここでは義援金をですね。先ほど予算上げましたが、100万円を上げようということで決定をいたしたところでございます。

今後、そういった物資の関係、これは町、あるいは町内の町民の皆さん方への要請、あるいは人的な支援ですね。これは町の自治体としての支援、あるいは町民への要請といったような形で、今後県を通じまして、全体を通じまして、必要なものについては検討していきたいというふうに思いますので、その辺のところ、今回はとりあえず100万の義援金を決定したところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

議案第39号「平成22年度一般会計補正予算（第9号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第39号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上ですべての案件を議了しましたが、12月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付のとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前11時41分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午後0時20分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） 以上で今会期の全日程を終了しましたが、定例会を閉会するに当たり、議長の立場から一言お礼を申し述べたいと存じます。

私たち12名の議員にとりましては、今定例会が最後の定例会となりました。平成19年5月の初議会以来、きょうまでの4年間で定例会が16回、臨時会が16回の計32回議会が開催され、審議・採決した議案数は431議案、意見書・陳情等は82件に上っております。

この間、私は、平成21年5月から2年間、議長を務めさせていただきましたが、今振り返ってみますと、多様な意見が反映される合議体としての議会運営の難しさを痛感いたしました。

そういった一段と厳しい議会運営の中で、活性化が求められている現状にかんがみ、任期最後の議会で議会の機能を十分に発揮し、地域課題及びこれに対する町民の意思を町政に的確に反映させる、そしてその責任を果たすための指針でもあり、また町民に信頼され存在感のある豊かな議会を築くための「三股町議会基本条例」が制定されましたことは、大変喜ばしいことと存じます。新たな三股町の議会史がスタートすることと期待いたしております。

これも、議会運営委員の方々を初め議員各位並びに執行部の深いご理解、ご協力のおかげでありまして、ここに心からお礼を申し上げる次第であります。

なお、今期限りで勇退される方もおられますが、勇退される方々には、長い間本当にご苦労さまでした。各位の長年のご尽力、ご努力に対し心から敬意を表します。

また、4月の選挙に出られる方々には、選挙も間近に迫っております。各位のご健闘を心よりお祈りし、お礼の言葉とさせていただきます。

それでは、以上で平成23年第2回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後0時23分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 財部 一男

署名議員 原田 重治